


659-9



1200501572111

59

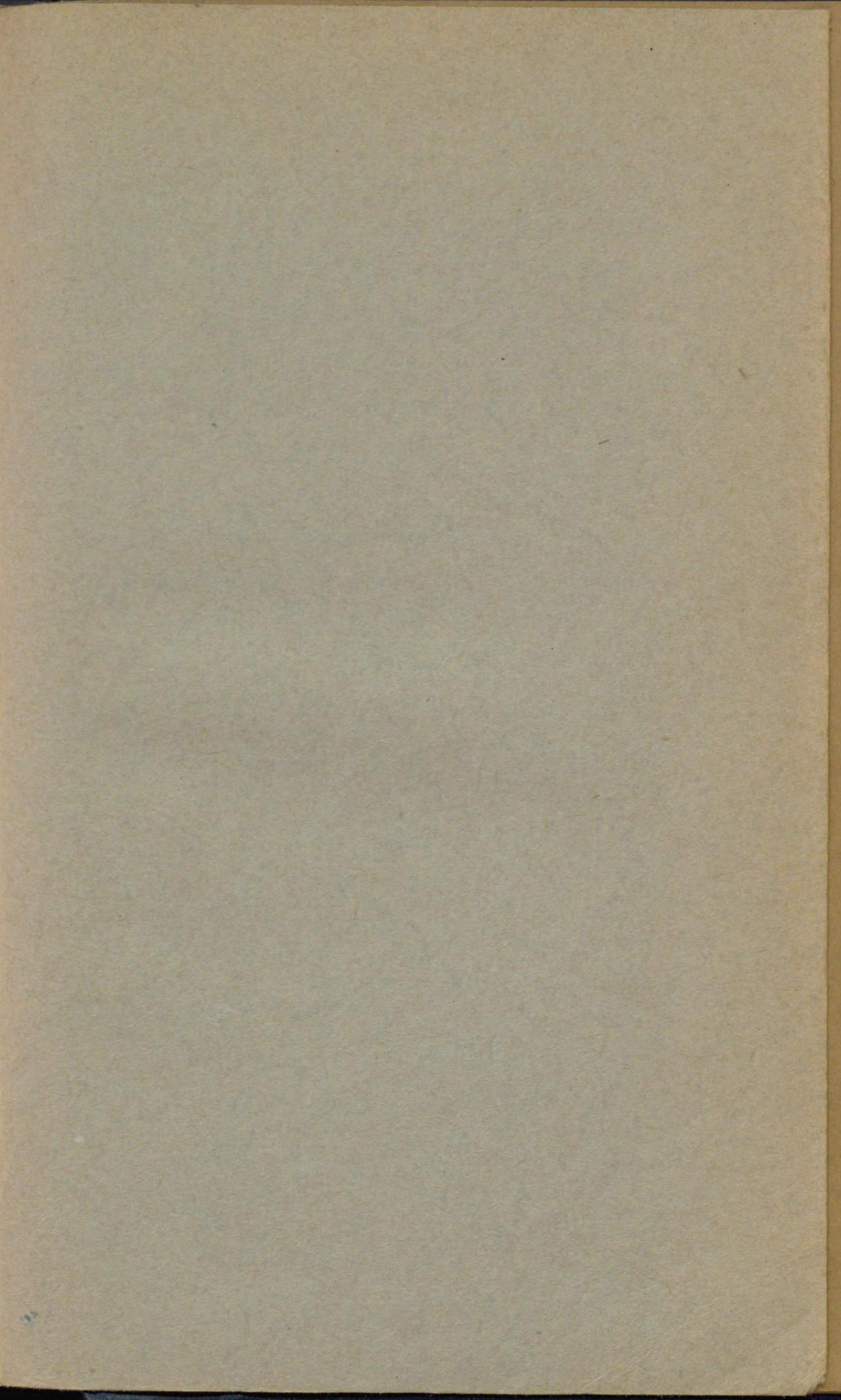
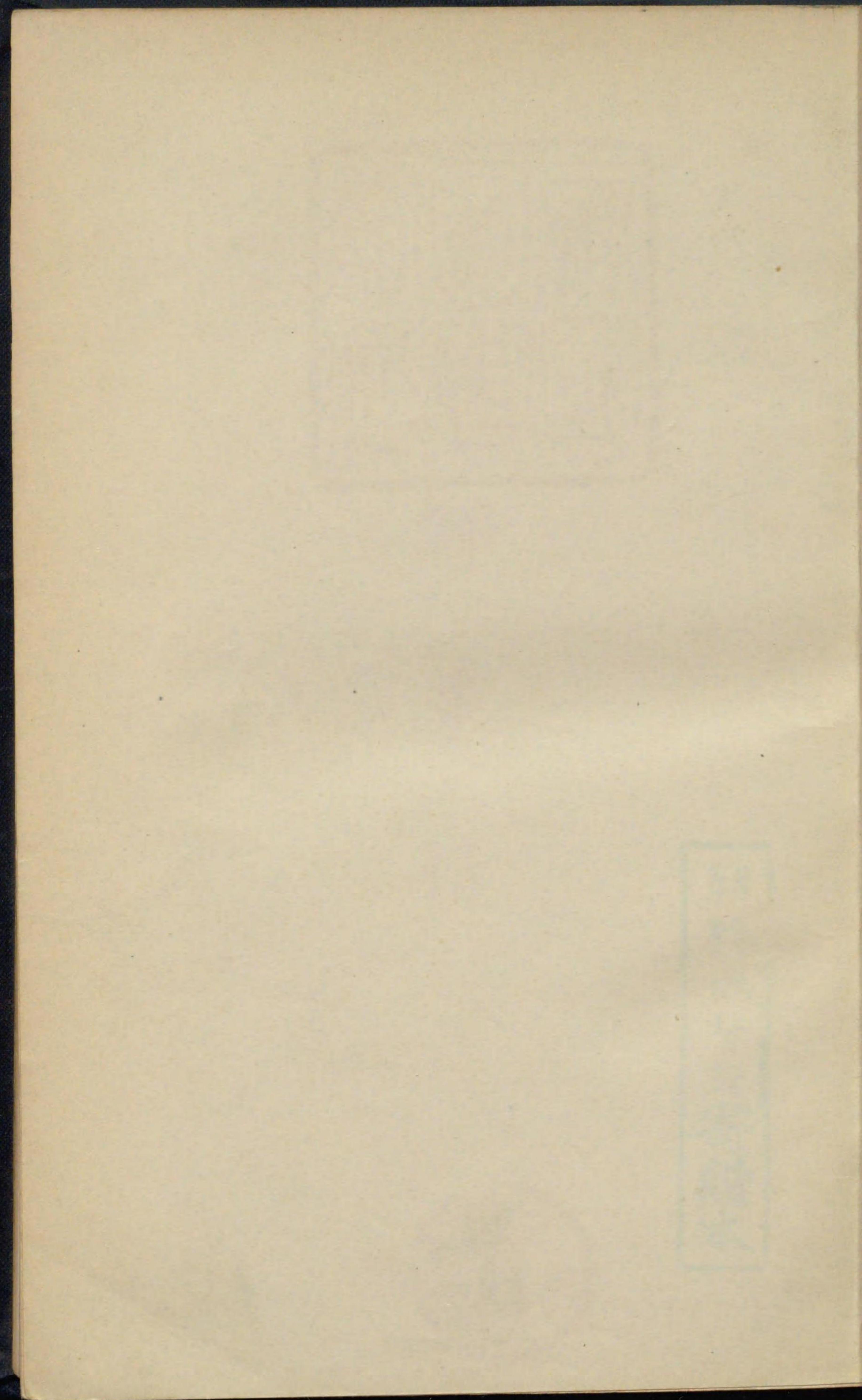
9

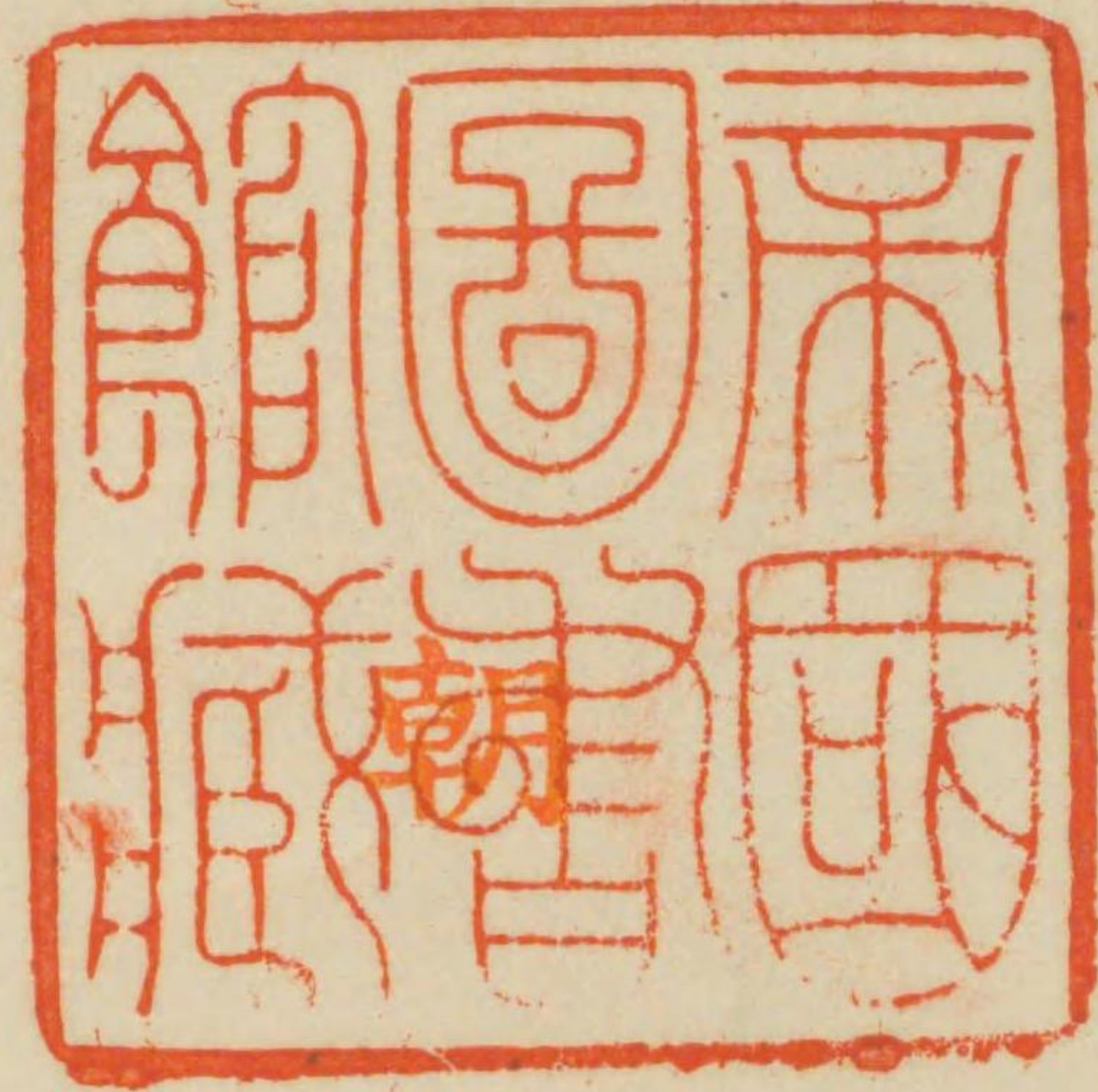


朝鮮事情

昭和十年版

朝鮮總督府





鮮
事
情

朝鮮總督府寄贈本



659-9

本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹
介せんが爲、編纂したるものなり。

昭和九年十二月



9-922

昭和十二年十二月

本書は最近の朝鮮の事情を詳述するものである。...

朝鮮事情 昭和十年版

目次

第一章 總說	一
第一節 地勢	一
第二節 氣候	二
第三節 戶口	四
第二章 交通	九
第一節 鐵道	九
一 總說	九
二 國有鐵道	九
三 關釜連絡船概況	二
四 私設鐵道及軌道	三
五 自動車運輸	六

目次

第二章 道路……………一七

 第三節 港灣……………一九

 第四節 海事……………一九

 第五節 河川……………二三

 第六節 窮民救濟土木事業……………二五

 第七節 通信事業……………二六

 第八節 郵便爲替貯金……………二七

 第九節 朝鮮簡易生命保險……………二九

 第十節 航空……………三二

 第十一節 電氣及瓦斯事業……………三四

第三章 地方行政……………三五

 第一節 道府郡島……………三五

 第二節 公共團體……………三五

 一 道……………三五

二 府……………三六

 三 邑・面……………三八

 四 學校費……………四〇

 五 學校組合……………四一

 第三節 府郡島臨時恩賜金……………四四

第四章 社會事業……………四五

 第一節 罹災救助……………四五

 第二節 賑恤救護……………四五

 第三節 福利施設……………四七

 第四節 職業輔導……………四九

 第五節 兒童保護……………五〇

 第六節 救療機關……………五一

 第七節 社會教化……………五二

 第八節 經學院……………五五

第九節 明倫學院……………五六

第十節 圖書館……………五六

第五章 教 育……………五九

第一節 普通教育……………五九

第二節 實業教育及專門教育……………六三

第三節 大學教育及其の豫備教育……………六四

第四節 師範教育……………六五

第五節 在內地朝鮮學生……………六五

第六節 朝鮮美術展覽會……………六六

第六章 財政及經濟……………六七

第一節 財 政……………六七

一 歲 計……………六七

二 國 債……………六八

三 租 稅……………六九

四 驛屯賭收入……………八八

第二節 通 貨……………八八

第三節 金融機關……………八九

第七章 專 賣……………九九

第一節 煙 草……………九九

第二節 人 蔘……………一〇二

第三節 鹽……………一〇三

第四節 阿 片……………一〇五

第八章 農 業……………一〇七

第一節 土 地……………一〇七

第二節 國有未墾地……………一〇八

第三節 公有水面(干潟及沼澤)……………一〇九

第四節 農業者……………一一〇

第五節 農 產……………一一〇

第六節 蠶業	一三
第七節 畜産	一六
第八節 穀物検査	一九
第九節 肥料取締	二三
第十節 勸農機關	二四
第十一節 農業團體	二六
第十二節 水利組合	三〇
第十三節 米穀倉庫	三二
第九章 商業	三五
第一節 朝鮮人の商業	三五
第二節 内地人の商業	三七
第三節 會社	三七
第四節 取引所及正米市場	三八
第五節 商工會議所	四〇

第六節 重要物産同業組合	四〇
第七節 産業組合	四一
第八節 商工奨勵館	四二
第十章 工業	四五

第一節 工業の概況	四五
第二節 家内工業	四六
一 機業	四七
二 陶磁器製造業	四八
三 朝鮮紙製造業	四八
四 酒類醸造業	四八
五 金屬工業	五〇
六 雜工業	五〇
第三節 工場工業	五一
第四節 中央試験所	五八

第五節 工業獎勵……………一五八

第十一章 貿易……………一六一

第一節 國別貿易……………一六一

第二節 港別貿易……………一六二

第三節 輸移出重要品……………一六四

第四節 輸移入重要品……………一六五

第五節 貿易船舶……………一六六

第十二章 林業……………一六九

第一節 森林保護……………一七〇

一 國有林野……………一七〇

二 民有林野……………一七一

第二節 殖林事業……………一七二

第三節 砂防事業……………一七七

一 國費繼續砂防事業……………一七七

二 窮民救濟砂防事業……………一七九

三 時局應急施設砂防事業……………一八一

第四節 造林貸付並成功讓與……………一八二

第五節 國有林野存廢區分調査……………一八三

第六節 國有緣故森林の讓與……………一八四

第七節 國有林經營……………一八五

一 沿革……………一八五

二 營林の狀況……………一八六

第八節 北鮮開拓事業……………一八九

第九節 林業試験……………一九二

第十三章 鑛業……………一九五

第一節 鑛業の概況及特許鑛山……………一九五

一 鑛業の概況……………一九五

二 特許鑛山……………一九九

第二節 鑛業の助長施設……………一九九

一 鑛床調査……………一九九

二 鑛物の調査及試験……………二〇〇

三 製鐵獎勵補助……………二〇〇

四 産金獎勵補助……………二〇一

第三節 主要鑛物及其の鑛業……………二〇一

第十四章 水産業……………二〇七

第一節 水産業の概況……………二〇七

第二節 漁業處分……………二〇八

第三節 水産業の保護獎勵……………二〇九

第四節 水産試験及調査……………二一三

一 漁撈部……………二一四

二 製造部……………二一五

三 養殖部……………二一五

四 海洋調査部……………二一六

第五節 水産業發展の狀況……………二一七

第六節 水産業の改良及狀況……………二二〇

第十五章 祭祀及宗教……………二二三

第一節 朝鮮從來の祭祀……………二二三

第二節 神社……………二三五

第三節 宗教……………二三五

第十六章 警察……………二三九

第一節 治安狀況……………二三九

第二節 定員配置……………二四〇

第三節 警察區劃……………二四〇

第四節 警察官の養成……………二四一

第十七章 衛生……………二四三

第一節 醫療機關……………二四三

第二節 藥品取締……………二四七

第三節 飲食物及其他物品の取締……………二三八

第四節 屠場及屠畜……………二三九

第五節 牛乳搾取所及牛乳取締……………二三九

第六節 汚物掃除……………二四〇

第七節 上水……………二四〇

第八節 傳染病豫防……………二四一

第九節 海港檢疫……………二四三

第十節 痘苗製造……………二四三

第十一節 慢性傳染病……………二四三

第十二節 地方病……………二四四

第十三節 家畜傳染病……………二四五

第十四節 移出牛檢疫……………二四八

第十八章 司法

第一節 裁判制度……………二五一

第二節 適用法規……………二五二

第三節 小作調停制度……………二五四

第四節 不動産登記制度……………二五五

第五節 戶籍事務……………二五六

第六節 公證事務……………二五七

第七節 執達吏事務……………二五八

第八節 供託事務……………二五八

第九節 監獄……………二五九

第十節 免囚保護事業……………二六二

第十九章 地籍圖・林野圖及地形圖……………二六三

第二十章 古蹟調査 附博物館……………二六九

第二十一章 朝鮮史編修……………二七三

第二十二章 軍事……………二七五

第一節 陸軍……………二七五

第二節 海軍……………二七七

第二十三章 在滿朝鮮人の概況……………二八一

第二十四章 朝鮮の産業……………二八二

第二十五章 朝鮮の交通……………二八三

第二十六章 朝鮮の教育……………二八四

第二十七章 朝鮮の政治……………二八五

第二十八章 朝鮮の外交……………二八六

第二十九章 朝鮮の歴史……………二八七

第三十章 朝鮮の地理……………二八八

第三十一章 朝鮮の人口……………二八九

第三十二章 朝鮮の宗教……………二九〇

第三十三章 朝鮮の文化……………二九一

第三十四章 朝鮮の藝術……………二九二

第三十五章 朝鮮の科学……………二九三

第三十六章 朝鮮の社会……………二九四

第三十七章 朝鮮の法律……………二九五

第三十八章 朝鮮の行政……………二九六

第三十九章 朝鮮の司法……………二九七

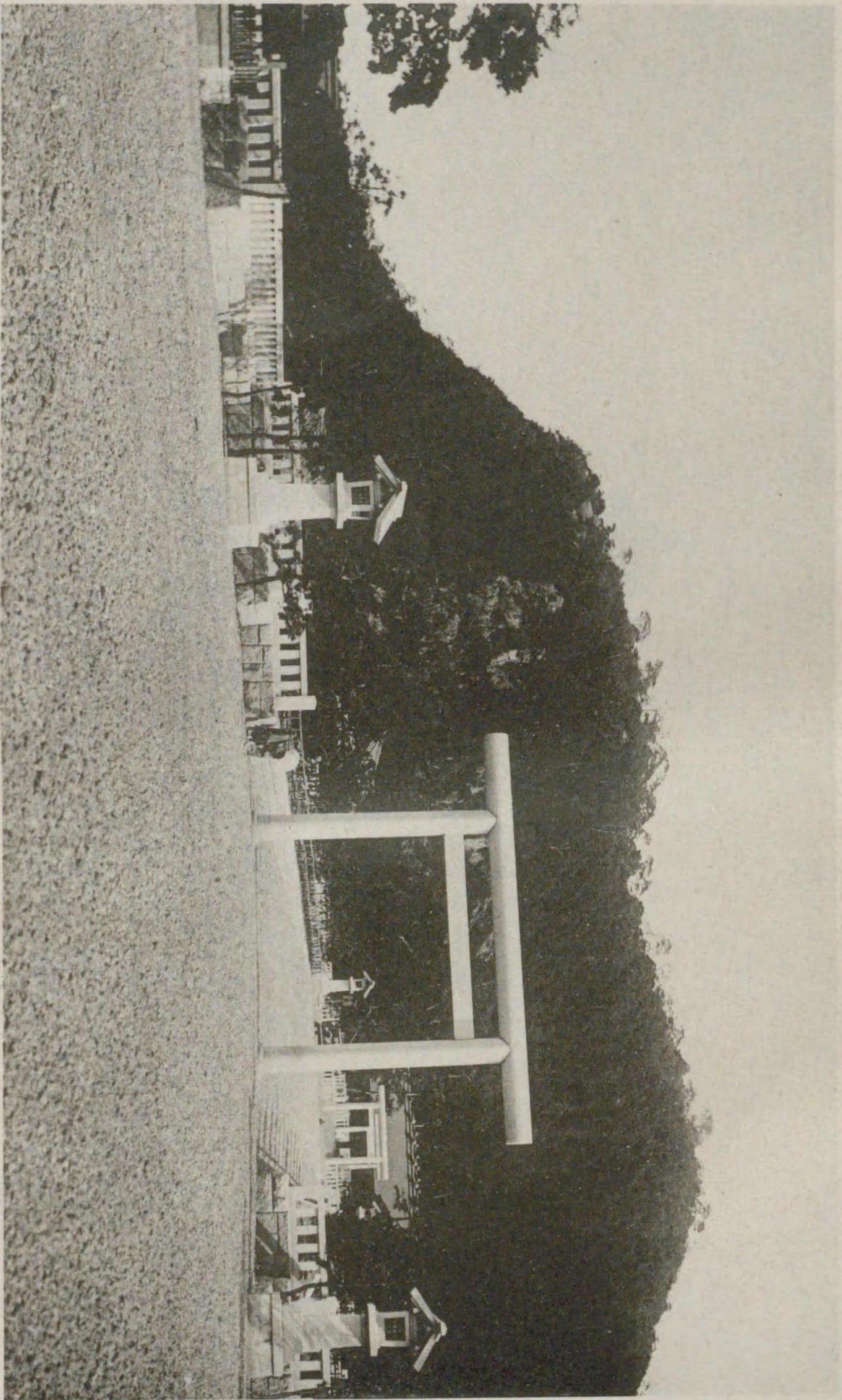
第四十章 朝鮮の警察……………二九八

第四十一章 朝鮮の衛生……………二九九

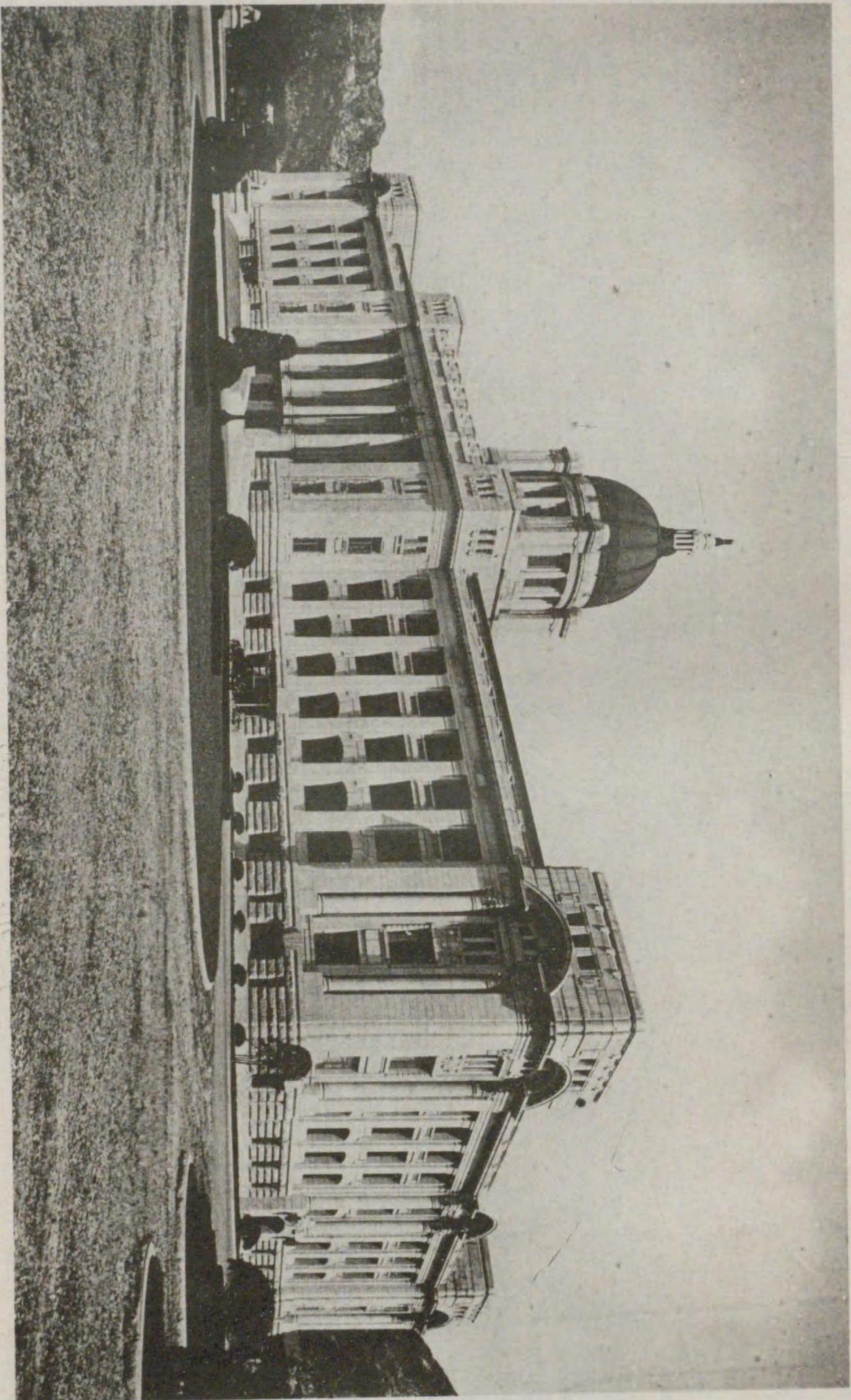
第四十二章 朝鮮の労働……………三〇〇

第四十三章 朝鮮の福利……………三〇一

第四十四章 朝鮮の展望……………三〇二



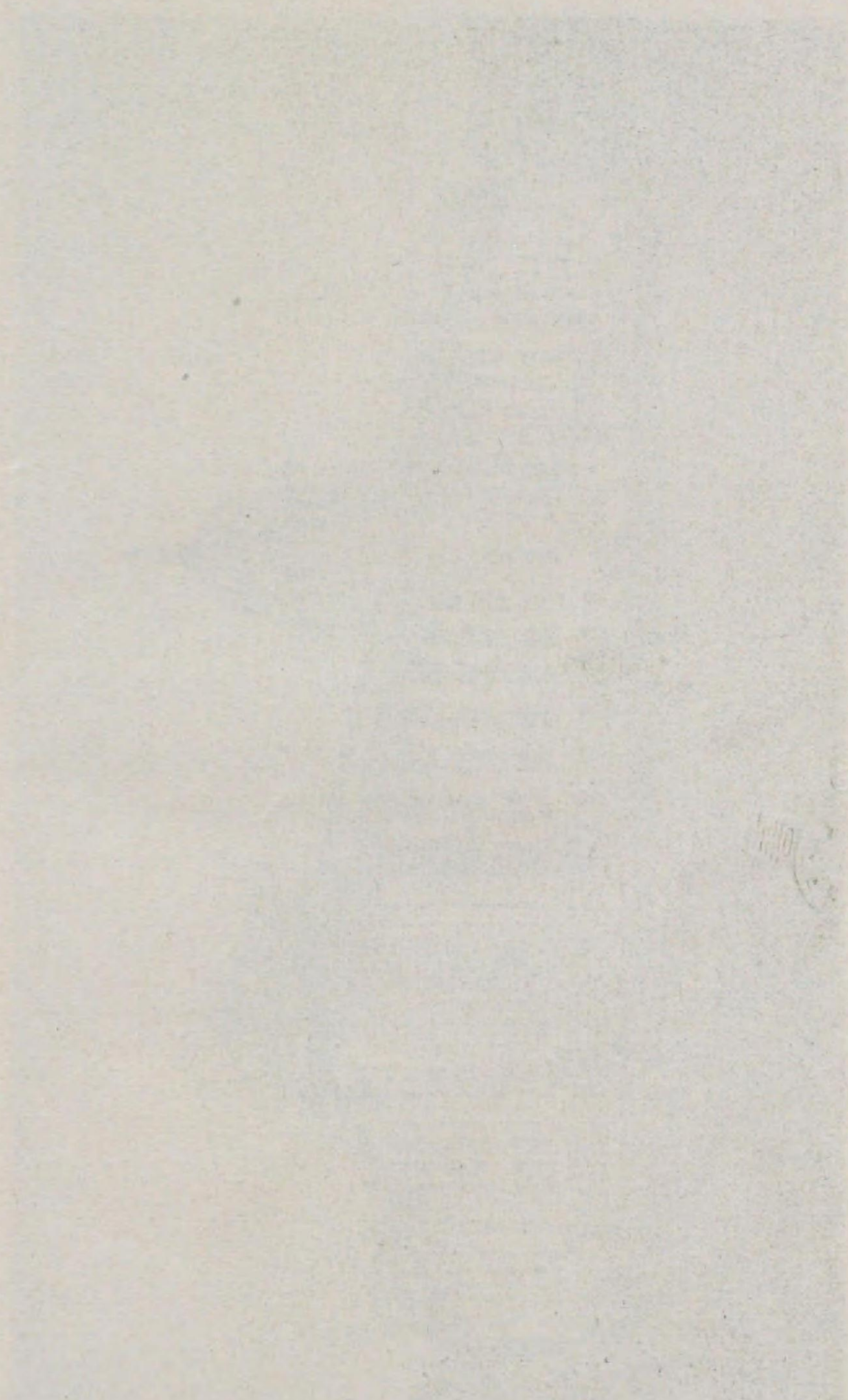
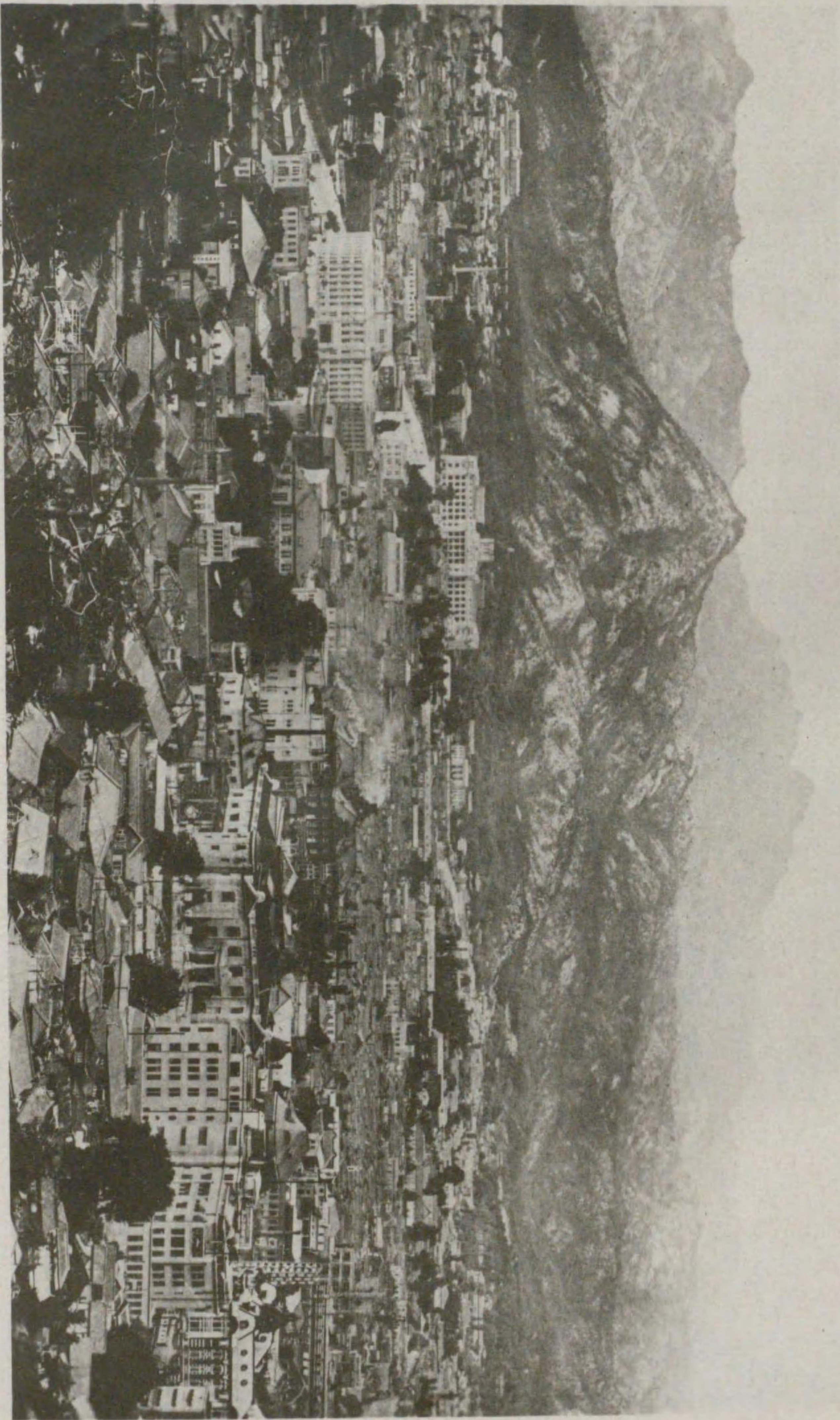
(東京) 朝 鮮 神 宮



朝鮮總督府廳舍(東京)

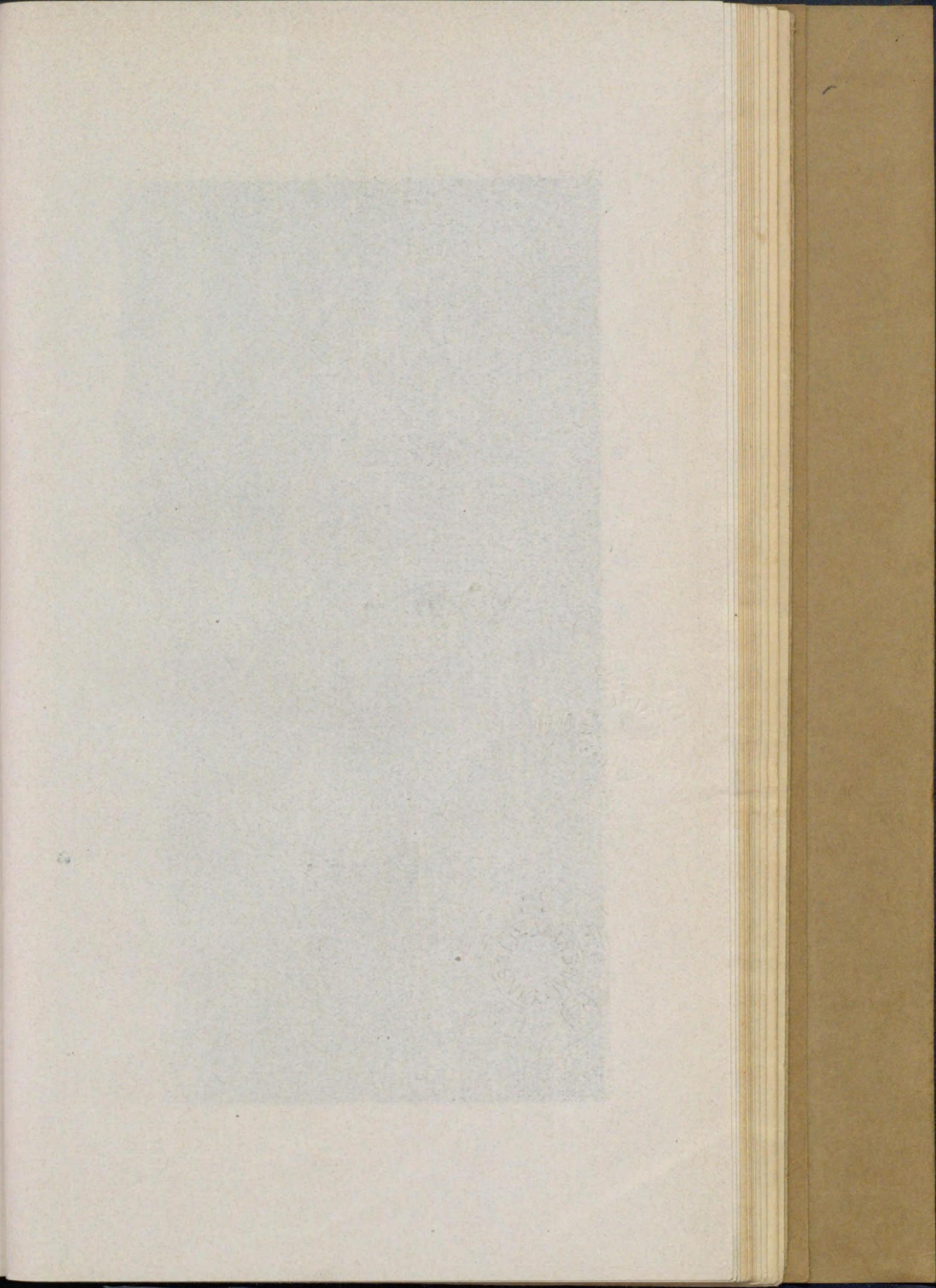


部 一 の 街 市 城 京





金剛山(蓮原江)



朝鮮事情

昭和十年版

第一章 總說

第一節 地勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島にして、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數島嶼を擁す。東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位せり。面積一萬四千三百二十方里、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界す。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港あり、南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成せり。地勢は長白山脈東北より西南に連りて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成せり。脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川平野乏しきも、其の以西は比較的緩斜にして處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌溉の利に富み、地味概ね肥沃なり。

第二節 氣 候

氣温 年平均氣温は南部海岸攝氏十三度餘にして、北進するに従ひ遞減す。中央部は十度内外にして、國境附近に於ては四度乃至三度となる。又東部海岸は西部海岸に比すれば氣候溫和にして、夏季を除きては約二度内外高温を示すを常とす。蓋し西部海岸は冬季北西季節風多きも、東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱にして且海水温度は西部海岸に比し高温なるに因る。尙寒氣は南北に於て大差あるも、暑氣は其の差極めて少し。

風 亞細亞大陸の東部は一般に季節風多きを以て、朝鮮に於ても亦季節に因りて主風方向略一定せり。即ち冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風と爲る。夏季は一般に南偏の季節風と爲り、兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定せず、又兩季節風は常に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜概ね急峻に風力強きも、夏季は濕潤にして曇天雨天の日多く、且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚だ弱し。又冬季々節風は夏季々節風に比して其の間永く、西部海岸は冬季北西風を受くるを以て風力強きも、東部海岸は之に反して脊梁山脈に遮らるゝに因り、風勢概ね弱し。尙全域を通觀するに、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱き傾向あり。

雨 雨の年量は概して少し。即ち全土の大半は八百乃至千耗を示し、南東部海岸は稍と多く、北部並に北西方に至るに従ひ遞減せり。即ち釜山より元山に至る沿岸は年量千五百耗に達し、中部は約千耗西部海岸は九百乃至千耗を測るも、北部地方は遙に減少して七百耗内外となる。就中咸鏡南北道の高原地方

は最寡雨にして年量五百耗に満たざる處あり、又降雨は季節に因りて差異甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期にして雨量極めて少く、六月より八月に至る間は降雨期に屬す。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月なるも、東部海岸の北部は八月にして、時に九月に亙る。斯の如く各地方を通じて降雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色なりとす。

霜 初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも、他は概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて四月中に終るを一般とし、北部地方に在りては五月に入りて終るを常とす。而して南部に在りても往々五月中旬晩霜を見ることあり。

霧 朝鮮近海到る處濃霧を發生す。就中最多きは多島海附近にして、濃霧日數一年中七十日内外に達し西部近海北東部沿岸地方之に亞ぎ、其の他は二十日乃至五十日の間に在り。又濃霧は沿岸に近づくと従つて減少し、内陸に入りては殆んど皆無となり、冬季に於ては概ね之を見ざるも、初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に、盛暑期に入るに及びて減退す。

雪 降雪期は年々遅速あれども、初雪は北部高原地方に最も早くして十月下旬に、他は概ね十一月に、南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬に之を見る。終雪は北部國境地方最も晩くして四月末に屬し、釜山地方最も早くして三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り。然れども冬季は一般に雨雪量少きを以て、積雪一二尺に及ぶは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること稀なり。

第三節 戶 口

昭和八年末現住戶口調査に依れば、總戶數三百九十五萬二千四十九戶内、内地人十三萬五千七百七十九(臺灣人二戶を含む)朝鮮人三百八十八萬五千六百八十四戶、外國人一萬六百五十八戶。總人口二千七十九萬一千三百二十一人内、内地人五十四萬三千一百四人(臺灣人五人を含む)、朝鮮人二千二十萬五千五百九十一人、外國人四萬二千六百二十六人なり。

各道面積と現在戶口 (昭和八年末)

道	面積 方里	戶 數			
		内地人	朝鮮人	外國人	總 數
總 數	三三〇,七六三	一三五,七〇七	二〇,八〇五	一,六五八	三三二,一七〇
京 畿 道	三三,八三三	三三,七七八	三六,五八七	一,八八五	七二,二五〇
忠 清 北 道	七,四三四	一六四,二八三	二,一三八	一六,九八四	一八三,四五〇
忠 清 南 道	八,〇九二	二六〇,八三三	六,〇六八	三五五,三五三	五六二,八五四
全 羅 北 道	八,五六一	二八三,八六五	八,三七三	二七五,〇〇一	五六七,六六九
全 羅 南 道	一三,八九一	四三七,二四七	九,八〇六	四四七,一一九	四八七,〇七二
慶 尙 北 道	一八,九八七	四五五,八三三	二,七九九	四三三,六七二	八八八,五〇五
慶 尙 南 道	一三,三〇五	四一,七〇二	二,六五四	三八九,七九四	四二四,一〇〇
黃 海 道	一六,七三〇	二九七,八九九	一四,九一六	二九二,三〇六	五九九,一〇五
平 安 南 道	一四,九三六	二五五,六三三	八,三三〇	二四六,八〇七	三〇〇,三三〇
平 安 北 道	二八,四四三	二八三,二八三	六,〇〇四	二七五,五一一	三三〇,〇〇〇
江 原 道	二六,二六二	二六八,四三四	三,四七五	二六四,七七七	三三二,三三三
咸 鏡 南 道	三,九七八	二六九,五七一	一〇,八九二	二五七,四七〇	二八〇,八〇〇
咸 鏡 北 道	三〇,三四六	一三三,五〇七	一〇,〇六四	一二三,三四九	一四三,三三三

備考 内地人京畿道には臺灣人戶數二、人口五を含む。

現住戶口職業別 (昭和八年末)

道	總 數	(一) 戶 數					無職業及職 業を申告せ ざる者
		農業、林業 牧畜業、漁業 及製鹽業	工 業	商業及 交通業	公務及 自由業	其の他の 有業者	
總 數	三,九五二,〇四九	二,九五六,五四五	一,〇八,八九七	二九七,四八三	一八六,七九〇	二九九,四〇五	一〇〇,九九九
内地人	一三五,七〇七	一〇,九四八	一八,〇七四	三五,二五四	六〇,二九六	五,八五五	六,二八〇
朝鮮人	三,八〇五,六八四	二,九四五,二〇四	八九,一五五	二五八,四一三	一二五,八二五	二九二,四九七	九四,五六〇
外國人	一〇,六五六	二,三九三	一,六二八	四,八一六	六七九	一,〇五三	八九
總 數	三〇,七五一,三三二	一六,三九九,三八二	五〇八,三五七	一,三五六,八九四	八三二,三五七	一,二八六,四七〇	三七一,八六一

第一章 總說

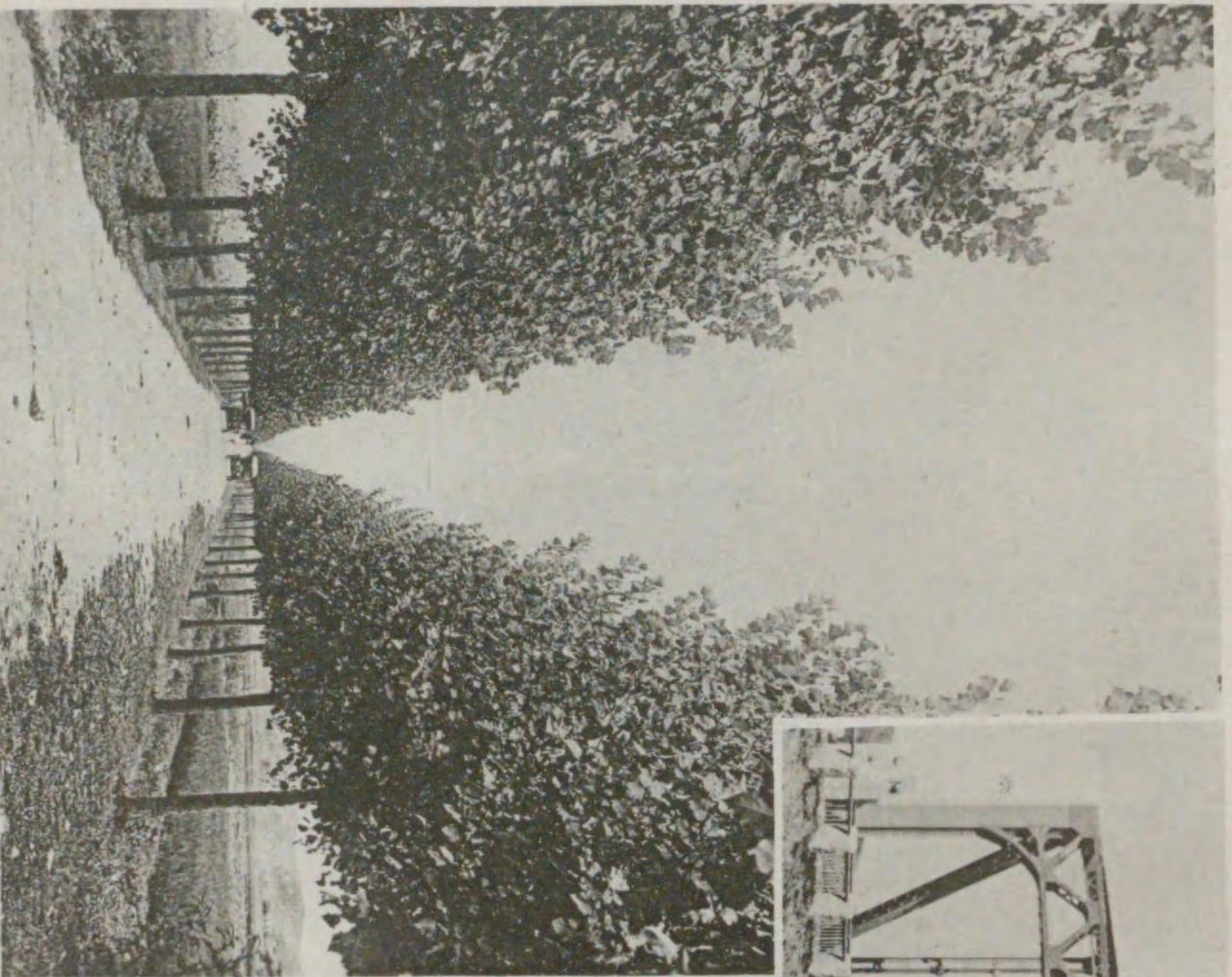
內地人	五四三、一〇四	四九、二三五	六八、八八八	一一五、七七七	三〇、一三五	三二、七四六	二一、三〇九
朝鮮人	二〇、二〇五、五九一	一六、三四一、三三〇	四三、一、四三三	一、三三六、二五五	六〇〇、三六〇	一、三五六、一一三	三五〇、二七一
外國人	四二、六六六	八、九三三	八、〇五六	一、八八九	一、八六二	四、六二二	二八一

備考 內地人商業及交通業には臺灣人戸數一、人口二を、公務及自由業には同戸數一、人口三を含む

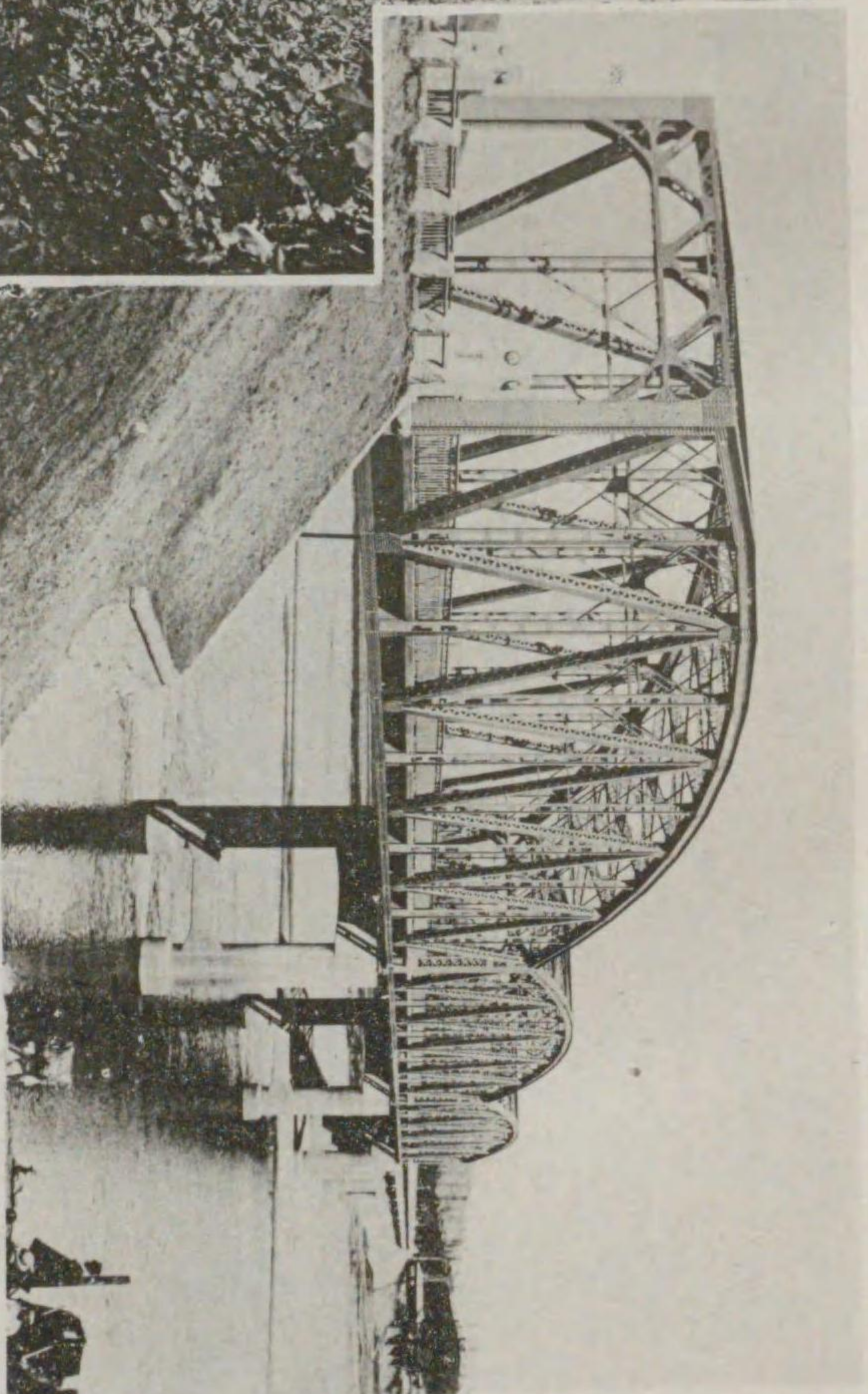
現住内地人戸口本籍地別 (昭和八年末)

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		男	女			男	女
總 數	一三五、七〇五	五四三、〇九二	二七八、五二〇	千 葉 縣	九四二	三、五九〇	一、八四六
北 海 道	七五四	三、二〇一	一、六五四	東 京 府	三、〇七七	一一、〇四〇	六、〇五六
青 森 縣	四八六	二、〇八五	一、〇三四	神 奈 川 縣	七九三	三、〇八四	一、五四一
岩 手 縣	六九九	二、八二六	一、四三四	新 潟 縣	一、八五三	七、五二七	三、八五三
宮 城 縣	一、七六七	七、一四四	三、六四九	富 山 縣	一、二七〇	五、一六八	二、七三四
秋 田 縣	八四三	三、三七四	一、七八一	石 川 縣	一、六三三	六、六七三	三、四三七
山 形 縣	一、二八八	五、二五六	二、七三三	福 井 縣	一、七二二	六、九〇七	三、五三一
福 島 縣	一、八〇三	七、三二九	三、七九〇	山 梨 縣	一、〇三九	三、九八〇	二、〇七二
茨 城 縣	一、二二七	四、七五三	二、四六三	長 野 縣	二、一五三	八、四四〇	四、三九九
枋 木 縣	八七八	三、三〇七	一、六九五	岐 阜 縣	一、六九五	六、八一〇	三、五九一
群 馬 縣	八五二	三、三七四	一、七五六	靜 岡 縣	一、七九六	七、二二六	三、七五二
埼 玉 縣	七一一	二、七六九	一、四一七	愛 知 縣	二、七七七	一一、三〇七	五、八三三

三 重 縣	一、六六六	六、七〇四	三、五〇八	香 川 縣	三、一〇一	一一、八二七	六、四八九
滋 賀 縣	一、四六五	六、三三一	三、四四九	愛 媛 縣	三、九三五	一五、八〇〇	八、〇六六
京 都 府	一、五四八	六、一四四	三、〇七七	高 知 縣	二、一三一	八、六三五	四、三九九
大 阪 府	二、四六九	九、三九九	四、六七一	福 岡 縣	一、〇、四八〇	四三、六〇六	二一、九二六
兵 庫 縣	二、八四四	一一、一九〇	五、七五八	佐 賀 縣	六、三〇八	二五、八六九	一三、三四六
奈 良 縣	九八四	三、八二二	一、九九七	長 崎 縣	八、二〇四	三四、三四五	一六、九六六
和 歌 山 縣	一、六九九	六、九三三	三、六九〇	熊 本 縣	九、〇四三	三四、四五二	一七、六九二
鳥 取 縣	一、四〇四	五、五〇一	二、八五九	大 分 縣	六、四四五	二五、四〇五	一三、一〇〇
鳥 根 縣	三、四一九	一一、三六一九	七、〇七〇	宮 崎 縣	二、一一一	七、五五六	三、九六七
岡 山 縣	五、五〇三	二二、八七二	一一、三三八	鹿 兒 島 縣	六、三三三	二四、一二七	一一、六三四
廣 島 縣	七、九六一	三三、二六八	一六、六一五	沖 繩 縣	六八	二四一	一三四
山 口 縣	一三、五三四	五二、〇一九	二六、〇八八	樺 太 縣	五二	一五六	九二
德 島 縣	一、八二二	七、三二一	三、六七八				六四



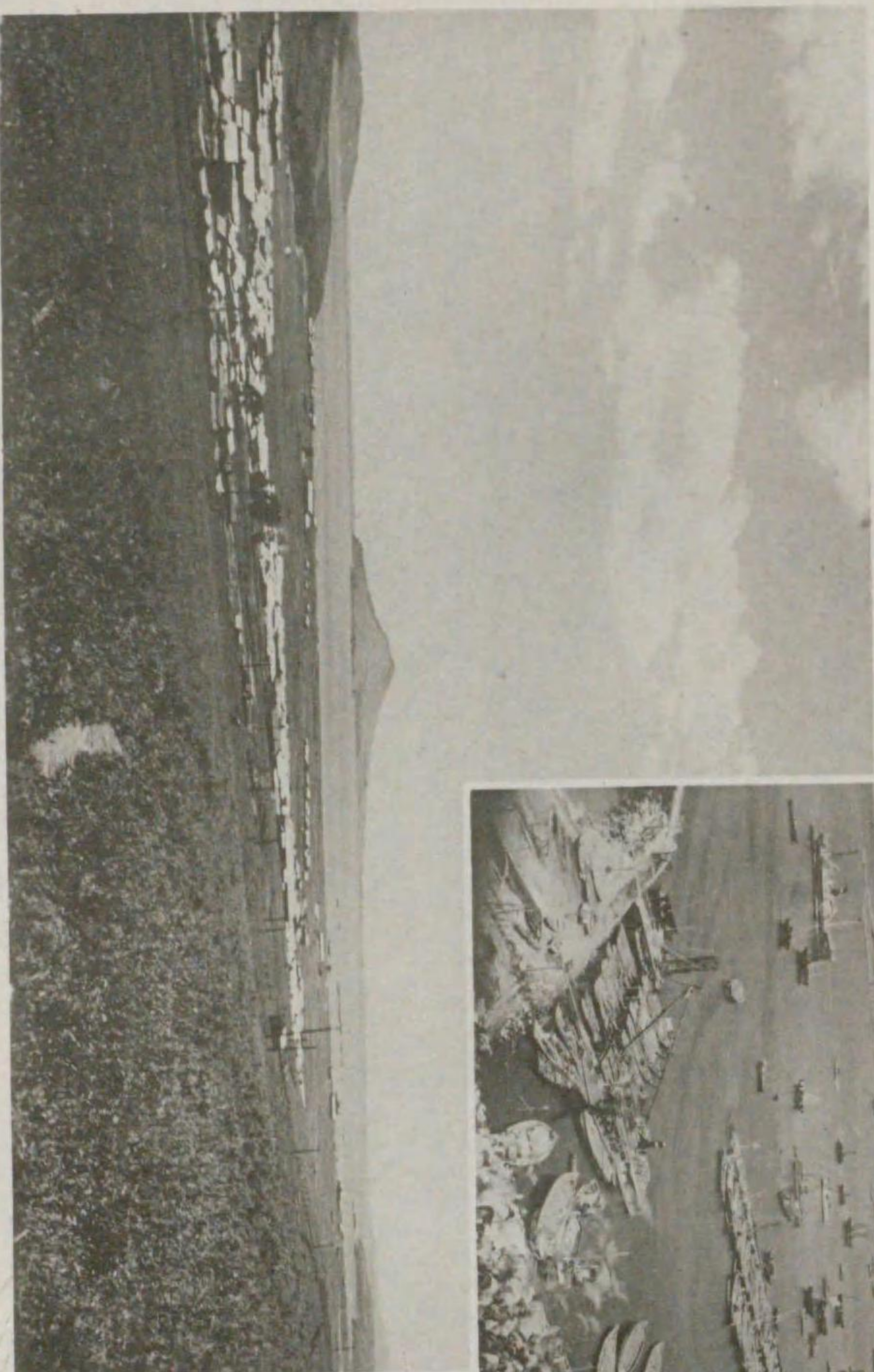
並木道 (遼北清忠) 路



錦江橋 (遼南清忠)



仁川港 (總京)



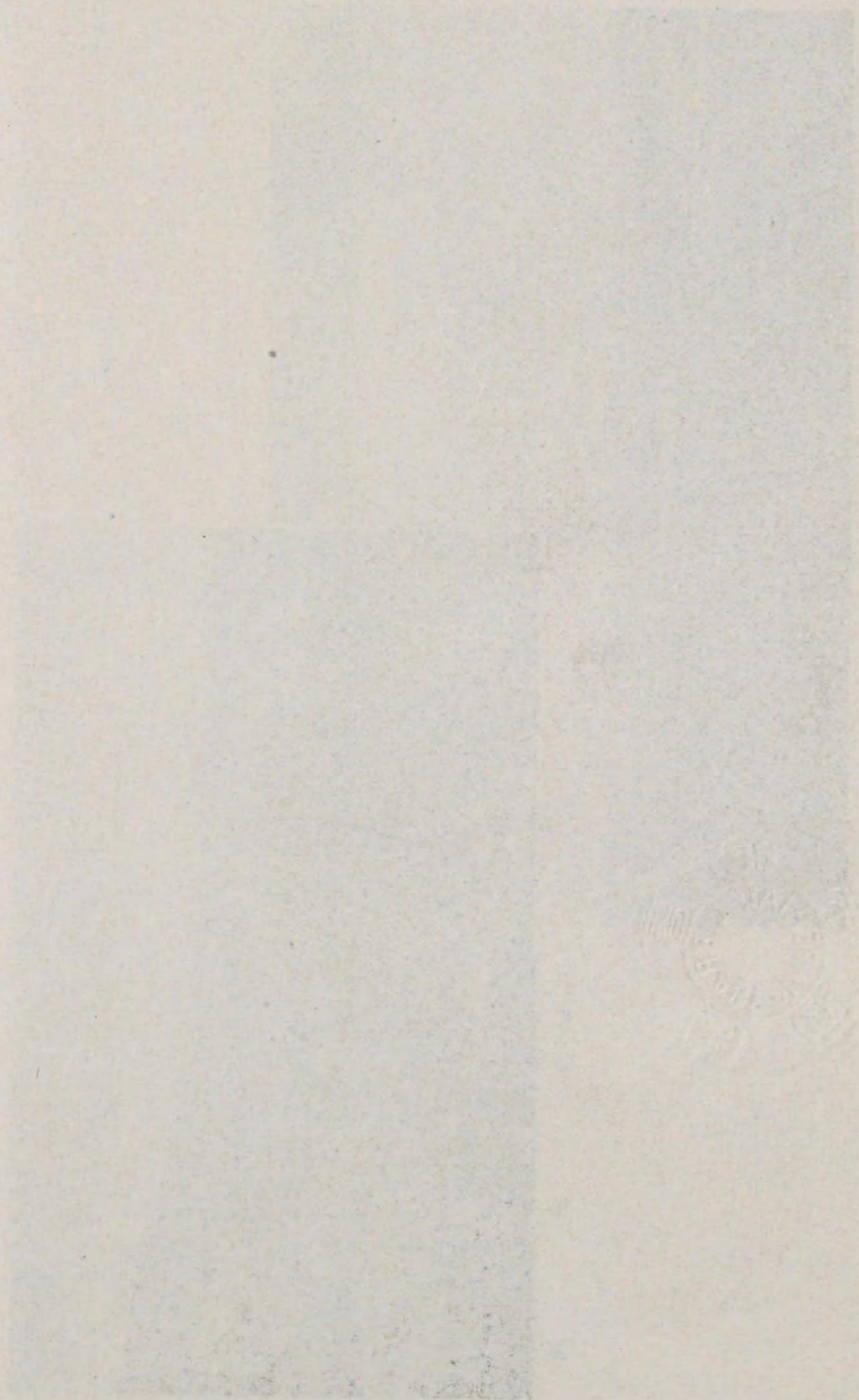
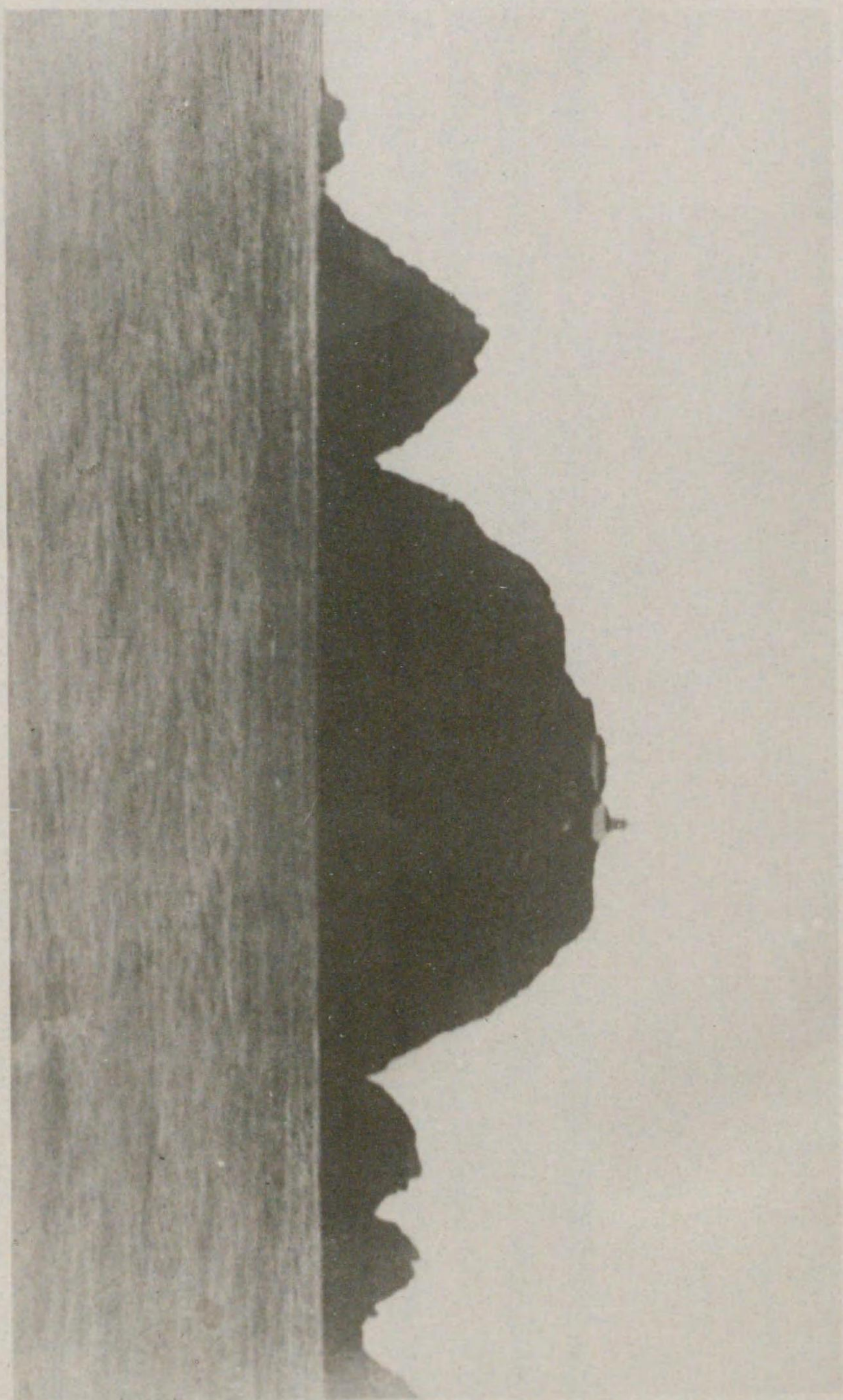
羅 津 港 (北 威)



清 津 港 (北 威)



七 發 島 燈 臺 (通南羅全)



第二章 交通

第一節 鐵道

一 總 說

朝鮮の鐵道は國防並に統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接の關係を有す。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すものにて、其の軌幅は概ね一米四三五耗(廣軌)を使用す。而して朝鮮に創めて鐵道の布設せられたるは、明治三十二年京城仁川間の一部にして、爾後國有鐵道の普及と相俟ちて私設鐵道の保護助長に努むる所あり、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に貢獻する所少からず。

二 國 有 鐵 道

明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始し、同三十八年京釜線竣工し、同三十九年京義線の竣工と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等幹線の敷設あり、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するものにして何れ

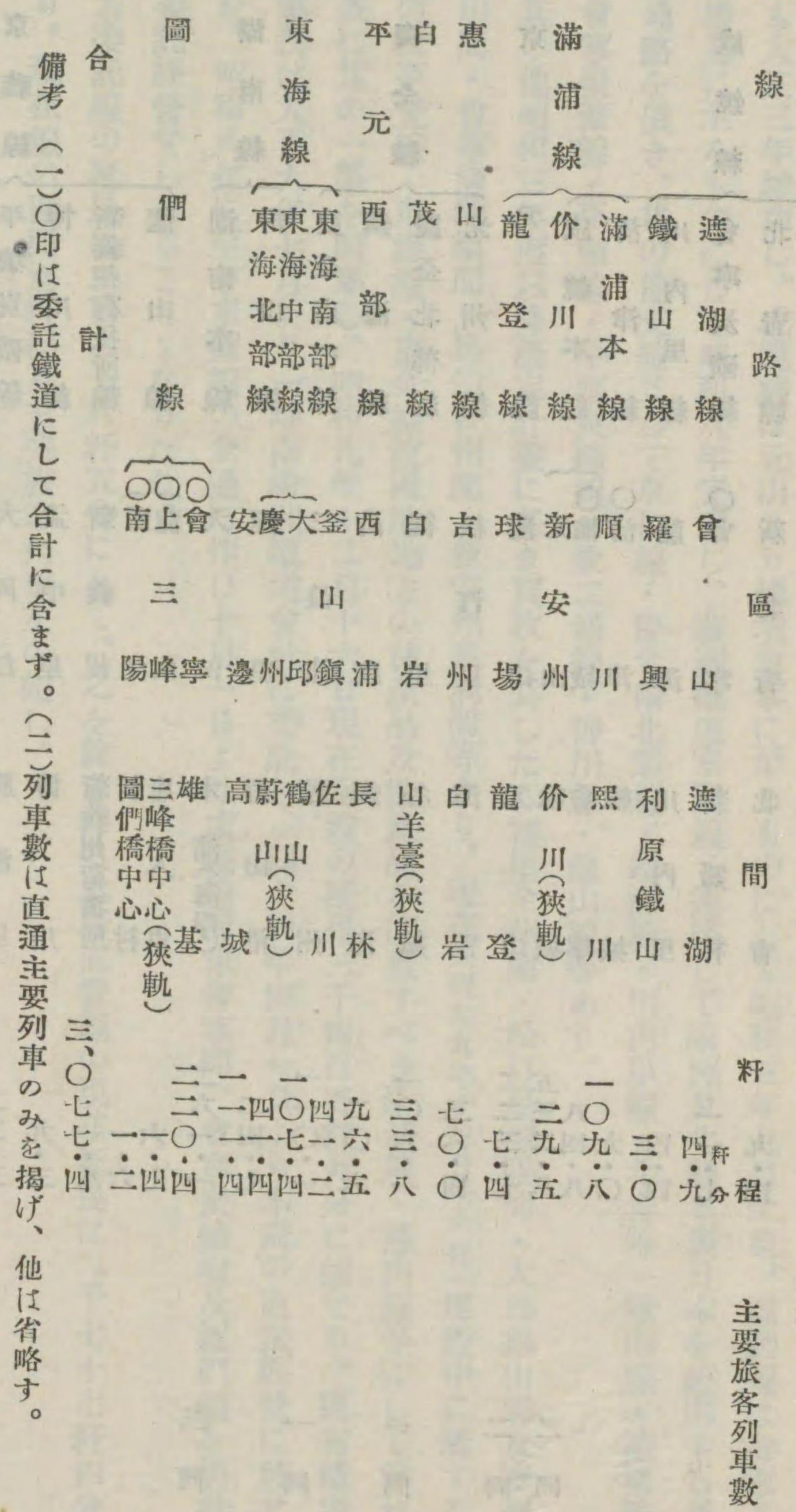
も大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るものにして昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るものにして昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線を連絡して滿洲及北鮮を裏日本を經由する新交通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等あり。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収を爲したる裡里全州間・松汀里潭陽間・大邱鶴山間及慶州蔚山間・會寧潼關鎮間・馬山晋州間・新安州泉洞間等あり。現在（昭和九年十二月十六日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線並國境地方の林産品及礦産品を開發すべき滿浦線・惠山線等にして孰れも既に其の一部を開業し、昭和九年十二月十六日現在全線の延長三千四百五十九分に達せり。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移せしが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ十月一日より咸鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしむることとなりたり。

右委託線の延長は三百二十八軒五分にして、之を除きたる本府直營線の現在延長は三千七十七軒四分なり。現在線の區間別料程及主要旅客列車左の如し。

線	區	間	料程	主要旅客列車數
京釜線	京	釜	四五〇 ^軒 ・五	五 往復
京仁線	京	仁	三一〇	一三 同
永登浦	永	登浦		
仁川(海岸)	仁	川(海岸)		

線	區	間	料程	主要旅客列車數
京義本線	京	義	四九九・三	五 同
兼二浦線	兼	二浦	一三・一	
平壤炭礦線	平	壤	五五・二	四 同
平南線	平	南	二三・三	
博川線	博	川	九・三	
新義州荷扱所線	新	義州荷扱所	一・八	
龍山線	龍	山	一・六	
湖南本線	湖	南	二六一・一	三 同
群山線	群	山	二四・七	
慶全南部線	慶	全南部	一一〇・一	一 同
鎮海線	鎮	海	二〇・六	
慶全北部線	慶	全北部	一〇六・一	一 同
光州線	光	州	三六・四	
元龍線	元	龍	二二三・七	二 同
咸鏡本線	咸	鏡	五三二・八	二 同
清津線	清	津	八四・八	
川内里線	川	内里	九・〇	
會寧炭礦線	會	寧	四・四	
咸鏡線	咸	鏡	一一・七	
北青線	北	青	九・四	



備考 (一)○印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す。

三 關釜聯絡船概況

下關、釜山間海上二百四十軒の聯絡船は鐵道省の經營するものにして、現在景福丸・德壽丸・昌慶丸(各三、六一九噸)の三艘を交替運航し、晝夜二回兩地發船、最短時間(晝航便)約八時間にして、尙

新羅丸(三、〇三五噸)多喜丸(一、二二七噸)の二艘は旅客輻輳の場合及貨物運送の爲不定期に運航せり。

四 私設鐵道及軌道

一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されつゝあり。昭和九年十二月十六日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は開業線一千三百二十二軒八分、未開業線二百二十七軒八分、專用鐵道既設線百五十九軒五分に達せり。昭和九年十二月十六日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の如し。

經營者及主たる事務所所在地	線名	區間	軒程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費
朝鮮鐵道會社(京城)	黃海線	沙里院、水橋	六・五	同	同	八、一〇、一〇	〇〇千圓	一十千圓
	花山、内土	六・一	同	同	同	八、一〇、一〇	〇〇千圓	一十千圓
	新院、下聖	五・六	同	同	同	八、一〇、一〇	〇〇千圓	一十千圓
	忠北線	鳥致院、忠州	九・〇	一、四三三	蒸汽	六、八、一六	〇〇千圓	一十千圓
	慶北線	金泉、慶北安東	一八・一	一、四三五	同	八、一〇、一六	〇〇千圓	一十千圓

第二章 交通

經營者及主たる事務所在地	區	間	料程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費
咸南線	咸興、上通	五老、咸南新興	三〇・三	七六二	同	八、六、二二	八、六、二二	
			二四・〇					
咸北線	古茂山、茂山	豐上、長豐	二・三	七六二	蒸氣	八、六、二二	八、六、二二	
			六〇・一					
小計			五四・八・六					
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長湖院	天安、長項棧橋	六九・八	一、四、三五	蒸氣	大正八、九、三〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
			一四四・二					
小計			二四・〇					
金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵原、內金剛	咸南新興、赴戰湖畔	二六・六	一、四、三五	電氣	八、八、二二	一一、〇〇〇	七、八〇〇
			五〇・六					
新興鐵道株式會社(興南)	上通、舊津	西咸興、天機里	六・八	七六二	蒸氣	六、九、一五	八〇〇	六、四〇〇
			一四・八					
小計			一七・二					
京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	麗水、寶城	七三・四	七六二	蒸氣	大正九、三、三	三、〇〇〇	一、二九〇
			九三・〇					
南朝鮮鐵道株式會社(光州)	寶城、光州	麗水、寶城	六七・〇	一、四、三五	同	大正二、四、五	二、八、一五	一〇、〇〇〇
			一四・三					
小計			一三〇・〇					

朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山) 釜山鎮、東萊 九・五 七六二 電氣 明治四三、六、二九 電燈瓦斯を含む 建設費含 六、〇〇〇 一、一九七

私設鐵道開業線合計 一、四九・三 一〇六、三〇〇 四六、四三七 内建 一、一九七

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四料三分あり。

二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十八料五分あり。

主たる軌道開業線 (昭和九年十二月十六日現在)

經營者及主たる事務所在地	區	間	料程	軌間	動力	許年月日	建設費	記事
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山府内	平壤府内及郊外	九・八	一、〇、六七	同	大正四三、三、一九	前出	私鐵欄に計上す
			一、〇、六七					
咸平軌道株式會社(咸平)	鶴橋驛、咸平邑内	同	六・一	一、〇、六七	輕油	大正一五、五、三	八六、四三三	最近の決算額を計上す
			一、〇、六七					
京城軌道株式會社(京城)	東大門、蘆島	同	九・一	一、〇、六七	同	大正六、九、一六	二八五、四六八	
			一、〇、六七					
其他			一・一	〇、六、一〇		大正九、二、七	三、五〇〇	
軌道開業線計			七三・五				五、八三八、二四二	

第二章 交通

を四箇所とし、同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し、少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて築造するを得策を認め、之が改良を併せ施行することとし、大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七十七萬圓を追加計上し、實施中財政の關係上竣工期を昭和八年度に改め、更に大正十五年度に至り國境道路五百三十軒餘工費五百六十六萬餘圓を追加し、竣工期を昭和十年度に改め、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八軒餘に變更し、尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を三千百一十一萬九千餘圓、竣工期を昭和十三年度に改め實施中なり。右の外、北鮮地方中、鴨綠豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、之に伴ひ其の目的を達する爲必要なる事業の一部として重要道路中二等道路五百三十八軒八、三等道路二百三十九軒七の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に亘り、工費八百三十八萬圓にて工事施行の豫定を以て昭和七年度より工を起したり。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬二千餘圓を以て一、二等道路、金山道路及林道の改修を行へり。

以上本府に於て直轄施行するもの外、本府は地方廳に對し補助を與へ一、二、三等道路の修築改築を行はしめつゝあるが、尙別に國庫より補助を與へ、窮民救濟土木事業として昭和六年度より工費三千三十四萬七千圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百五萬八千圓を以て一、二、三等道路の改修及修繕工事を起したり。

右實施の結果最近に於ける道路改修濟延長は、夫役施工に依るものを加へ一、二等道路一萬千三百三十軒餘、三等道路一萬二百八十一軒餘、金山道路及林道延長百七十三軒餘に達せり。

第三節 港 灣

港灣は統監府時代釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所の方々應急施設を行ひしも、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半途に併合となりしを以て、總督府は更に規模を擴大して水陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行し、次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津港及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港、昭和四年度より仁川・鎮南浦港の擴張を追加し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港の設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事を起せしが、群山・元山・城津・木浦・多獅島及雄基港の修築は既に施行を了し、目下清津・仁川・鎮南浦・城津港(貯木場設備)及雄基港の工事施行中なり、地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て之を施行し、總督府は其の緩急を計り、相當國庫補助金を支給して之が完成に努めつゝあるが、尙普通補助工事の外昭和六年度より窮民救濟土木事業、又昭和七年度より時局應急施設土木事業として國庫より補助を與へ漁港の修築を行へり。

第四節 海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ、汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加の傾向を誘致するに至れり。昭和七年末現在の船舶數左の如し。

種別	汽船		帆船		合計	
	數	總噸數	數	總噸數	數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	三三三	五八、〇八七	七九九	二六、六二七	一、〇三二	八四、七一四
不登簿船	三六四	三、六六六	九、九三二	一〇三、三五八	一〇、三三六	一〇五、九四四
内地に船籍港を有し朝鮮籍港を航行するもの	三	七三	三	一七九	一五	九五二
登簿船	二	三	一	一	二	二
不登簿船	二	三	一	一	二	二
合計	六二〇	六三、五五九	一〇、七四四	一三九、〇六四	一一、三六四	一八一、六三三

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても、累年増加し、著しく進歩の迹を示せり。

種別	船員現在數 (昭和八年度末現在)		手帖を返還したる者		合計
	朝鮮手帖を有する者	内地手帖を有する者	せざる者	手帖を返還したる者	
内地人	一、四一〇	一、〇六七	一三九	四	二、六一二
朝鮮人	三〇六七	五五三	三四五	一〇	三、九五五
外國人	六四	九	四	一	七七
合計	四、五四一	一、六二九	四八八	一四	六、六四四

海技免狀受有者 (昭和八年度末現在)

種別	朝鮮に於て登録したる者		内地に於て登録したる者		合計
	人	人	人	人	
内地人	一、四〇一	三五五	一、七五六		
朝鮮人	一、〇三五	七	一、〇四二		
合計	二、四三六	三六二	二、七九八		

三、定期航路 昭和九年七月一日現在航路は百八十線三百三隻十六萬四千四百八十九噸にして、之を航路の種別より觀るべきは (一) 朝鮮内に限るもの (二) 内地を起點として朝鮮に往來するもの (三) 内地及臺灣を起點として朝鮮を経由し外國に至るもの (四) 朝鮮を起點とし内地又は外國に至るもの (五) 外國を起點として朝鮮に往來するもの、五種にして、朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは (一) 乃至 (五) の内に屬し、更に鐵道省の經營、臺灣總督府・長崎縣・福岡縣等の命令に依る (二) 及 (三) と並に遞信省・富山石川兩縣及關東廳と本府との各聯合命令に依るべき (三) 又は (五) の航路あり、又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり。今此等の航路に配在せる線數・隻數及噸數を示せば、

(一) に屬するもの	一三一線	二一三隻	七、六九九噸
(二) に屬するもの	二七線	五一隻	八二、二七五噸
(三) に屬するもの	一〇線	一五隻	三六、三九九噸
(四) に屬するもの	一一線	二二隻	三四、九九四噸

(五)に屬するもの

二線

二隻

三、一二一噸

にして、更に政府及地方廳の補助命令に依るものご自營に依るものを區別すれば左の如し。

命令航路(官公營を含む) 三七線

一〇七隻

七五、六二二噸

自營航路

一四四線

一九六隻

八八、八六六噸

備考 前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・北九州商船株式會社・鳴谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社及鐵道省等とす。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したるを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設及改良に努め、整備増設を期したる結果、昭和八年度末現在に於ては夜標百五十五基、晝標百三十八基、霧信號二十四基、計三百十七基に達し、其の海岸線に對する割合は百一十一籽に夜標一基なり。

第五節 河川

主要河川の水運状態は左の如し。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虚川江を、新架坡鎮に於て長津江を合せ西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の鬩河を容れ河中に多數の中洲ありて河流を分派し、安東縣に至り再び合して一となり、更に柳草島黄草坪を堆成

して濶大なる三角洲を成して黄海に入る。其の流路七百九十籽餘に及ぶも、河床傾斜急にして岩礁多く、激流奔湍少からず。河口龍巖浦より溯るこ二二十八籽、安東縣まで高潮時に於て約三米の水深を保つも、此間水路狭くして曲折多く、航行困難なるを以て水先案内者を要す。新義州新架坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり、且支那船及高瀬船の航行頻繁なり。本江の上流は有名な大森林地帯にして巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流送せらる。

大同江 源を平安咸鏡道界なる狼林山に發し寧遠・徳川及平壤附近を流れ、兼二浦を過ぎて載寧江を合し、鎮南浦に至りて黄海に注ぐ。流路延長三百九十七籽餘、航路延長二百四十五籽にして、河口より六十三籽上流の堡山浦まで三千噸級の汽船遡江し得べく、航運上重要なものの一なり。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せ坡州郡に至り、漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四籽餘、河口より上流百二十四籽餘舟楫を通ずべし。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を合し、江華灣に注ぐ。流路延長四百七十籽、其の舟楫の通ずる處三百籽、水運上頗る重要な地位を占む。

錦江 其の流域主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一籽餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行し得べし。

洛東江 流路延長五百二十五籽餘、其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到る處に存在し

地味概ね肥沃にして灌漑の便多し。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四軒の上流安東まで溯航し得べく水運の利あり。

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二軒餘、水運上重要な河川なるも、航路に障礙多く、求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難し。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に慶源に於て瑄春河と會し、水量益増大し、露領の境界を劃し、西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一軒に及ぶも、瑄春河合流後舟楫の便あるのみ。

從來朝鮮に於ける河川は殆ど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の放流に委せる結果、毎年河水の氾濫に依り鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達するこも少からず。仍て之が改修は頗る緊切せられ、先以て治水及水利計畫上に於て重要な洛東江外十三大川を選定し大正四年度より其の流域狀況・水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査に着手し、曩に大體の調査を終了したるを以て、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起し、次で大正十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として着手せり。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓にして、爾來着々進捗中なりしが、其後施工の實狀に鑑み、萬頃江及載寧江の改修區域擴張の必要に迫られ、昭和四年度に於て前者は四百萬圓、後者は一百萬圓を既定計畫に追加する事となりたり。然るに其の後財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を四千九百九十七萬三千餘圓に変更し、昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業の完成を期すべく鋭意改修工事を施行しつつあり。

右に述ぶるの外窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總工費豫算二千六百十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十四河川、百七十五萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修又時局應急施設土木事業として昭和七年度より全部國費支辨總工費豫算百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を起したり。

第六節 窮民救済土木事業 (時局應急施設を含む)

朝鮮に於ては總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業勞働者たる小作農に屬し、此等農民は財界の不況に引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙むる事甚しきを以て、積極的に之が應急對策を確立するの必要を認め、昭和六年度以降三箇年に亘り地方費其他公共團體の事業として總工費豫算五千七百七十二萬六千二百圓、又昭和九年度に第二次窮民救済事業として總工費三百三十萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業費に對し約六割四分の補助を與へ、勞銀を散布し以て窮民救済の目的を達する事とし、昭和六年度より夫々工を起したり。

右に述ぶる如く、窮民救済土木事業を起して窮民救済に資したるも、其の後不況益深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざるの状態に在るを以て、時局應急施設事業として昭和七、八、九年度には工費五百九十七萬二千餘圓を以て一、二等道路・河川・金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港の修築等の土木事業を起して勞銀を散布し、窮民救済土木工事と相俟て疲弊困備甚しき窮民の救済と地方開發に資すべく實施中に屬す。其の内譯は工種毎に該當の節に記述せり。

第七節 通信事業

通信機關の配置は都鄙を通じて九百を超え、主要なる地點には電信及電話を開始して舊來の面目を一新し、昭和九年三月末に於ては郵便局八十五、同分室十一、同出張所二、電信局七、電話局一、同分局二、郵便所七百十五、郵便取扱所十六、電信電話取扱所十三、電信取扱所九十五、同出張所一、郵便切手賣捌所四千九百七十四を算するに至れり。昭和八年度に於ける諸般通信業務の取扱数は左の如し。

郵便物	通	常	引	受	配	達
	小包	常	引	受	配	達
發信	着信	中繼信				
			二六九、一七一、二九七	二九三、五六四、一五〇	三、二七九、二四	
			二、二四四、四〇元			

電報	邦	文	五、九五〇、八三四
	歐	文	四四六、一八四
電話	市内通話	年度末現在加入者數	三、三五〇
	市外通話	年度末現在加入者數	三、四五五、四三七
合計			一一、〇八六、一三六

第八節 郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意し、其の改良發達を圖り、又郵便爲替貯金は地方に於ける一の金融機關たるを以て、近來一般に其の利益を認めらるゝに至れり。

年度	内國爲替	振出	振出	合計	平均一度の金額
		拂渡	拂渡		
大正十一年度	1,033,066,951	1,111,110,010	1,111,110,010	2,222,220,020	100,000,000
昭和八年度	1,081,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111	2,222,222,222	100,000,000
年度	預入	新規人員	度	度	度
大正十一年度	1,111,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111
昭和八年度	1,111,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111	1,111,111,111

内鮮人郵便貯金比較

年 度	内地人貯金		朝鮮人貯金	
	人 員	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	三九三、三五五	一七、二一、〇六一	一、一九、〇七五	二、七四、〇三三
昭和八年度末	六六七、三三六	三、七、三三、八二一	二、一七三、三〇〇	七、四三、三三三
		一人平均額		一人平均額
		四三、六一		二、三三

郵便振替貯金に就ては大正七年、府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來、之を利用する者漸次多きを加へ、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年に於ては僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎざりしが、昭和九年三月末現在に於ては二萬八千六百六十九人の多きに上り、其の取扱高亦左の如き増率を示せり。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、六〇七、三九七	四、〇六、五五六	一、八四、〇五四	七、五九九、九二五
昭和八年度	三、五四九、六四一	二〇六、九五一、三七三	四六五、六〇八	一八、四五四、八九二

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

年 度	受 入		拂 出		年 度 末 現 在	
	口 數	金 額	口 數	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	一、二七、〇四八	一六、五七、三六三	三六八、〇三五	一六、八五、五五九	一、五四四	二、〇七六、五五六
昭和八年度	二、八三、五四	三、七、一六三、九八	八七五、六七六	三六、七一九、〇五八	二、六六九	四、九三三、〇五〇

第九節 朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんとの議は大正元年頃より起りたるも、諸種の事情にて實現の域に達せざりしが、社會狀態の推移は益此の種の制度の必要を感じしむるに共に、内地に於ける斯業の成績の著しく良好なるに刺戟せられ、愈之を實施するの機運熟したるを以て、第五十六回帝國議會に豫算案・特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手し、同年十月一日より之を實施すること爲りたり。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業を爲し、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計を爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することとす。保險の内容は内地の其れと同様にして、保險種類は終身保險及養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下とす。保險金額最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓なるが、保險料計算の基礎中豫定利率は朝鮮特殊の事情に照

し内地と異なり稍高率を爲り居れり。従て保険料率は概して内地より稍低率なり。事業取扱機關は中央に於ては遞信局が監理事務に當り、地方に於ては全鮮に亙る八百餘の郵便局所が申込の受附・保険料の取立・保険金の拂渡等の事務に當ることとし、以て既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上に於ける便宜を圖りたり。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來四年六箇月を経過したる同九年三月末現在に於ける事業の成績は契約件數五十三萬一千五百五件、保険金額九千七百二十二萬二千八百八十一圓にして、當初の計畫に比し遙に良好なる成績を示し、殊に朝鮮人の加入は全加入件數の六割五分を占め、最初より意外の好成績を示したり。

福祉施設 保険加入者の福祉施設並に事業の堅實なる發展を期する爲、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、又翌八年十五平壤及大邱に健康相談所を設置し、專屬醫師に依り無料にて被保険者の健康上の相談に應ずることとし、尙健康相談所の設置なき地方の被保険者に對しては巡回健康相談の取扱を爲し、又は京城健康相談所に就き無料普通郵便に依る健康相談を爲すこととしたるが、實施以來同九年三月末現在に於ける取扱状況左の如く、洵に顯著なる發達を示したり。

健康相談所事務取扱状況

所 別	相 談 者 員		處 方 箋 交 付		試 驗 檢 査				
	男	女	男	女	男	女			
京 城	一四、六八三	七、三七七	三三、〇〇〇	三、六六九	二、〇〇九	五、六七六	四、二六八	二、三六一	六、六四九
釜 山	九、二二四	六、六六六	一五、八八〇	二、四七五	一、八七〇	四、三三五	六、二二〇	四、五五九	一〇、七一九
平 壤	一、三三七	五八二	一、九五九	三二	一三	三四	三五三	一一	四六三
大 邱	二、四七九	一、三九三	三、八七二	三七五	二九一	六六六	二、三七六	一、三三三	三、五八八
計	二七、七三三	一五、九五八	四三、七二二	六、七四〇	四、二九三	一一、〇三三	一三、二〇六	八、三三三	二一、四三九

巡回健康相談取扱状況

實施日數百五十一日 實施箇所八十箇所 健康相談者數七千九十九人

積立金の運用 本事業に於ける積立金は朝鮮總督の管理に屬し、保険契約者に對する貸付を除くの外、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預入するものなるが、別に朝鮮總督大藏大臣との間の協定に基き、大藏省預金部に預入したる積立金は、朝鮮に於ける公共の利益の爲、朝鮮に於ける公共團體又は營利を目的とせざる法人若しは組合に對して之を貸付することと爲り、昭和七年三月積立金の運用に關する事務の取扱を開始したり。

積立金の運用に付ては、昭和七年二月朝鮮總督の諮問機關として設置せられたる朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に之が計畫案等を附議し昭和七年三月以降九回に亙り委員會を開催し、各年度の積立金運用計畫及資金の貸付を審議決定したり。

最近に於ける積立金の運用状況左の如し。

積立金總額

(昭和九年十二月十日現在)

一〇、八八六、七三八・〇九八

内 譯

公共貸付

七、九四八、五八一・四六〇

國債保有

一、〇一〇、一六〇・〇〇〇

保險契約者貸付

一九二、二四〇・四〇〇

預金部預金

一、七三五、七五六・二三八

(内公共貸付決定額)

一、一五二、五九三・〇〇〇

第十節 航空

世界大戰を契機とする各國航空界異常の進展に伴ひ、近來我國に於ける航空事業の發達は頗に著しきものあり。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみにも現在約五千軒の多きに達するの情勢となれり。昭和四年四月同社が東京—大連線の運航を開始するや朝鮮に於ても始めて六百七十軒の航空路を有するに至れり。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見たるを以て、從來各地に引續き航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を実施して航空思想の普及宣傳に努めたる結果、朝鮮

航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものあるに至りたり。

左に昭和九年三月末現在に於ける朝鮮民間航空事業の概況を掲ぐ。

日本航空輸送株式會社支所	出張所	一
同	出張所	三
同	營業所	一
滿洲航空株式會社出張所	出張所	一
飛行機數	機數	六
操縦士數	機數	二〇
航空士數	機數	八
機關士數	機數	九

(内地人 一七)
(朝鮮人 一七)
(全部内地人、内一名は操縦士に
して機關士免狀の併有者とす)

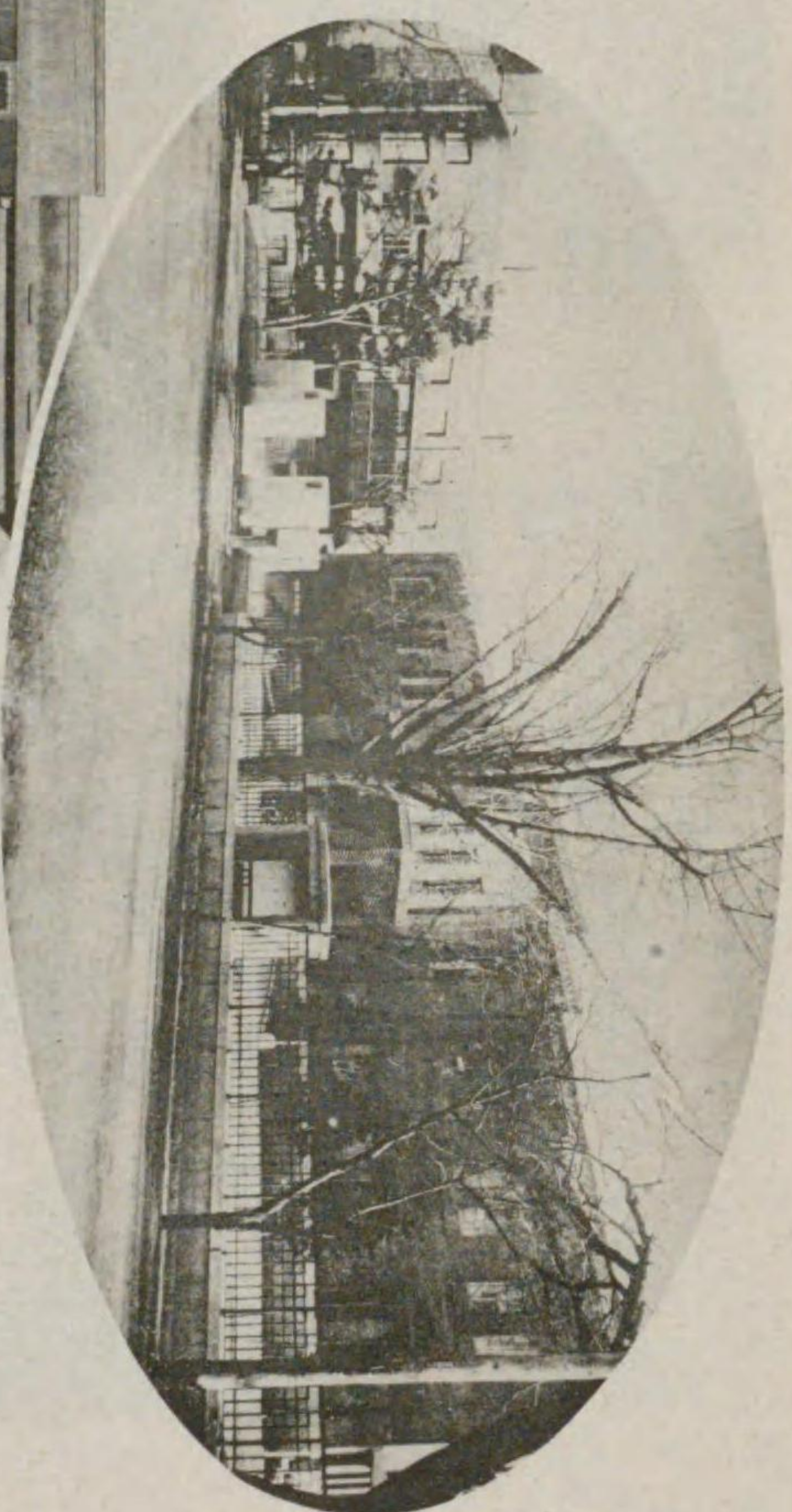
惟ふに航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要な役割を有す。之が爲には飛行場・航空無線電信・航空氣象觀測・航空標識・航空方向探知器・夜間照明等の航空諸施設の擴充完備が先決要件なり。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要すべきも、財政關係に施設の緩急を考慮し、漸次之が完成を期すべきものなり。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和四年四月京城府外汝矣島及蔚山に應急的に飛行場を開設せるも、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等

を施して國際飛行場としての面目を一新せり。又昭和六年十二月には新義州飛行場の開設を見、此處にて滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、爾後飛行場の整備も着々進行し、對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し得るに至れり。更に航空路の安全の爲には蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置せるが、尙將來に於ては既設航空路の一段の整備と共に、各主要都市に對する支線の設定も亦大に考慮すべき問題なりとす。

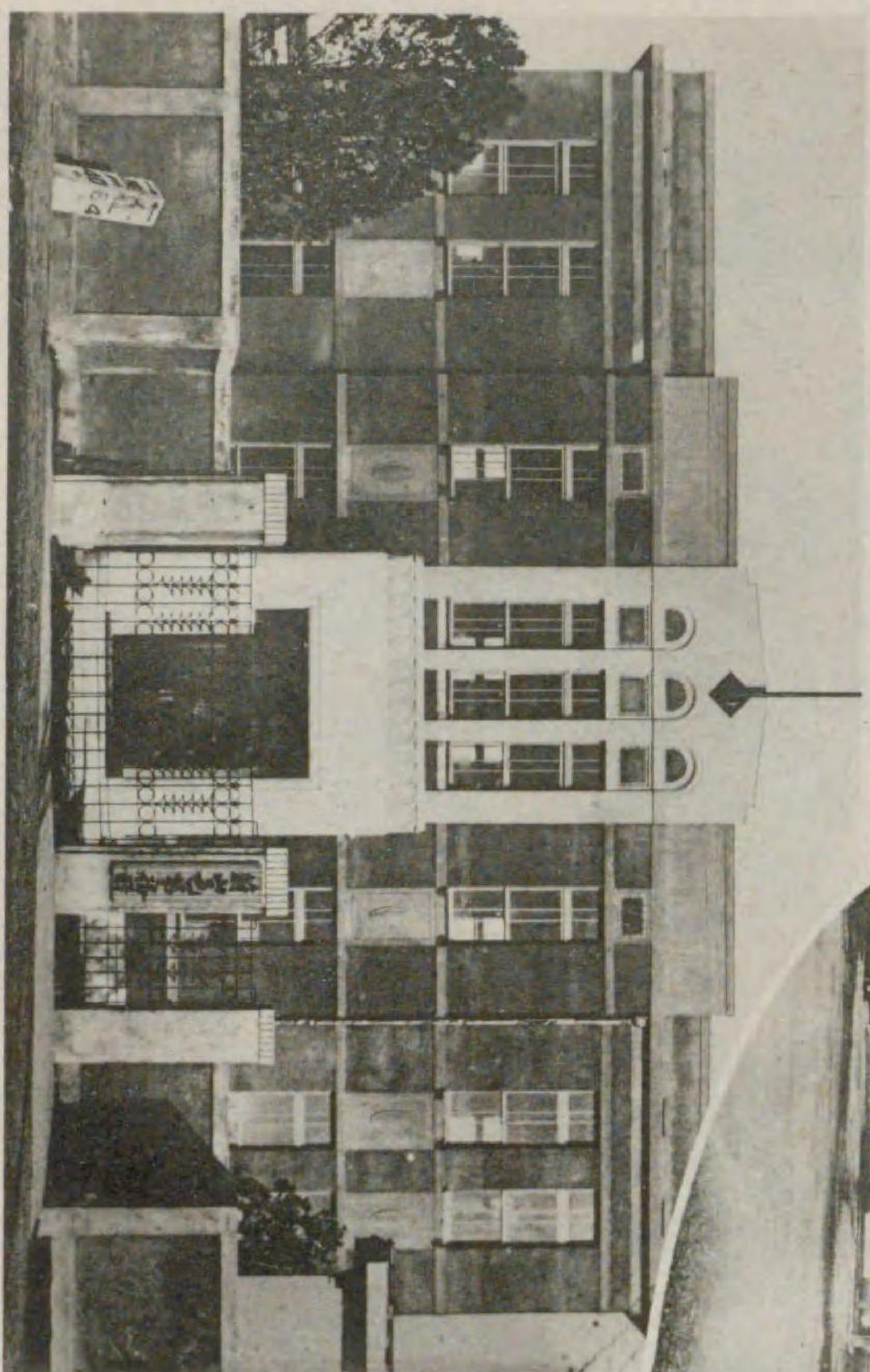
第十一節 電氣及瓦斯事業

昭和九年三月末現在に於ける電氣事業者數は營業用五十八(内開業五十六 未開業二)官廳用十七、自家用九十五、合計百七十にして、又瓦斯事業者二あり。營業用電氣事業及瓦斯事業の概況左の如し。

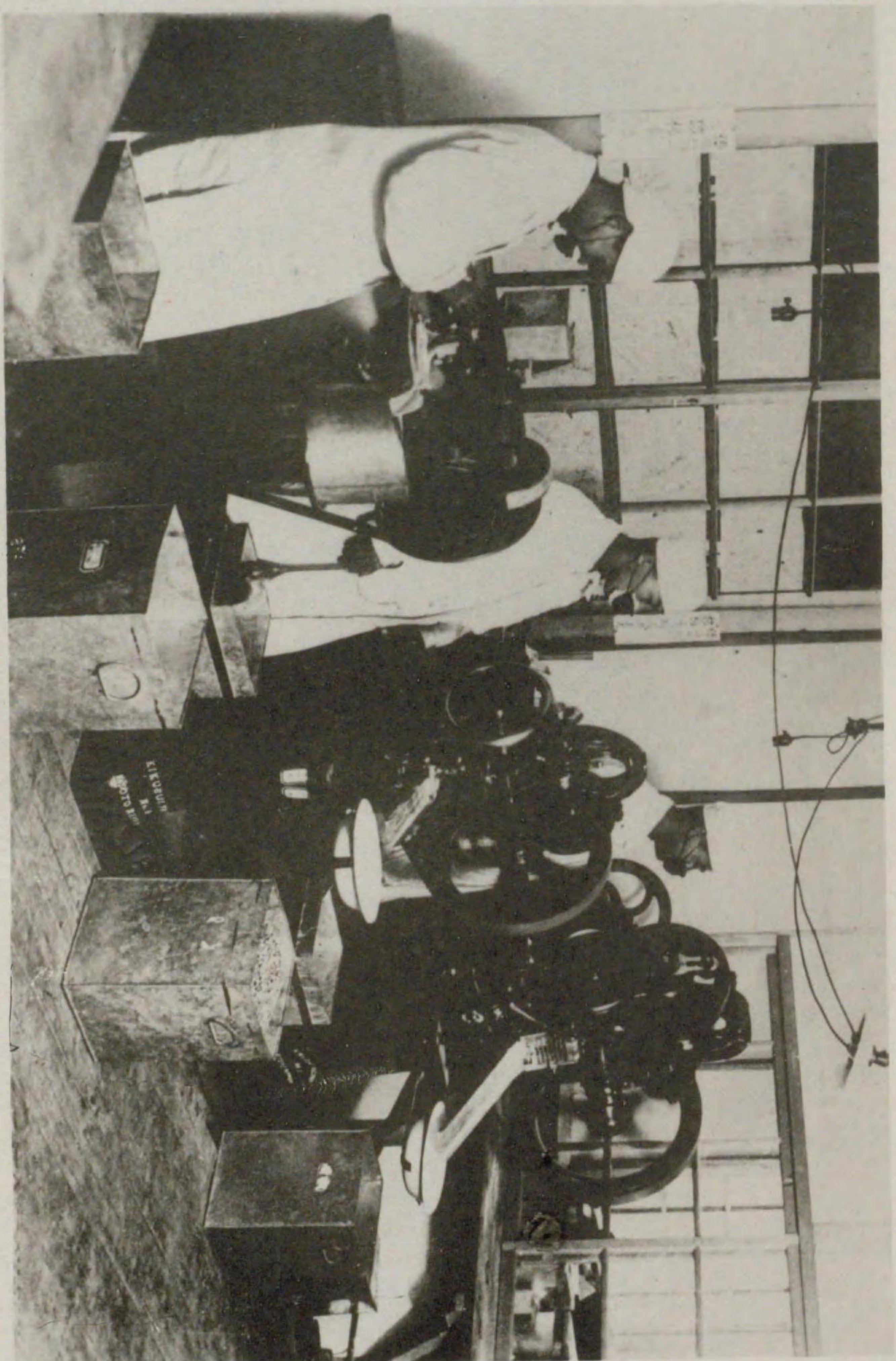
營業用電氣事業		瓦斯事業	
事業者數	五十八	二	
資本金	一四、一九、〇〇〇 円	二一、〇〇〇、〇〇〇 円	
拂込資本金	一〇、五、二、〇〇〇 円	一六、九、〇、〇〇〇 円	
電力	六、二〇、五、二六八 キロワット	六、二八八、四八六 立方米	
發電		瓦斯發生量	



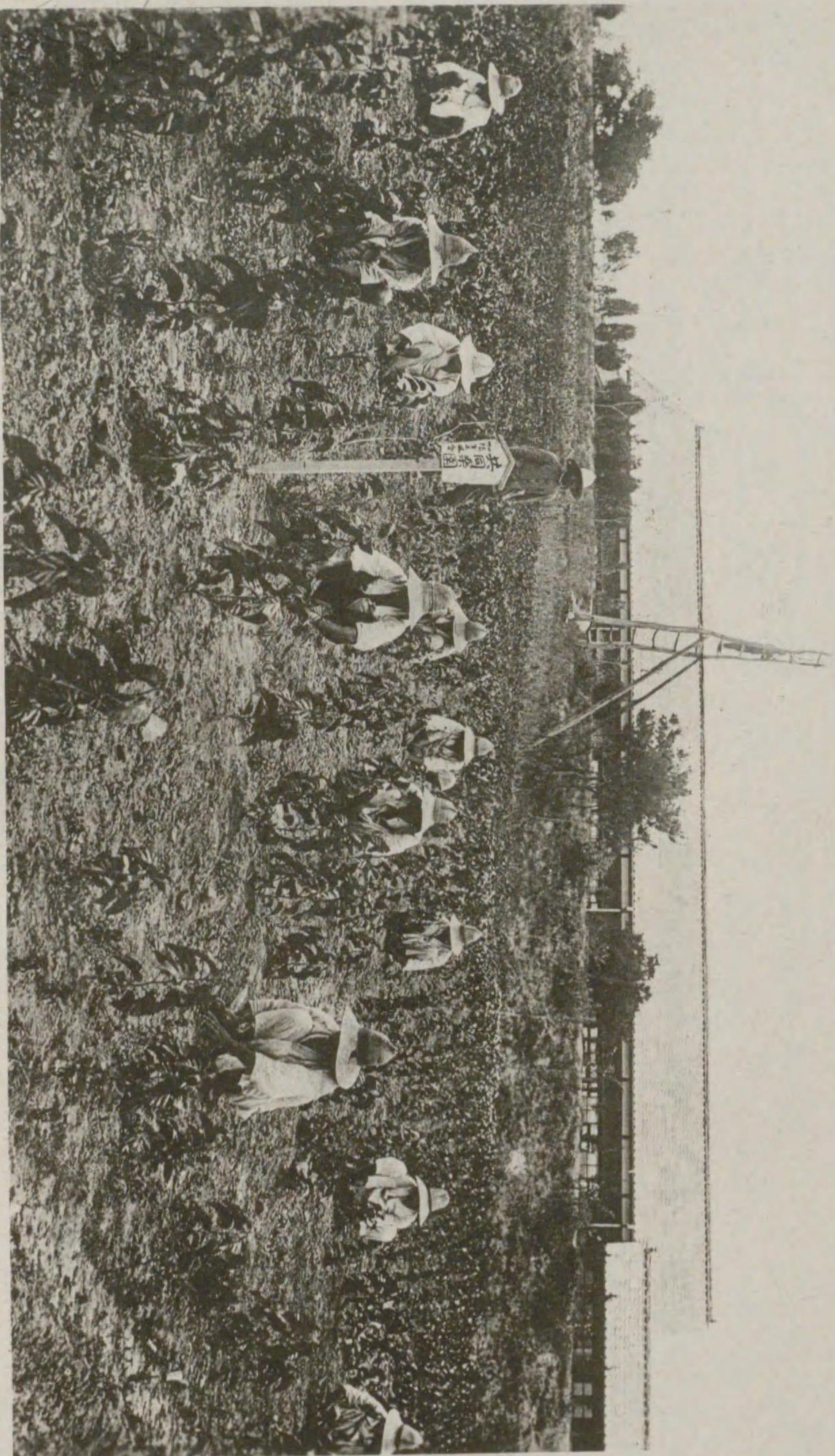
(州光) 廳道南羅全



(市廳) 所務事邑山蔚



（會協業事會社製期） 況狀の造製品藥箱急救療救賜恩



加陽里の時報鐘及桑園共同作業 (東京・金浦郡)

第三章 地方行政

第一節 道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十四府、二百十八郡、二島、五十一邑、二千三百七十四面と爲す。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置きて官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌せり。産業の特に發達せる京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を其の分掌す。

第二節 公共團體

一 道

従來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道税・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徴收、起債、基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命し、道會議員の任期は四年とす。現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救濟・各種補助及時局對應策たる窮民救濟事業なり。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金にして、道税の税目は地稅附加稅・所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・林野稅・戶稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅とす。

二 府

府制は大正二年十月之を發布したるが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行す。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津なり。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を

處理し、府内に住所を有する者を以て住民とす。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し、府の負擔を負ふの義務を有す。

ハ、府稅及使用料手数料 府稅は國稅たる地稅・第一種所得稅・營業稅・取引所稅、道稅たる家屋稅・車輛稅、特別所得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府稅を課せざるものとす。府は營造物の使用に付使用料を徴收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收することを得るものとす。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表す。必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得。府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長(府尹を以て之に充つ)副議長(府會に於て府會議員中より選舉す)及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決

の執行及出納の検査を爲すの権限を有す。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年とす。府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者之を選擧す。選舉權なき者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ざるは他の公共團體に於けると同様とす。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織す。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會と殆んど同様の権限を有す。

三 邑 面

邑面制は大正六年十月の發布に係り、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲れるものなり。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は五十一、面の數は二千三百七十四なり。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人にして官の監督を受け邑面の公共事務及法令に依り

邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とす。邑面住民は邑面制の

規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を有す。

ハ、邑面稅及使用料手數料 邑面稅は國稅たる地稅・第一種所得稅・營業稅、地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課せざるものとす。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收するものとす。

ニ、邑面の機關及權限 邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任す。尙邑長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有す。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有す。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するものとす。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見

書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有す。
 面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有す。
 邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人にして、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年とす。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者にして、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有するものとす。
 邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關するものなしとせざるを以て邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るものとす。

四 學校 費

現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正

せられたり。

イ、學校費 普通學校其他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理す。

ロ、學校評議會及評議會員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とす。學校評議會員の定員は郡島内の邑面數と同數とす。學校評議會に諮問すべき事項は歲入豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等とす。

學校評議會員は名譽職にして其の任期は四年とす、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員之を選擧す。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とすも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられざるを得ず。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することとなり、稀に實業補習學校を經營するものあり。

五 學 校 組 合

明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營せし朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなり、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へたり。

イ、學校組合の設置、組合規約及組合員の權利義務。學校組合を設置せんには發起人區域(府の區域)を定め、其の区域内に住所を有し獨立の生計を営む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けざるべからず。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會議決事項。學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧す。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年にして、議員の選舉及被選舉資格は組合規約を以て之を定む。組合會の議決事項概目左の如し。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限に在らず
- (七) 法令に定むるものを除くの外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の抛棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會。組合員の數寡少なる組合其他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用す。

ニ、學校組合管理者、組合吏員。學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とす。管理者は名譽職たることを原則とすれども、必要に依り有給を爲すことを得。

學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得。其の任免・懲戒處分等は管理者之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することを得。

ホ、學校組合の經費、組合費徴収及寄附又は補助。組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる収入其他組合に屬する収入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴収することを得。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得。

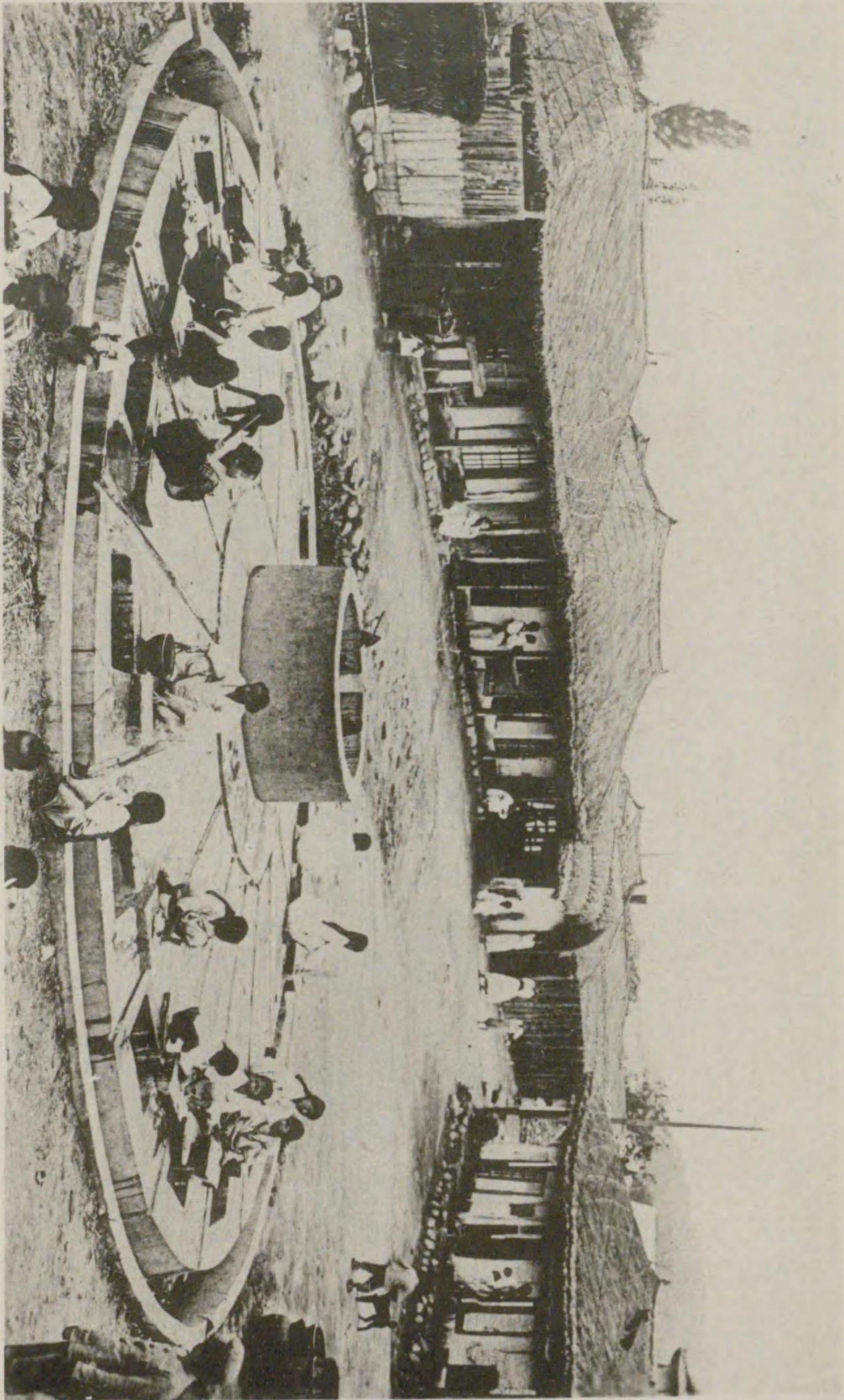
ヘ、組合の監督。學校組合の監督は第一次を郡守島司、第二次を道知事、第三次は朝鮮總督とす。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要す。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことを得。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す。

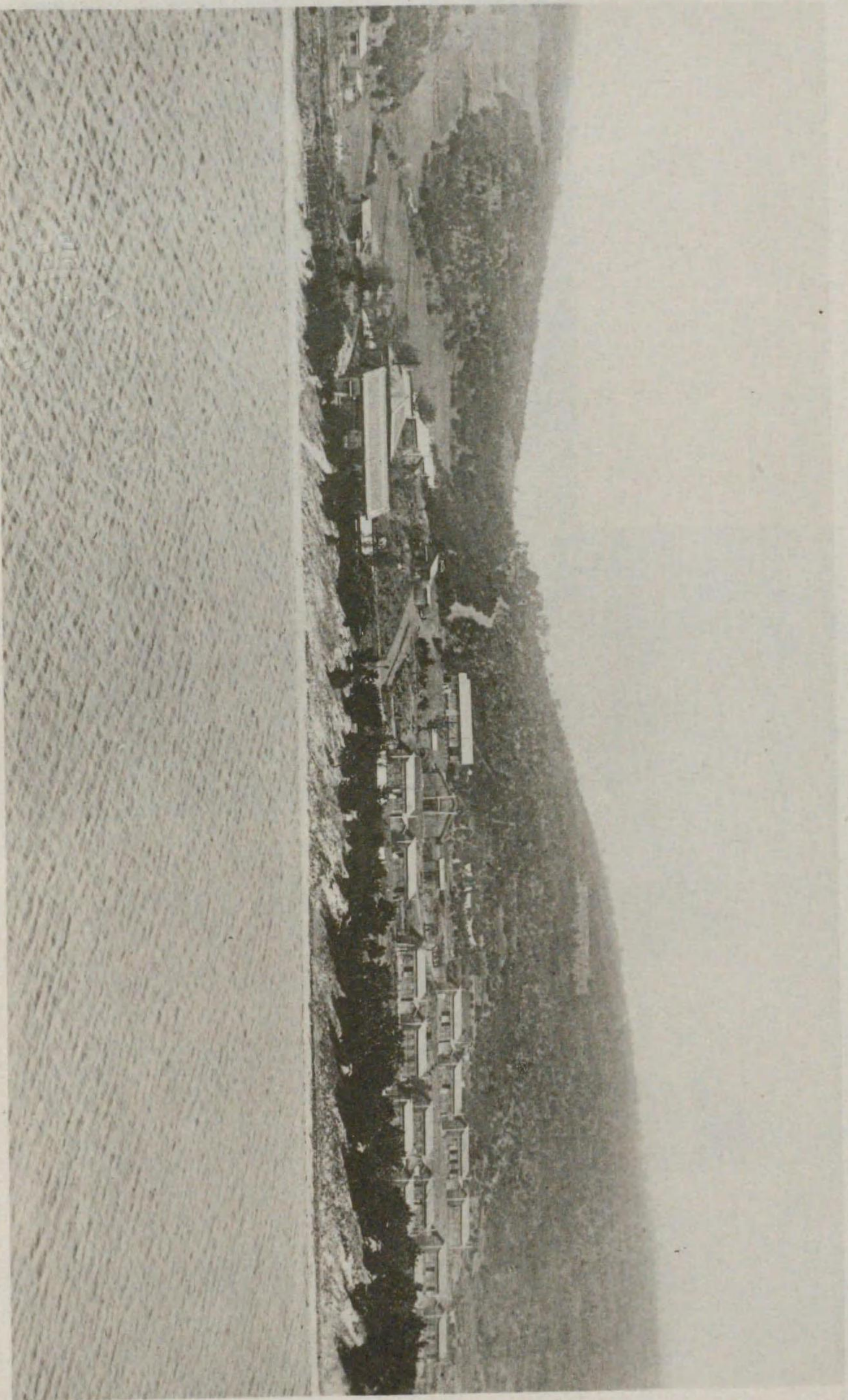
- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限に在らず
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴収に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續費を定め又は變更する事
- (八) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及權利の拋

第三節 府郡島臨時恩賜金

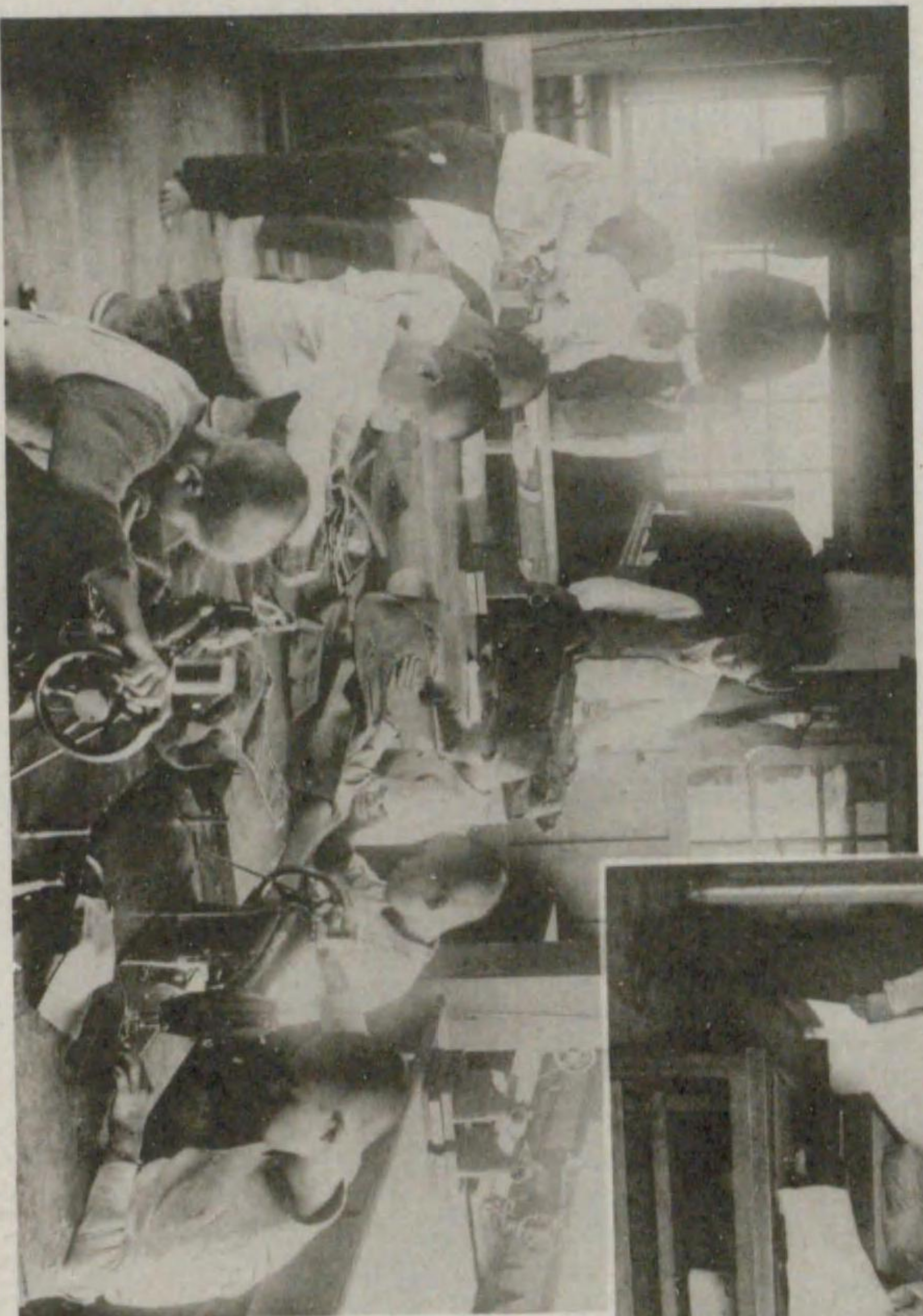
併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つるの方針を以て之を道地方費に編入して事業を計畫し、若は適切なる事業に對して補助を與へ、冷く惠恤撫養の本義に副はしむるこころなし來りしが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てたる資金の一部を割きて新に社會救済に關する事業を行ふこころせり。



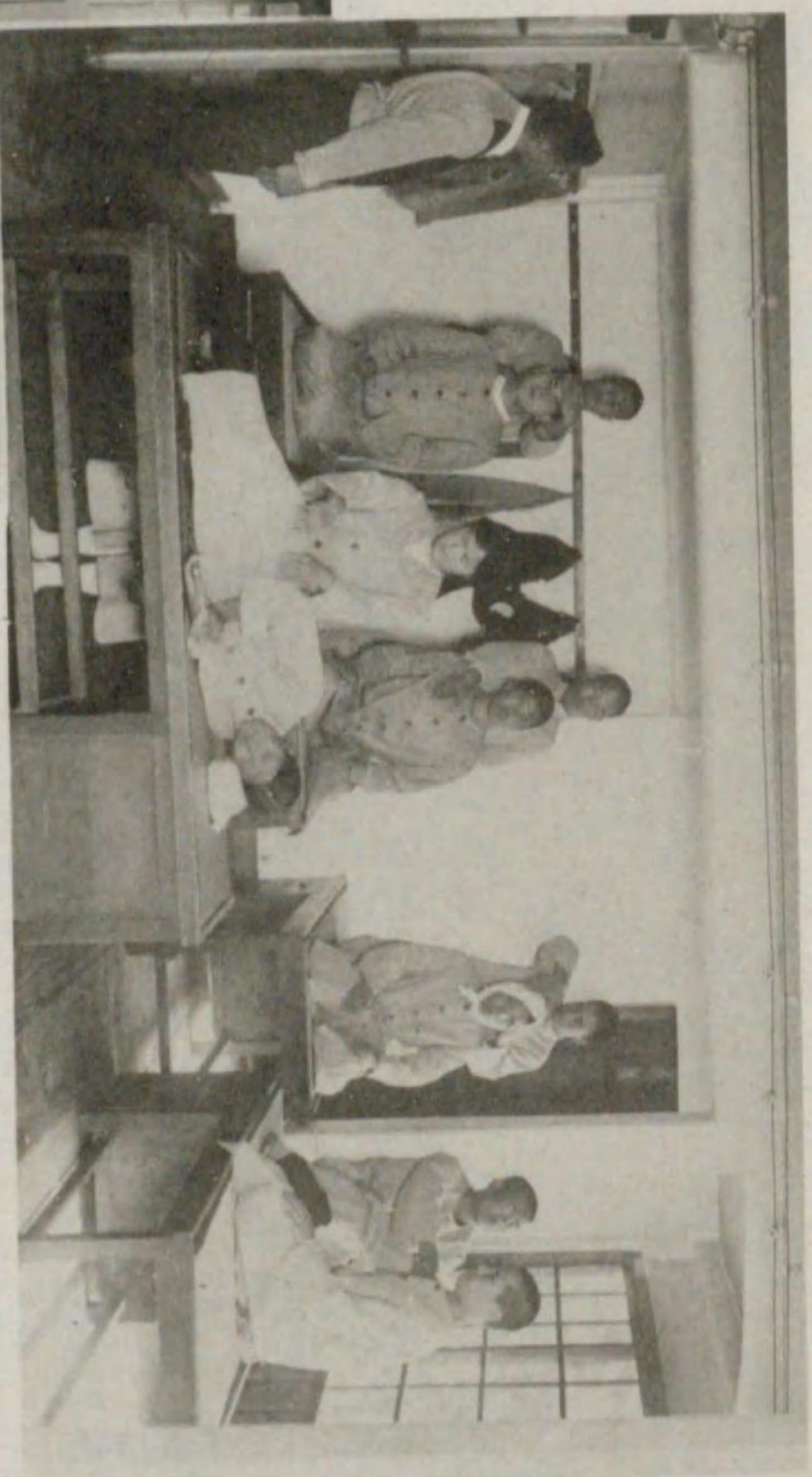
(里内面青北・南威) 所 濯 洗 回 來



小 鹿 島 慈 惠 院 南 病 舍 (運 南 雜 全)



（東京） 況 狀 習 實 徒 生 部 啞 盲 院 生 齋



第四章 社會事業

第一節 罹災救助

水害・風害・火災・旱害・雹害・冷害その他非常災害の罹災者にして救済の必要ありと認むるものに對しては韓國併合の際、朝鮮各道の府郡島に下賜せられたる府郡島臨時恩賜金一千七百三十九萬餘圓の利子の十分の一は道費凶歉救済費(昭和九年度豫算額 九萬六千四百三十二圓)及道費救恤費(昭和九年度豫算 五萬一千九百一十一圓)を以て、一面明治四十五年明治天皇及大正二年昭憲皇太后崩御に際し慈惠救済の資として下賜せられたる金額三十一萬五千圓及國庫の補助に係る金額十萬圓、合計四十一萬五千圓より成る恩賜罹災救助基金の利子を以て之に充て、種穀・種苗又は材料の給與、農具の貸付及給與、被服の給與、醫藥費の給與、應急救護を行へり。因に恩賜罹災救助基金現在額は四十一萬五千圓餘にして、基金設定以來昭和八年度迄に支出したる金額は五十九萬二千六百八十七圓なり。更に非常の天災に際しては其の度毎に被害の程度に應じ御内帑金の御下賜ありて救恤の資に供せらる。併合以來昭和八年度迄既に三十一回に亙り、合計金額二十四萬八千四百圓に及べり。

第二節 賑恤救護

老幼・不具・癡疾等生業を營むこゝ能はざる者の救護賑恤に關しては恩賜賑恤資金を設定し、大正四年御大禮に際し下賜せられたる御内帑金二十萬圓、昭和二年二月御大喪に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月御大禮に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓を基本とし、之より生ずる利子を以て(昭和九年度豫算)窮民救助を爲しつゝあり。現在被救助者一千四百七十七名にして、何れも鴻恩に感泣し居れり。

行旅病人及同死亡人の取扱は、併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三萬圓分配殘額及其の預金中の利子合計二十六萬三千六百五十圓餘を以て、大正六年四月行旅病人救護資金を設定せり。由來朝鮮に於ける行旅病人及同死亡人は、地方部落に於て部落民又は篤志家に於て之が救護を爲すの美風あるのみならず、其の事件發生亦多からざるを以て取扱上著しき支障を生ぜず。人口稠密・往來頻繁なる都會地に於ては行旅病人又は同死亡人に關する事件漸く増加し、之が救護設備の必要を感じるこゝ切なるものあるに鑑み、京城外二十二箇所に就き特に其の地の宗教團體・宗教家又は篤志家を選定し此等の者の慈善事業として救護所を設けしめ、前記資金より生ずる利子を此等事業經營の設備及維持費の一部に補助して其の發達を期しつゝあるが、已に補助したる總金額は昭和八年度迄に設備費三萬四千六百十圓、維持費十七萬五百十七圓に達せり。其の事業成績は何れも相當良好にして所在宗教家又は篤志家に依る自治的救護の基礎漸く確立せんとする傾向に在り。因に現在基金總額は三十二萬二千九百八十七圓餘に達す。

第三節 福利施設

(一)公益住宅 都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み、其の經營を勸奨したる結果、漸次各地に之が普及を見るに至り、現在公益住宅を經營せるは京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津の六府及公州・海州の二邑に互り經營戸數約五百戸あり。

(二)公益市場 食料品其の他の日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在公益市場を經營せるは京城・仁川・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・元山・清津・咸興の十一府及び興南・羅南の二邑にして、市場數二十三箇所、店舗數二千餘、一箇年の賣上高五百三十七萬餘圓に達せり。

(三)共同宿泊所 勞働者に對し低廉にして設備良好なる宿泊所を供給し、生活の向上に産業能率の増進を圖る爲、京城府・仁川府・平壤府及釜山府に於ては共同宿泊所を經營し、尙京城府に在りては和光教團に於ても之が經營を爲せり。

(四)簡易食堂 勞働者其の他に對し簡易にして保健的なる食事を低廉に供給する爲、釜山府に於て之を經營せり。

(五)公益浴場・公益洗濯場・公益理髮場 何れも低廉なる料金を以て一般者に利用せしめんとするものにして、各地に於て經營せられつゝあり。

(六)公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として細民及小額所得者の最も廣く利用する所にして

朝鮮に於ては典當舗ニ稱せられ、古くより之が普及を見たり。然れども此等は何れも營利を目的とするものなるを以て利用者側の蒙る不利益少からず、之が實情に鑑み、都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋設置の必要を認め、同四年度に於ては先づ必要差迫れる京城・釜山・木浦・大邱・平壤の五府に、昭和五年度に於ては清津・咸興・元山・新義州・京城・平壤の六府に、同八年度に於ては仁川・群山・大邱・釜山の四府及興南邑に設置し、國費より補助金を交付し、助成指導を爲しつゝあり。

(七)小額生業資金 朝鮮農家總戸數の大部分を占むる小農は生産資金の融通を受くること困難なるを以て已むなく貸金業者・地主等より高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝあるも、固より之に依りて生活の安定を期すべくもあらず、小農金融機關の必要洵に急なるものあり。右の如き實情に鑑み、昭和三年度より邑面をして小額生業資金の貸付事業を實行せしめ、小農者に對し低利且容易に小口の資金を融通し、以て生業を奨め、之に保護指導ニを加ふる爲、部落單位に依り一部落三十戸内外の小農を以て勤農共済組合を組織し、組合員の指導者として一組合に一名の勤農輔導委員を置き、勤勞主義の下に小農者の生活安定を圖りつゝありて、昭和八年度迄に實施したる資金總額は三百十餘萬圓に及び、勤農共済組合數は五千三、其の組合員數は十四萬六千餘人を算せり。

第四節 職業輔導

朝鮮は未だ工業殷盛ならず、労働者は概ね農民より轉業したるものなる爲、淳朴にして且其の數少かりし關係上、大正六年迄は労働爭議として殆ど見るべきもの無かりしが、當時世界大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、労働者にして物價騰貴に基く賃銀値上の要求を爲す者増加したり。又同十年以後は財界の不況に依り賃銀値下に對する反對運動の爭議を見たるも、其の多くは失敗に了り、爲に其の數を減じたりしが、同十二年に至り社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びたる爭議起り、近時又労働爭議漸次増加せんニするの傾向に在り。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の増加に依り労働者の需要は激増の趨勢に在り、然るに同地方は人口稀薄にして労働者の不足を告げ、支那人労働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、労働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年二月以降就職の爲旅行する労働者の運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航労働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむるの外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩労働者を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝあり。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度より公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの八箇所(京城・仁川・釜山・平壤) (二箇所)新義州・大邱・咸興、邑營のもの一箇所 (川)私設のもの三箇所あり。

第五節 兒童保護

(一) 總督府濟生院 孤兒の養育及盲啞者の教育を掌るものにして、前者は養育部及附屬農場に於てし、後者は盲啞部に於てす。其の概況左の如し。

イ、養育部 京畿道楊州郡蘆海面孔德里に在り、院兒は特別の事情なき限り満十二歳まで里預けを爲し、學齡兒童は公立普通學校に通學或は部内に於て教育す。部内施設も學科は普通學校の教科課程に準じ、修業年限を四箇年とす。昭和九年十月末現在收容兒は二百五十一名なり。

ロ、附屬農場 京畿道楊州郡蘆海面に在り、養育部の學科修了後身體健康にして勞働に適する者は全部農作に従事せしめつゝあり、昭和九年十月末收容兒は十六名なり。

ハ、盲啞部 京城府新橋洞に在り、盲啞者に對する特種教育を爲す。其の教育は普通教育を施すの外實用方面に重きを置き、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を課せり、昭和九年十月末現在生徒九十八名なり。

(二) 感化院 は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關にして、總督府に於て大正十二年十月一日より咸鏡南道文川郡明孝面松田灣元海軍防備隊に開設し、之を永興學校と稱せり。昭和九年九月末收容者百十四名にして内、内地人十一名他は朝鮮人なり。學科は普通學校程度に依り之を課する外、農業・漁業・木工・裁縫の實科教授を爲し、將來自活の途を與ふることに努めつゝあり。

第六節 救療機關

總督府の施設に係る癩療養所を全羅南道小鹿島に置き、從來の道慈惠醫院は大正十四年四月道地方費に移管し道立醫院として診療に従事せしむ。道立醫院は各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・水原・開城・公州・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晋州・馬山・沙里院・鎮南浦・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・城津・會寧・龍井・局子街の各地に設置し、尙水原醫院出張所を利川に、平壤醫院分院を鎮南浦に設け、醫院同様診療に従事す。又國境對岸地方に於ては東間島に在る朝鮮人の救療を目的とせる在間島龍井醫院・局子街醫院の外、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託し、僻陬地在住朝鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を施行し、瑯春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し、以て朝鮮人救療の途を講ぜり。

イ、診療の成績 併合以來昭和八年十二月末迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は二千七百八十四萬七千三百六十二人にして、其の延人員實に五千四百六十九萬九千五百九十九人の多きに上れり。

ロ、巡回診療 從來慈惠醫院に於て施行せる巡回診療は大正十四年四月道地方費に移管後も引續き道立醫院に於て施行しつゝあり、巡回診療開始後昭和八年迄の總患者數人員百九萬七千九百九十八人、延人員四百八十一萬二千三百六十二人を算せり。

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院・大邱平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成し、卒

業者の大多數は官公私立醫院等に就職し、いづれも相當の信賴を受けつゝあり、其の入學者の資格は小學校卒業程度とし、内鮮人を共收し、教育期間は二箇年、其の期間中毎月金十八圓の手當を支給せり。

ハ、恩賜救療施設 昭和七年八月農山漁村民の救療の資として向後三箇年間毎年七萬五千圓宛、御内帑金下賜せらるる趣御沙汰を拜したるを以て、昭和七年度に在りては右御下賜金の外更に八萬千二百四十七圓を國庫より支出し、計十五萬六千二百四十七圓にて恩賜救療施設を實施し、昭和七年十月一日を期し醫療機關の設備なき地方二千百十二面には十五種の藥品延五百人分を包容せる救療箱を各面平均二個の割合を以て設置し、醫療機關の設備ある府邑面には四萬一千五百圓に相當する診療券を配付し、官公私立病院開業醫等にて診療を受くるの途を講じ、尙右に依る能はざる重症患者に對しては特に入院料を交付し、入院治療に依り徹底的救療を受けしむることをし、所要經費四萬二千百圓を計上し、就れも醫療の資に窮せる者を救療しつゝあるが、鴻大なる 皇恩に浴せる民衆は只管本施設の惠澤に感泣しつゝあり。

第七節 社會教化

(一) 地方改良

イ、優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績優良にして特に模範とするに足るを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあり、昭和二年

度以降同八年度までに二百四十二團體を助成せり。

ロ、勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吹・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事せしめ、又冠婚喪祭の費用其の他の冗費を節して之を貯蓄せしめたるに、效果見るべきものあり。

ハ、篤志者の表彰 大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして他の模範とすべき者及産業・土木・教育・救濟其の他公共事業に功勞ありて地方の儀表たるに足る篤行者に就き、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資しつゝあり。

(二) 郷校財産 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成り、公共的性質を有して殆ど不動産に屬す。現行郷校財産管理規程は専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむるも、其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽きて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期せり。

(三) 社會教化

イ、青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約一千五百、團員數約十萬五千人にして、内地人體約百七十、團員數約七千二百人、朝鮮人體約一千三百、團員數約九萬六千人、内鮮人合同團體約三十、團員數約一千六百人なり。内地人側青年團體は其の形式・事業・目的等内地の青年團と擇

ぶ所なしに雖、朝鮮人側のものに在りては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るるもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はざるのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕・地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金主付の途を開きたり、昭和七、八兩年度助成金を交付せるもの百二十七團體なり。

ロ、巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風作興・生活改善・勤儉貯蓄の奨励・民力涵養等に資しつゝあり。

ハ、郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依り廣く行はれたる郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものなれども、民風改善・相互扶助等を目的とするものにして、よく一般の人心を支配し、效果少なからざるものありしに鑑み、之を復興助成し、更に時代に即したる施設を加味し、之が普及を奨励することせり。

ニ、婦人の教養施設奨励 青少年の教化・生活改善等は一家の主婦たる婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものあるを以て、其の教養施設の普及奨励を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期するに同時に、彼等の自覺を喚起するに努めつゝあり。而し

て優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることせり、昭和七、八兩年度の助成金を交付せるもの百二十七團體なり。

ホ、パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布す。

ヘ、體育運動の奨励 體育運動に依りて青少年の心身を鍛練し、明朗快活なる情操を養ふことせし、又一方都會地の青少年團體は専ら運動の競技を通じて思想善導の一助に供せんことを期し、其の施設に對し補助金を交付することせり。昭和七、八兩年度の助成金を交付せるもの廿三團體なり。

ト、活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設・産業・教育・社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光・文物その他模範すべき事物を映畫に依りて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信頼の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるが、映畫は教化方面に最も有効の施設なるを以て、益此の方面に利用すること努めつゝあり。

第八節 經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的を爲し、曩に下賜せられた

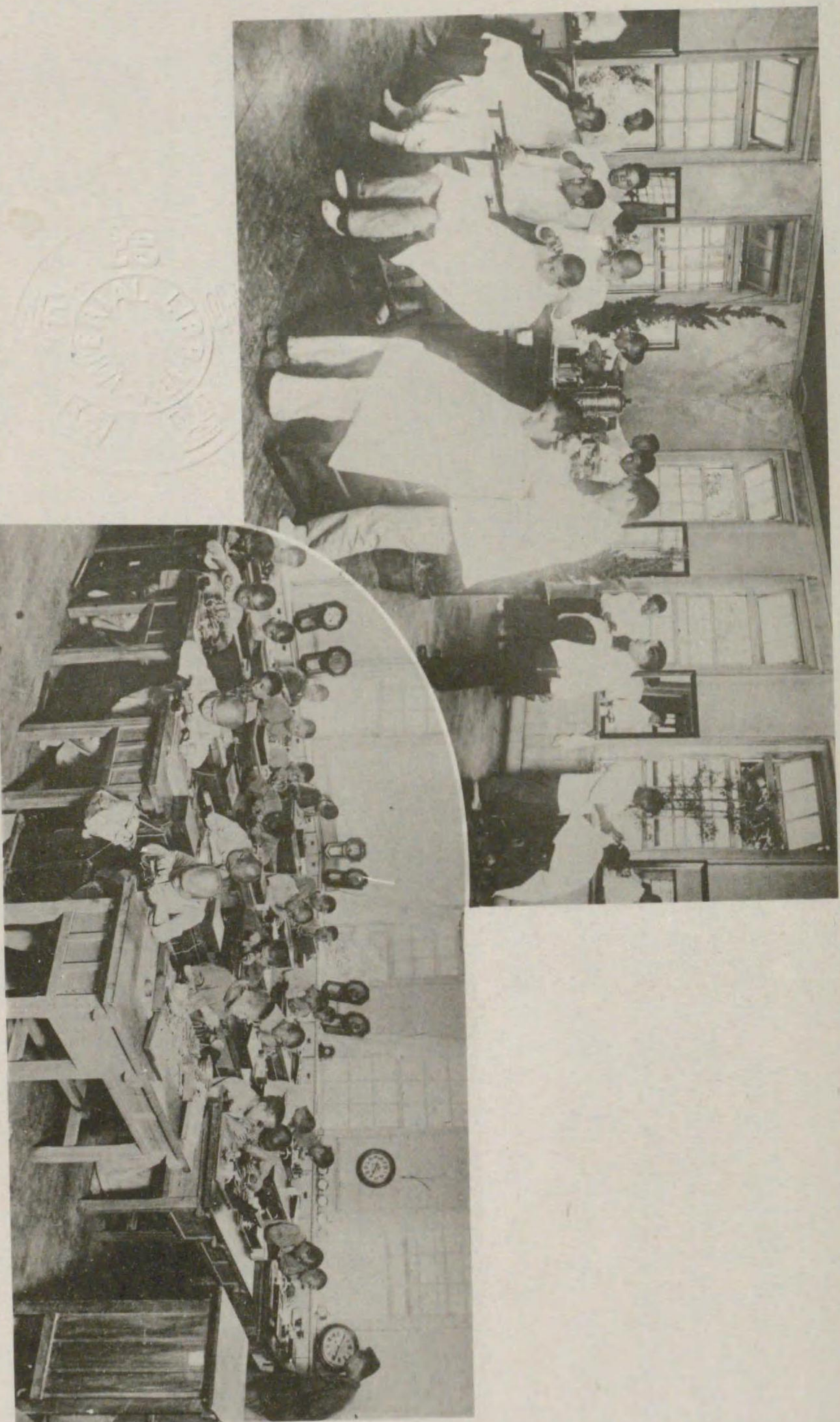
る臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することせり。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置きて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活せり。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持・人心の啓發に努めつゝあり。

第九節 明倫學院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産審附金を以て維持することとし、同年五月開院せり。本院は修業年限三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することせり。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡す。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託す。

第十節 圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關なるを以て、本府に於ては從來之が實現に努めたりしが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手せるが、速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館せり。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始せり。藏書數は十五萬五千三百九十四冊にして、閱覽者平均一箇月二萬千餘人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齎す效果少からざるを信ず。將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期すること共に、極力内部の充實を圖り、一面名士・學者等を招聘して時々講演會を開催し、以て民衆の教化を期す。この外公私立圖書館約五十を算す。



京 城 職 業 學 校 生 實 習

第五章 教育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人ニの教育は其の系統を異にしたるも、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(内地人)ニ國語を常用せざる者(朝鮮人)ニの二種に分つも、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開き、實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至れり。

第一節 普通教育

一 國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學校程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地に學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達したり。而して其の前年統監府は小學校規則を公布し、同四十三年三月中國學校官制及中學校規則を公布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育ニ何等の差別なく、修業年限・教科課程及編制等も亦略内地ニ同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(朝鮮人)の入學を認

むるこころせり。

學校	數	職員	數	生徒	數
官立小學校	二	二〇	五八九		
公立小學校	四八三	二、三六一	九〇、九三四		
公立中學校	一一	二九七	六、五五〇		
公立高等女學校	二六	四一八	九、五〇五		
私立高等女學校	一	一七	四一五		

二 國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學ありて一國の最高學府とし、各府郡に郷校、各所に書堂ありて教育の機關を爲せり。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したりしも、此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして、當時の民度に適合せざりしのみならず、其運用亦宜きを得ざりしを以て效果見るに足るものなかりき。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府の開かるゝや其指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に互りて制度の改革を行ひしも、教育事業は國家百年の大計なるを以て、時勢の趨向・民度の實際を考察して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布

し、同年十月各學校官制及規則を公布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行ひしも、時勢の進歩を向學心の旺盛は再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亙りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内地人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至れり。然れども内地人と朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものあるを以て、國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖りたる結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や二千二百十六校に上り、六十四萬六千九百五十八人の生徒を有するに至れり。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめしも、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十月より之を施行せり。

種別	學校數	職員數	生徒數
官立普通學校	二	二〇	六七五
公立普通學校	二、一二八	一〇、二七四	六〇六、四一七
公立高等普通學校	一五	三六〇	七、七八三
公立女子高等普通學校	七	一〇四	二、〇五七
私立普通學校	八六	五四一	二九、八六六
私立高等普通學校	一一	二二九	六、二四五
私立女子高等普通學校	一〇	一六七	三、四四六

三 書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全なる教育を施せるも、其の數各道に亙りて頗る多く、遽に廢止する能はざる事情あるを以て、弊害なき限り之を存置し來れり。然れども近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學校を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝあり。昭和九年三月末書堂數七千五百二十九、教員數七千九百六十四人、生徒數十四萬八千五百五人を算す。

四 幼稚園 幼稚園は昭和九年五月末に於ける公私立併せて園數二百八十七、兒童數一萬五千四十人なり。

第二節 實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等あり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定なかりしも、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとせり。

近來普通教育の普及に伴うて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所なし。

(昭和九年五月末現在)

種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二三三	一、一八七
公立專門學校	二	七二	五五五
私立專門學校	八	二七〇	二、二四〇
官立實業學校	一	三六	二〇八
公立農業(農林・農藝)學校	二八	三四〇	五、九六五
公立商業(商工)學校	一六	二九五	五、六七六

私立商業學校	五	九六	二、七五〇
公立水産學校	三	三九	二〇四
公立職業學校	三	四六	七三三
私立職業學校	二	三〇	六九三
官立實業補習學校	一	三	二六
公立實業補習學校	八	三九一	四、三七七
私立實業補習學校	三	九	二五八

第三節 大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設せるも、昭和九年度よりは内地高等學校同様修業年限三年せり。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆ど同様にして、内鮮人共學なるも、各學部に於て其の特長を發揮すべき使命あるを以て、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究に

關し、大に其の特色を發揮せんことをす。

昭和九年五月末大學職員五百二十三人、生徒六百二十一人、豫科職員三十九人、生徒三百九人なり。

第四節 師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とせり。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定なるが、昭和四年四月その制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費立師範學校は何れも同六年三月限廢止したり。同九年五月末官立師範學校三、職員百二十人、生徒二千十人あり。

第五節 在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は四千八十七名(昭和八年末現在)にして、内二名は總督府に於て指名せる給費學生に屬し、之を地方別にすれば、東京在學者二千七百八十二名、地方在學者一千三百五名なり。私費學生中最多數を占むるは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者にして、給費學生は朝鮮に於ける中等程度以上の學校卒業生中品行方正・學力優秀・

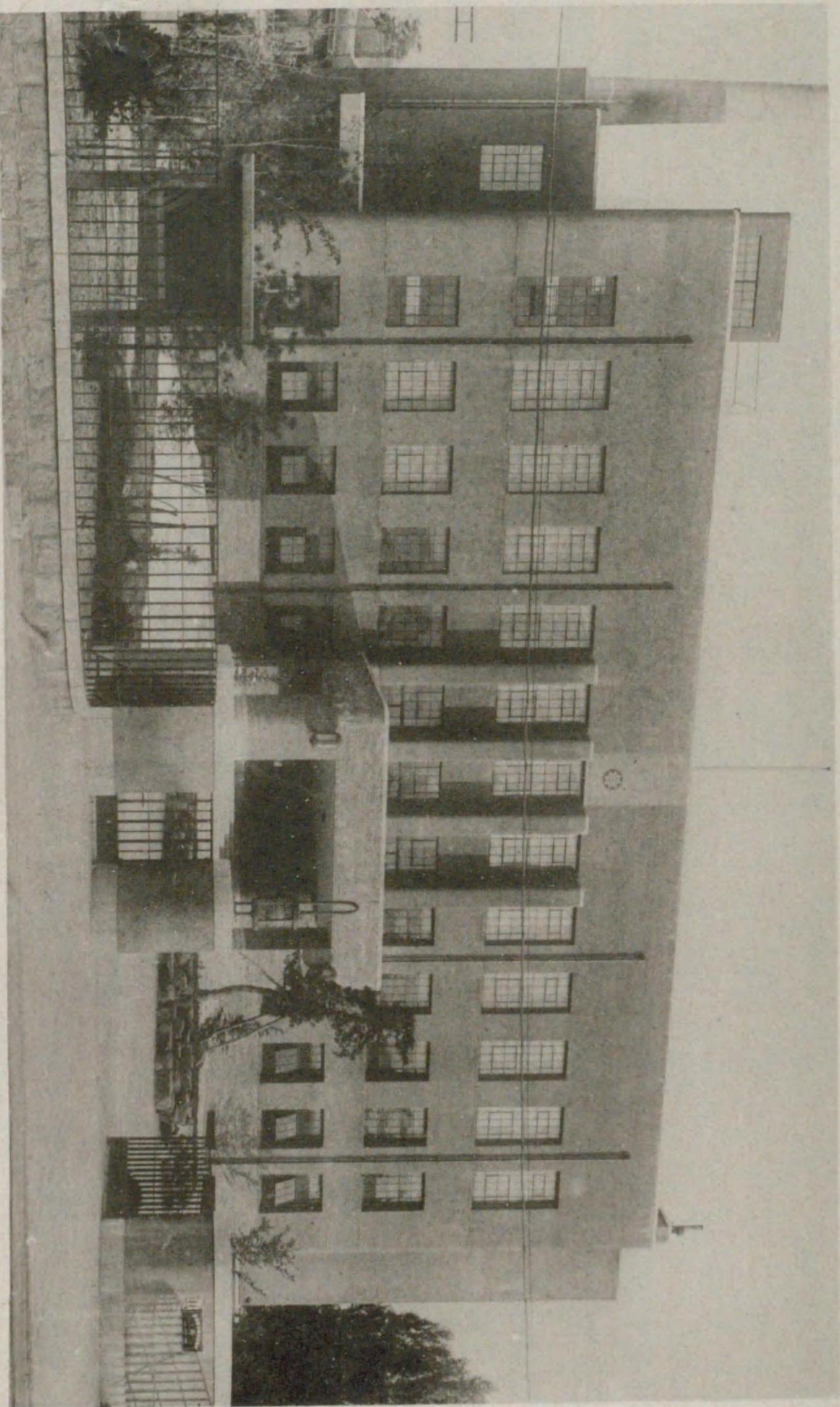
身體健全なる者を選抜し、之に對し官費を以て内地に於て學習を必要とする學術技藝を履修せしめつゝあるも、疆内各種教育機關の整備と豫算の關係等に依り、昭和五年度以降比年給費生數を漸減しつゝあり。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたりしも、大正九年十一月從前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を舉げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとせり。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめしが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたり。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力しつゝあり。

第六節 朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催せしが、爾來年々共に隆盛に向ひ、第十回展覽會は昭和九年五月京城に於て開催し出品總數一千三百四十四點に達し、中入選東洋畫七十點、西洋畫百七十六點、工藝品六十點、特選東洋畫六點、西洋畫五點、工藝品三點を出し、會期中觀覽者總數一萬九千一百二十人に及べり。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達を裨補する所少なからざるべし。



朝鮮銀行銀券



（東京）會 協 合 組 融 金 鮮 朝

第六章 財政及經濟

第一節 財政

一 歲計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問の設置あり、銳意刷新を圖りしも、積弊の致す所容易に掃清する能はず、後統監府設置せられ、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張・各種事業の發展に伴ひ、歳出著しき増加の傾向を來たし、到底其の支出を辨じ難きを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付したり。然れども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこと能はざるに因り、同四十四年以降中央政府の一般會計より一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎて應急の策を講じ、爾後經費を節約し、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期し、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行せんが爲、一方に於て諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がざることをしたるも、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴ひ、再び補充金を要するに至り、同九年度に一千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及昭和元年度に於ては災害

費の財源を含み、前者に於て千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於て千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度、四年度五年度及六年度に於ては各千五百萬圓、同七年度及八年度に於ては千二百五十萬圓、同九年度に於ては千二百八十二萬五千六百十圓の補充を受くるに至れり。

朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年 度	入			出		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和二年度	一六五、七七三、八七五	四五、一三六、三三六	二一〇、九一〇、二一一	一五〇、八七九、九〇九	六〇、〇三〇、二〇三	二一〇、九一〇、二一一
同 三年度	一七九、八四四、〇三九	四三、九〇三、九五〇	二二三、七四六、九八九	一六一、八七三、二八一	六〇、八七三、六九八	二三三、七四六、九八九
同 四年度	一九五、九七五、〇〇三	五〇、八七七、八四〇	二四六、八五二、八四三	一七六、五八、六四四	七〇、二九四、一九九	二四六、八五二、八四三
同 五年度	二〇二、〇五七、五四〇	三七、六七二、二四三	二三九、七二九、七八三	一八六、六七二、八二七	五三、〇五六、九五六	二三九、七二九、七八三
同 六年度	二〇六、三三二、五三七	三三、六〇二、〇八〇	二三八、九三三、六二七	一八六、六二八、四八三	五二、二九一、一四四	二三八、九三三、六二七
同 七年度	一七九、四四七、五三四	三九、九三三、四五五	二一九、三八一、四六九	一六三、六一四、六四〇	五五、七六六、八二九	二一九、三八一、四六九
同 八年度	一八四、四八一、五七八	四七、四五五、三七一	二三三、〇三六、九四九	一七〇、〇八五、五七九	六二、九五一、三七〇	二三三、〇三六、九四九
同 九年度	二〇六、三三二、六五三	五六、六六六、三四	二六三、九八八、七六六	一八四、一〇〇、三六八	七八、八八八、四〇八	二六三、九八八、七六六

二 國 債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨するの餘裕なかりしを以て、此等財源は總て公債若は借入金に依ることをし、明

治四十四年三月朝鮮事業公債法公布せらる。而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法公布せられ、之に據つて國債を整理し來れるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布に伴ひ、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止せられる。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依りて當初五千六百萬圓に限定せられたるが、其後事業の進捗・計畫の變更に伴ひ經費の増加を要するものあり、限度額を十回に互り擴張し、六億六百二十萬圓に増大せり。國債の償還は大正十一年度以降行はれざりしが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つるに至れり。

三 租 稅

内 國 稅

イ、地稅 本稅は朝鮮現行租稅の首位を占め、昭和九年度收入豫算額千四百七十三萬六千四百二十三圓を算し、租稅收入豫算額四千五百九十五萬九千三百十七圓の三割二分強に當れり。而して本稅は地稅令に依り田(畑)畚(田)埜(宅)池沼・雜種地及有料借地たる社寺地に土地の收益を標準としたる地價を課稅標準として其の千分の十六(昭和十年分以降は千分の十五を課す)を課し、土地臺帳に登録したる土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者)又は地上權者より徵收す。納期第一期を二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とす。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下なるときは、第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下なるときは之を徵收せず。

道別課税地段別地價地稅額納税人員

昭和九年一月一日現在

道名	區分					合計	地價地稅	納税人員	
	田(畑)	畚(田)	貸(宅地)	池沼	雜種地				
京畿道	一八、六七〇	二〇四、〇六五	一五、三九二	六〇	二、七〇二	四〇三、八九二	一四、七六七、六五四	一、九五二、〇五〇	三三三、五九九
忠清北道	八六、〇五一	七、〇八四	六、二八一	一八	五三	一六三、四八七	四六、九五三、九八八	七九八、二七七	一八〇、二九九
忠清南道	八三、三〇九	一六、一七一	一一、三三五	三三	二、二五〇	二五六、八九一	一〇〇、〇一四、二二六	一、七〇〇、三四一	二四七、七五〇
全羅北道	六六、八六三	一六、三〇九	九、八二六	一五八	一、〇七四	二四六、三三三	九〇、三六八、五四二	一、五三四、五六五	二八八、五四〇
全羅南道	二〇八、三六六	二〇四、一八四	一六、三六八	一〇六	四、五三三	四三三、五五九	一一八、五八九、五七九	二、〇一六、〇三三	五六五、三四四
慶尙北道	一八六、三三四	一九五、二五一	一五、〇一七	四六	四〇九	三九〇、〇五九	一三四、五二九、三四	二、二八六、八三八	六三三、九五八
慶尙南道	九七、七三三	一七三、八四八	一一、七〇七	二九六	六、八七一	二九〇、四四六	一三五、七七六、五九五	二、一三六、二〇一	四九五、二〇一
黄海道	四〇五、七三九	一三〇、七九	一一、二一四	八〇	六、八三一	五五五、四七五	七六、一七九、二二七	一、二九五、〇四六	三三〇、七七七
平安南道	三三三、一八八	七三、三九五	八、七六〇	九五	四、六三三	四〇八、〇六一	三七、九六〇、五二五	六四五、三三八	二六六、七九〇
平安北道	三八、四六六	八五、一三三	八、六〇〇	三	一、三一一	四三、五八四	三〇、〇七、一〇一	五二〇、四六〇	一一三、一一七
江原道	二五一、七三〇	八七、一五一	八、五八五	二二	二、九五	三〇七、三三五	三三、〇四〇、四一八	五四四、六八七	二八二、一七九
咸鏡南道	三三三、七五	五三、五三三	八、三三五	六三	二、七七七	四〇六、七四六	二〇、九五八、八八一	三五六、三〇〇	二七〇、五九九
咸鏡北道	一九六、一六六	一三、九六八	三、五七	六	一一二	二二、七七〇	九、八二六、三六七	一六七、〇四八	一〇七、一五七
合計	二、七四五、九五	一、六〇〇、三六	一三三、六三三	九七一、三三、七六七	〇	四、五三六、五四	九三、七、八二、四三四	一五、九四四、一〇一	四、二六、五五〇

備考 (一)地稅は道別地價の合計額に稅率を乗じ算出せり (二)段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたるに付、合計額に於て符合せず (三)〇は單位未滿のものとする

ロ、所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有せざる者に付ては(一)朝鮮に資産又は營業を有するときは(二)朝鮮に於て公債社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託利益の支拂を受くるときは(三)朝鮮に本店を有する法人より利益若は利息の配當又は利益の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與を受くるときは各號の所得に付本稅を賦課するものにして第一種所得稅第二種所得稅及第三種所得稅に分れ、第一種所得稅は(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人(二)所得稅法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の稅率に依り其の法人に之を賦課す
其の昭和九年度に於ける收入豫算額は百十五萬八千七百六十三圓なり。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人

百分の五

朝鮮に本店を有せざる法人

百分の八

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し、遞次に各稅率を適用す

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額百分の四
同百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額

百分の十

同百分の三十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額

百分の二十

清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用す

積立金又は本令に依り所得稅を課せられざる所得より成る金額

百分の三

其の他の金額

百分の八

第二種所得稅は(甲)朝鮮に於て支拂を受くる公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益(乙)稅令第一條の規定に該當せざる者の朝鮮に本店を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は利益の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與に付左の稅率に依り之を賦課す、其の昭和九年度に於ける收入豫算額は四十二萬七千六百六十四圓なり。

甲、公債の利子

百分の二

其の他の

百分の三

乙、

百分の五

第三種所得稅は第二種に屬せざる個人の所得に付左に掲ぐる稅率に依り之を賦課す、昭和九年度に於ける收入豫算額は二百四十四萬三千五百二十三圓なり。

所得金額	稅率	所得金額	稅率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	八百圓を越ゆる金額	百分の〇・四

千圓を越ゆる金額	百分の〇・六	三萬圓を越ゆる金額	百分の九
千二百圓を越ゆる金額	百分の一	五萬圓を越ゆる金額	百分の十一
千五百圓を越ゆる金額	百分の一・五	七萬圓を越ゆる金額	百分の十三
二千圓を越ゆる金額	百分の二	十萬圓を越ゆる金額	百分の十五
二千圓を越ゆる金額	百分の二・五	二十萬圓を越ゆる金額	百分の十七
五千圓を越ゆる金額	百分の三・五	五十萬圓を越ゆる金額	百分の十九
七千圓を越ゆる金額	百分の四・五	百萬圓を越ゆる金額	百分の二十一
一萬圓を越ゆる金額	百分の五・五	二百萬圓を越ゆる金額	百分の二十三
一萬五千圓を越ゆる金額	百分の六・五	三百萬圓を越ゆる金額	百分の二十五
二萬圓を越ゆる金額	百分の八	四百萬圓を越ゆる金額	百分の二十七

備考 山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分したる金額に對し右の稅率を適用して算出したる金額を五倍したるものを以て其の稅額とす。

相續稅

昭和九年九月公布せられたる朝鮮相續稅令に依り、被相續人又は相續人が日本の國籍を有する者たることを問はず、朝鮮に在る相續財産に付之を賦課す、其の課稅標準稅率課稅方法等は概ね内地に於ける相續稅と異ならず。昭和九年度に於ける本稅の收入豫算額は十二萬二千二百四十七圓なり。

〔稅率〕

家督相續又は戸主相續

課税價格

五千圓以下の金額	千分の五
五千圓を超える金額	千分の六
一萬圓を超える金額	千分の七
二萬圓を超える金額	千分の八
三萬圓を超える金額	千分の十
四萬圓を超える金額	千分の十五
五萬圓を超える金額	千分の二十
七萬圓を超える金額	千分の二十五
十萬圓を超える金額	千分の三十
十五萬圓を超える金額	千分の四十
二十萬圓を超える金額	千分の五十
三十萬圓を超える金額	千分の六十
四十萬圓を超える金額	千分の七十
五十萬圓を超える金額	千分の八十

家督相續にして相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき、戸主相續にして相續人が被相續人の直系卑屬にして男なるとき

家督相續にして相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者、被相續人の家族たる直系尊屬若し入夫なるとき、戸主相續にして相續人が其の他の者なるとき

家督相續にして相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる者なるとき

税

率

七十萬圓を超える金額	千分の九十
百萬圓を超える金額	千分の百
二百萬圓を超える金額	千分の百十
三百萬圓を超える金額	千分の百二十
五百萬圓を超える金額	千分の百三十

千分の九十	千分の百
千分の百	千分の百十
千分の百十	千分の百二十
千分の百二十	千分の百三十

千分の百	千分の百十
千分の百十	千分の百二十
千分の百二十	千分の百三十
千分の百三十	千分の百四十

千分の百二十	千分の百三十
千分の百三十	千分の百四十
千分の百四十	千分の百五十
千分の百五十	千分の百六十

遺産相續又は戸主相續を伴はざる財産相續

税

率

課税價格

千圓以下の金額	千分の十
千圓を超える金額	千分の十二
五千圓を超える金額	千分の十四
一萬圓を超える金額	千分の十七
二萬圓を超える金額	千分の二十
三萬圓を超える金額	千分の二十五
四萬圓を超える金額	千分の三十五
五萬圓を超える金額	千分の四十五
七萬圓を超える金額	千分の五十五
十萬圓を超える金額	千分の六十五
十五萬圓を超える金額	千分の七十五

相續人が直系卑屬なるとき

相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき

相續人が其の他の者なるとき

千分の十	千分の十二
千分の十二	千分の十四
千分の十四	千分の十七
千分の十七	千分の二十
千分の二十	千分の二十五
千分の二十五	千分の三十五
千分の三十五	千分の四十五
千分の四十五	千分の五十五
千分の五十五	千分の六十五
千分の六十五	千分の七十五

千分の十二	千分の十四
千分の十四	千分の十七
千分の十七	千分の二十
千分の二十	千分の二十五
千分の二十五	千分の三十五
千分の三十五	千分の四十五
千分の四十五	千分の五十五
千分の五十五	千分の六十五
千分の六十五	千分の七十五
千分の七十五	千分の八十五

千分の十七	千分の二十
千分の二十	千分の二十五
千分の二十五	千分の三十五
千分の三十五	千分の四十五
千分の四十五	千分の五十五
千分の五十五	千分の六十五
千分の六十五	千分の七十五
千分の七十五	千分の八十五
千分の八十五	千分の九十五
千分の九十五	千分の百五

鐵道業	請負業	收入金額	萬分の二十
旅館業	席貸業・料理店業	請負金額	萬分の十三
旅人宿業	收入金額	萬分の六十七	
運送取扱業	報償金額	萬分の四十	
周旋業・代理業	報償金額	千分の七	
仲立業・問屋業・信託業	報償金額	千分の十	

七八

備考 (一)物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・白綿布・石油・砂糖及麥粉の卸賣に對しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用す。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用す。
(二)製造業中の糶摺又は精米に對しては甲の稅率を、製粉・製絲・繰棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用す。

ニ、資本利子稅 本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮において資本利子の支拂を受くる者に對し、其の支拂を受くる公債又は社債の利子に付之を賦課するものにして、稅率は資本利子金額の百分の二にせり。昭和九年度に於ける本稅の收入豫算額は三十四萬五千八百八十一圓なり。

ホ、取引所稅 本稅は會員組織に非ざる取引所に課する取引所稅と取引所の會員又は取引員に課する取引所稅を總稱したるものにして、朝鮮取引所稅令(昭和六年十月一部改正、同七年一月一日より改正稅令施行)に依り之を賦課し、取引所稅は賣買手數料收入金額の百分の十、取引稅は取引所の清算市場に於ける賣買取引の賣買各約定

金高を課稅標準として左記の區分に依り之を賦課するものとす。

第一種 地方債證券又は社債證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・六

乙 其の他のもの

萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの

萬分の一

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ、履行期に於てのみ差金の授受に依りて決済を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の一

昭和七年度に於ける本稅(取引稅を含む)の收入豫算額は四十八萬九千四百八十圓なり。

へ、鑛稅 本稅は鑛產稅及鑛區稅の二者を總稱したるものにして、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て之を課し(金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛)鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登録ありたる月より起算して三年間は上記の半額とす。昭和九年度に於

ける本税の收入豫算額は七十四萬九千五百五十六圓なり。

ト、登録税 本税は朝鮮登録税令に依りて(一)不動産に關する登記を受くる(二)船舶に關する登記を受くる(三)船籍の登録を受くる(四)海員の身分に關する登録を受くる(五)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受くる(六)商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受くる(七)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受くる(八)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受くる(九)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受くる(十)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受くる(十一)等に於て申請人より納付すべきもの(爲せり。其の内主たる不動産に關する登記を受くる者に對しては左記の區別に従ひ之を賦課するもの(す。

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五
- 二 贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十五
- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三
- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因りて受くる不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超ゆるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきものにして民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四

- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五所有權以外の權利に付ては不動産價格の七分の一
- 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分にして特に掲げざるものに付ては債權金額の千分の四
- 十六 抹消したる登記の回復は不動産每一箇四十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢
- 十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

チ、印紙税 本税は印紙税令に依りて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依る(規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿(類似の效力を有するもの)に對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るもの(せり。

リ、骨牌税 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及

朝鮮總督の認許を得たる骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在りては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在りては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せらる。尙本税の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢なり。

又、酒税 本税は酒税令に依り之を賦課す。昭和九年度收入豫算額千二百七十三萬七千五百八十圓なり。本税令に於て酒類と稱するは酒精及酒精を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

- 一 醸造酒 清酒・濁酒・麥酒の類にして醱其の他の醱酵液より製成したるもの
- 二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精の類にして醱其の他の醱酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したるもの
- 三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨薑酒の類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の醸造酒若は蒸餾酒或は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの

酒類を製造せんことをする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する稅務署長の免許を受くるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依り酒税を課す。

一 醸造酒

朝鮮酒たる濁酒	一石に付	三圓四十錢
朝鮮酒たる藥酒	一石に付	十圓
麥酒	一石に付	十九圓
其の他の醸造酒	一石に付	三十圓

二 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの	一石に付	十圓
原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの	一石に付	十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一個毎に八十錢を加へたる金額
原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの	一石に付	二十圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一個毎に一圓を加へたる金額
原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの	一石に付	三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一個毎に一圓二十錢を加へたる金額

三 酒 精 一石に付

四 再 製 酒 一石に付

原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢
原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢
但し一石に付三十三圓に滿たざるときは三十三圓とす

ル、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依りて之を賦課す。昭和九年度收入豫算額二百四十一萬九千三百九圓なり。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんことをする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する稅務署長の免許を受くるものとす。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るべき其の引取人より徴收す。

チ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依り之を賦課す。昭和九年度收入豫算額は十一萬六千四百八十圓なり。

本税令に於て清涼飲料と稱するは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ、但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對しては其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依り清涼飲料税を課す。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 壘詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓

ワ、朝鮮銀行券發行税

本税は朝鮮銀行令に據り朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に據り朝鮮總督の認可を受け、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合(割合は其の時々之を以て之を賦課す。昭和九年度に於ける本税豫算額は七千三百二十五圓なり。)

カ、徵收 國税の徵收は國税徵收令の規定する所に據る。而して徵稅機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行せしめ、特に定めたる稅種に限り、府邑面(法)をして徵收せしめ來れるも、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたり。徵稅の方法は略内地に同じく、府邑面(法)をして徵收せしむる稅目は國税徵收令施行規則の規定に依り地稅・第三種所得稅・營業稅とし、其他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者より直接徵收す。但し府邑面(法)をして徵收せしむる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしむるを便利なりと認むるときは直接府郡島に於て徵收し得るものとす。

關稅

イ、輸入稅 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明せる十年關稅據置の宣言に基き、舊韓國政府と通商各國との協定に成れる關稅を襲踏し來りたるものなるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度を布かれ、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法・假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至りしを以て、朝鮮は内地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せらるゝものなるが、朝鮮に於ては其の産業・民度其他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率を存置せし處、後者は産業の進展其他の事由に因り存置の理由消失せるを以て、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限全部之を撤廢したり。同

八年度中に於ける輸入稅收入額は六百六十三萬七千四百五十四圓なり。

口、**移入稅** 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認むることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したるも、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當り、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源たる移入稅を撤廢すること能はざる事情に會したる爲内地側と同時に之を實行すること能はざりしのみならず、其の後も屢延期の已むを得ざるものありしも、同十二年度より酒精・酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品たるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、稅率の三分の一を減じ、之を從價五分せり。

移入稅一部撤廢の結果として内鮮間に出入する船舶貨物に對する取締上の拘束は成るべく之を移入稅全部撤廢の場合と同様自由ならしむるが爲、其の取締を寛大にし、船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入稅・消費稅及出港稅に關係なき貨物は沿岸何れの地を問はず出入するを得しめ、移入稅消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地に直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障を來さしめざることをせり。昭和八年度中に於ける移入稅收入額は四百五十二萬三千三百七十七圓なり。

噸稅

噸稅は外國貿易の爲、外國に往來する船舶の開港に入港したる場合に之を課し、從來關稅と同様併合當時の宣言に基き、外國又は内地・臺灣・樺太より朝鮮開港に入港する船舶に對し舊率に據り課稅せしも、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸稅法の例に依ることに改むると同時に、朝鮮に内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸稅を課せざることをせり。昭和八年度中に於ける噸稅收入額は三萬九千四十六圓なり。

出港稅

出港稅は内地・臺灣又は樺太に於て内國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けたる物品に對し、朝鮮に内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國稅及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定せるものにして、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとす。其の課稅物件及稅率は左の如し。

- (一) 課稅物件 移出先に於て内國稅を課する物品、但し砂糖・糖水及移出先に輸入する場合に内國稅を課せざる物品にして朝鮮に輸入したるものを除く
- 稅率 移出先に於ける内國稅の稅率と同一の稅率
- (二) 課稅物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入稅の稅率より低き稅率に依り輸入稅を課し又は朝鮮に於てのみ輸入稅を免除し若は無稅と爲したる物品
- 稅率 輸入稅を免除し又は無稅と爲したる物品に在りては移出先に於ける輸入稅の稅率と同一の稅率、其の他の物品に在りては移出先に於ける輸入稅の稅率と朝鮮に於ける輸入稅の稅率との差に相當する稅率
- (三) 課稅物件 帝國內に於て製造したる左記織物製品、但し既に使用したるもの及移出先に於て内國稅を課せ

ざる織物を以て製造したるものを除く

衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴布・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寢具

税 率 課税物件の原料として使用したる織物の價格の百分の九

昭和八年度中に於ける出港稅收入額は十一萬九千八百六十四圓なり。

四 驛 屯 賭 收 入

驛屯賭收入は驛屯土の貸付料の謂にして、驛屯土は驛土及屯土の總稱なり。驛土は李朝時代に於て公文書の遞傳に公務を以て旅行する官吏の爲に各道に驛站を設け、之に驛卒・馬匹を配置し、其の給養に充つる爲給付せられたる田・畝にして、屯土は往昔警備の爲戍卒を置き、其の耕食に充てたる土地を謂ふ。此等の制度は明治二十七年に至りて廢止せられ、現今之を國有地として處理し、其の貸付等に關する事項並に貸付料の收納は稅務署長に於て之を處理す。

大正九年府令第百十號を以て驛屯土は其の小作人に之を賣拂ふこととし、賣拂代金は十年間に分割前納せしむるを以て、賣拂契約締結の土地に對しては小作期間を十年に改むること同時に、第二年度以降に於ける貸付料は其の十分の一宛を遞減することとせり。昭和九年度驛屯賭收入の豫算額は四萬三百七圓なり。

第二節 通 貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券にして、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法の

朝鮮内に施行せらるゝに至り、大正九年末限之が通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て之が引換を爲したり。

年 別	通貨流通見込高 (單位千圓)				合 計
	金 貨	補助貨及 小額紙幣	舊韓國 錢	日 本 銀 行 券	
昭和四年末	—	九、六三三	—	—	八三、八三六
昭和五年末	—	八、二四四	—	—	六四、四六一
昭和六年末	—	七、三四四	—	—	七六、六六五
昭和七年末	—	八、〇〇一	—	—	八〇、四七〇
昭和八年末	—	八、五四九	—	—	六五、一八五
昭和九年九月末	—	七、八六一	—	—	三〇、三三三

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして、大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ、其の保證準備發行制限額は五千萬圓なり。

第三節 金 融 機 關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行あり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋殖産會社あり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行あり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するもの八、内地に本店を有するもの四の外、朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍

ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を營む朝鮮信託あり、其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等を有せり。

イ、朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法の公布せらるゝや、從來韓國の中央銀行たりし韓國銀行を改め朝鮮銀行と稱せり。昭和九年九月末に於ける資本金は四千萬圓にして、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並銀行券を發行するの外、左の業務を營む。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社銀行又は商人の爲替手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨・貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことを得、營業の都合に由りては國債證券・地方債證券其の他確實なる有價證券を買入るることを得るものとす。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店出張所を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京大阪・神戸・下關・大阪西區・安東縣・大連・奉天・新京・哈爾濱・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺・旅順・四平街・青島・上海・天津・米國紐育に支店又は出張所を設置せり。而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感ずるを以て、大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢・拾錢の小額支拂手形を發行せるが、補助貨普及するに及び、昭和三年三月以降新規發行を中止せしが昭和七年三月より再び之が發行を見るに至り、昭和九年九月末に於ては發行八十四萬餘圓なり。

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政府貸下金	借入金	預金	貸出金	銀行發行高
昭和八年末	40,000 <small>千円</small>	25,000 <small>千円</small>	5,301 <small>千円</small>	4,100 <small>千円</small>	15,002 <small>千円</small>	25,105 <small>千円</small>	354,509 <small>千円</small>	148,176 <small>千円</small>
昭和九年末	40,000 <small>千円</small>	25,000 <small>千円</small>	6,101 <small>千円</small>	7,700 <small>千円</small>	151,090 <small>千円</small>	238,440 <small>千円</small>	346,946 <small>千円</small>	133,057 <small>千円</small>
昭和九年九月末	40,000 <small>千円</small>	25,000 <small>千円</small>	6,101 <small>千円</small>	7,700 <small>千円</small>	151,090 <small>千円</small>	238,440 <small>千円</small>	346,946 <small>千円</small>	133,057 <small>千円</small>

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係なきものを除く。

ロ、朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金三千萬圓にして本店を京城に置き、疆内樞要の地に支店五十三、派出所七を置きて左の業務を營み、尙大阪に支店一を設置せり。本店は左の業務を營む。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付
- (三) 法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付
- (四) 農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
- (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六) 金融組合・漁業組合其の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (七) 朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付
- (八) 國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付
- (九) 爲替及荷爲替
- (十) 公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受
- (十一) 擔保附社債に關する信託事業
- (十二) 預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總

督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すのみならず朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けたる債券及社債券現在高を超過することを得ず)債券を發行することを得。

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	債券發行高	預金	貸出金	政府貸下金
昭和八年末	30,000 <small>千円</small>	10,000 <small>千円</small>	11,103 <small>千円</small>	253,482 <small>千円</small>	84,777 <small>千円</small>	251,585 <small>千円</small>	1,459 <small>千円</small>
昭和九年九月末	30,000	10,000	11,243	241,807	79,556	347,533	1,459

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係なき分を含まず

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金五百萬圓にして本店を京城府に、釜山府に支店及出張、平壤府及仁川府に支店を置き、更に朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所(本店・釜山・平梁派出所)を其の代理店と爲す。

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預金及積金	貸付金	所有價證券	預け金
昭和八年末	5,000 <small>千円</small>	2,500 <small>千円</small>	140 <small>千円</small>	30,339 <small>千円</small>	8,530 <small>千円</small>	33,862 <small>千円</small>	1,375 <small>千円</small>
昭和九年九月末	5,000	2,500	300	33,875	10,441	35,484	906

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立増加せるのみならず、内鮮人間經濟關係の密接なるに隨ひ、内鮮人

合同經營に係るもの出現するに至りしを以て、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互り改正を行ひ來りたるも、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたりしを以て、昭和三年十二月之が改正を行ひ、翌四年一月より施行せり。昭和九年九月末現在普通銀行は朝鮮に本店を有するもの八、其の支店出張所九十三、内地に本店を有する銀行の支店十六なり。

普通銀行一覽

昭和九年九月末現在

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	9,925 <small>千円</small>	4,975 <small>千円</small>	1,711 <small>千円</small>	125 <small>千円</small>	33,150 <small>千円</small>	45,441 <small>千円</small>
漢城銀行	3,000	1,875	476	—	19,682	26,180
東一銀行	4,000	2,775	813	—	12,166	15,746
海東銀行	11,000	800	53	—	1,601	2,078
湖南銀行	11,000	1,375	476	—	4,274	5,169
慶尙合同銀行	2,250	1,331	159	—	2,885	3,768
大邱商工銀行	1,000	350	7	—	4,479	3,379
釜山商業銀行	1,500	750	355	—	4,179	3,408
第一銀行支店	—	—	—	—	27,062	7,896
安田銀行支店	—	—	—	—	13,716	4,380

十八銀行支店	—	—	—	七、三五	七、七三
山口銀行支店	—	—	—	三、四八	四、一六
合計	二五、六七	一四、三三	四、〇八一	一六五	一五、五九
昭和八年末	二六、〇七五	一四、三七一	三、七四	一五	一六、〇〇〇

備考 香港上海銀行代理店一箇所存するも掲記せず。

ホ、信託會社

朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始せるものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代出現するに及び、本業を営むもの簇出し、爾來漸増せるが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月施行せられたる擔保附社債信託法あるのみにして、一般信託業を営むものに對しては直接適確なる指導監督の方法を缺きたる處、昭和六年六月朝鮮信託業令公布せられ（昭和六年十二月一日より施行）此等信託業者に對する指導監督の法規整備するに至り、當時現存せし所謂信託會社二十社中朝鮮土地・共濟（以上京城）・群山（群山）・南朝鮮・釜山（以上釜山）の五社は同令に依り營業の免許を受けたるが、昭和七年十二月朝鮮信託（京城）設立してより、同社は昭和八年九月群山信託を買收したるを首めこして、昭和九年十一月迄に上記五社の買收を完了し、支店を群山・釜山・木浦・平壤に設置したり。

信託會社一覽

（昭和九年十一月末現在）

會社名	資本金	拂込資本金	積立金	信託財産
朝鮮信託	10,000	二,五〇〇	七	三七、八九
南朝鮮信託	1,000	二五〇	七	三、五六

ヘ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立し、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立せり。

ト、金融組合 明治四十年金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合設立せられ、農民の經濟を緩和し、産業を助長せること少からざりしが、時勢の進運に従ひ、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張し、次で同七年六月更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限りたる組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたるが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互り準據法を改正して整備する所あり、之が運用に依り庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至れり。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の如し。

- (一)、組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ。
 - (二)、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負擔せしめ、之に對し年七分以下の配當を爲す。
 - (三)、組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得しむ。而して組合長・監事及評議員は組合員中より選任せしめ、理事及副理事は朝鮮總督之を任免す。
 - (四)、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得しむ。
 - (五)、組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては外に政府の下付せる基本金を有す)左に掲ぐる業務を行ふ。
 - イ) 組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること (ニ) 組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及無盡會社より預り金を爲すこと (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと。
- 尙都市組合は右第一號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認めらる。

金融組合業務概況 (昭和九年九月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六四	一七二	一〇八、六三七	七、五六〇 <small>千円</small>	一四、六四〇 <small>千円</small>	六〇、五五三 <small>千円</small>	三八、〇五一 <small>千円</small>	八二、四九〇 <small>千円</small>	一三、四八九 <small>千円</small>
都市組合	六一	一	四九、〇九六	一、九九六	三、〇九七	四、八七三	三、八〇七	四〇、六三五	二五、三三三
計	六五	一七三	一、〇七七、七三三	九、五五六	一七、七三七	六五、四二六	六一、八五八	一二三、二二五	一四八、八二一

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展せしが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは組合の積極的活動を促進する上に遺憾少からざりしを以て、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したるが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設したり、其の組織事業の概要左の如し。

- 一、朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖るを目的とする非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。
- 二、朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上(一口の金額五百圓)を負擔せしむ。之に對しては年七分以下の配當を爲す。
- 三、朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す。
- 四、朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金より成り、左に掲ぐる業務を行ふ。
 - (一) 會員に必要な資金の貸付を爲すこと、(二) 會員に對し手形の割引を爲すこと、(三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと、(四) 會員より預り金を爲すこと、(五) 會員に對し業務上の指導を爲すこと、(六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること、(七) 職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲必要な業務を爲すこと。

金融組合聯合會業務概況 (昭和九年九月末現在)

支部數	會員數	拂込済出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七四一	二、七八〇 <small>千円</small>	五〇 <small>千円</small>	二、六〇〇 <small>千円</small>	三、四六 <small>千円</small>	五八、六八〇 <small>千円</small>	七〇、三四〇 <small>千円</small>	一三、一四〇 <small>千円</small>

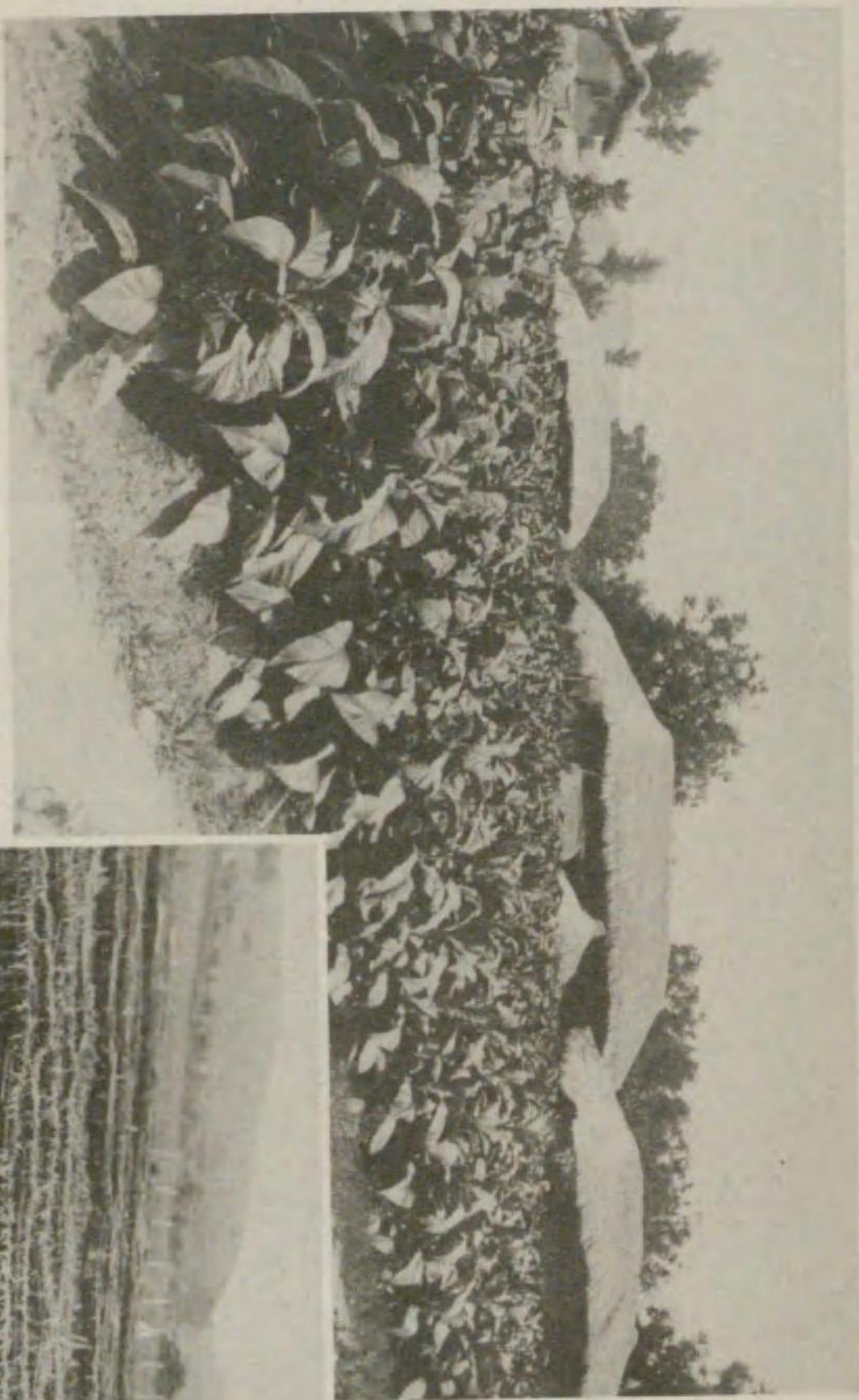
り、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したるが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應せしむべく昭和六年六月準據法令の改正を行ひ、益庶民金融機關としての發展を期待せらるゝに至れり。

無盡會社業務概況 (昭和九年九月末現在)

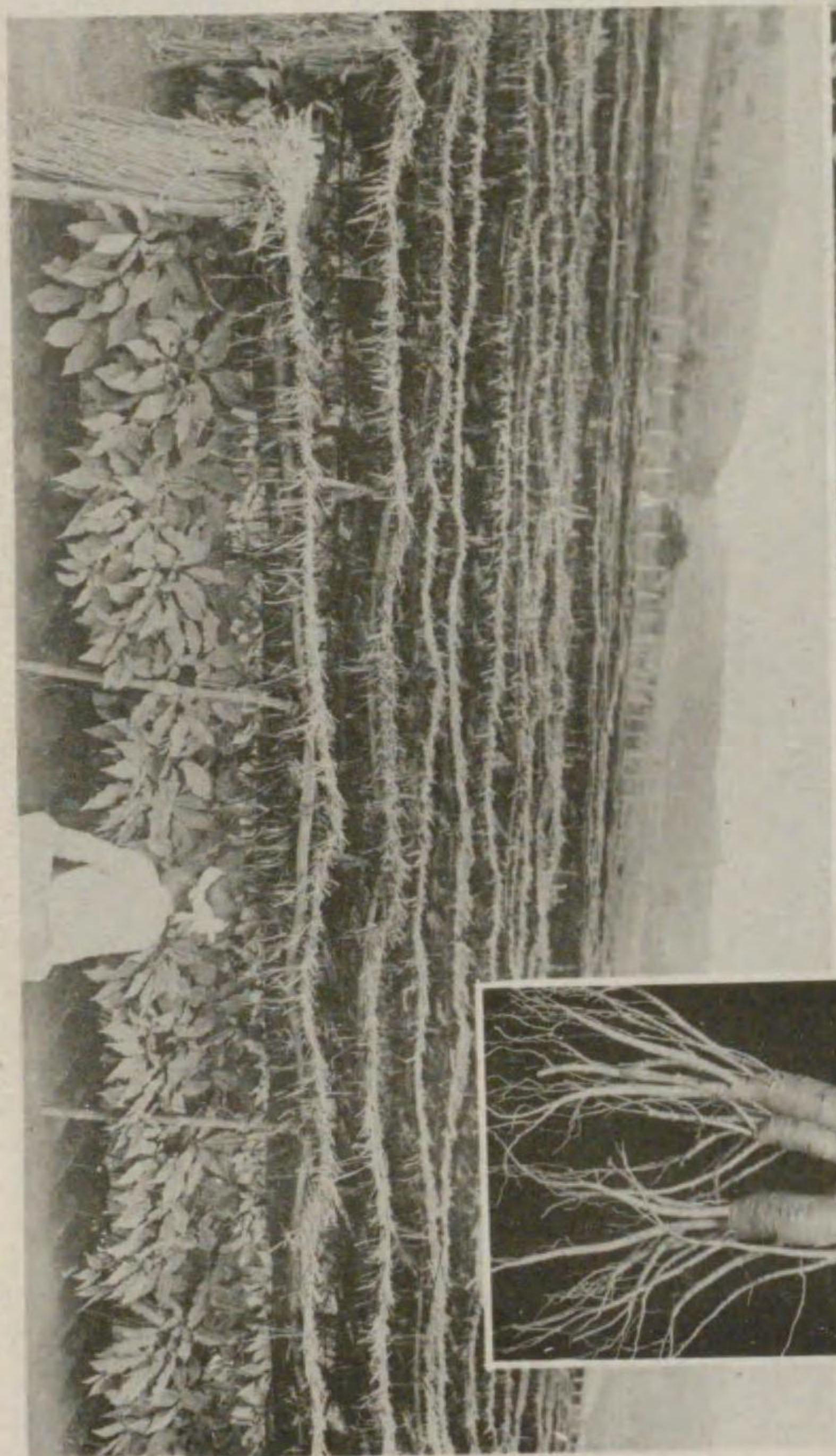
會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
三	四、二八〇、〇〇〇 <small>円</small>	一、六四〇、一〇〇 <small>円</small>	一、五八九、一四〇 <small>円</small>	一、四三三	六、八三元	一〇七、八〇〇、六五〇 <small>円</small>

金融組合聯合會業務概況 (昭和九年九月末現在)

及、更に四月八日八日朝鮮無盡業令制定以來特に進展したるが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應せしむべく昭和六年六月準據法令の改正を行ひ、益庶民金融機關としての發展を期待せらるゝに至れり。

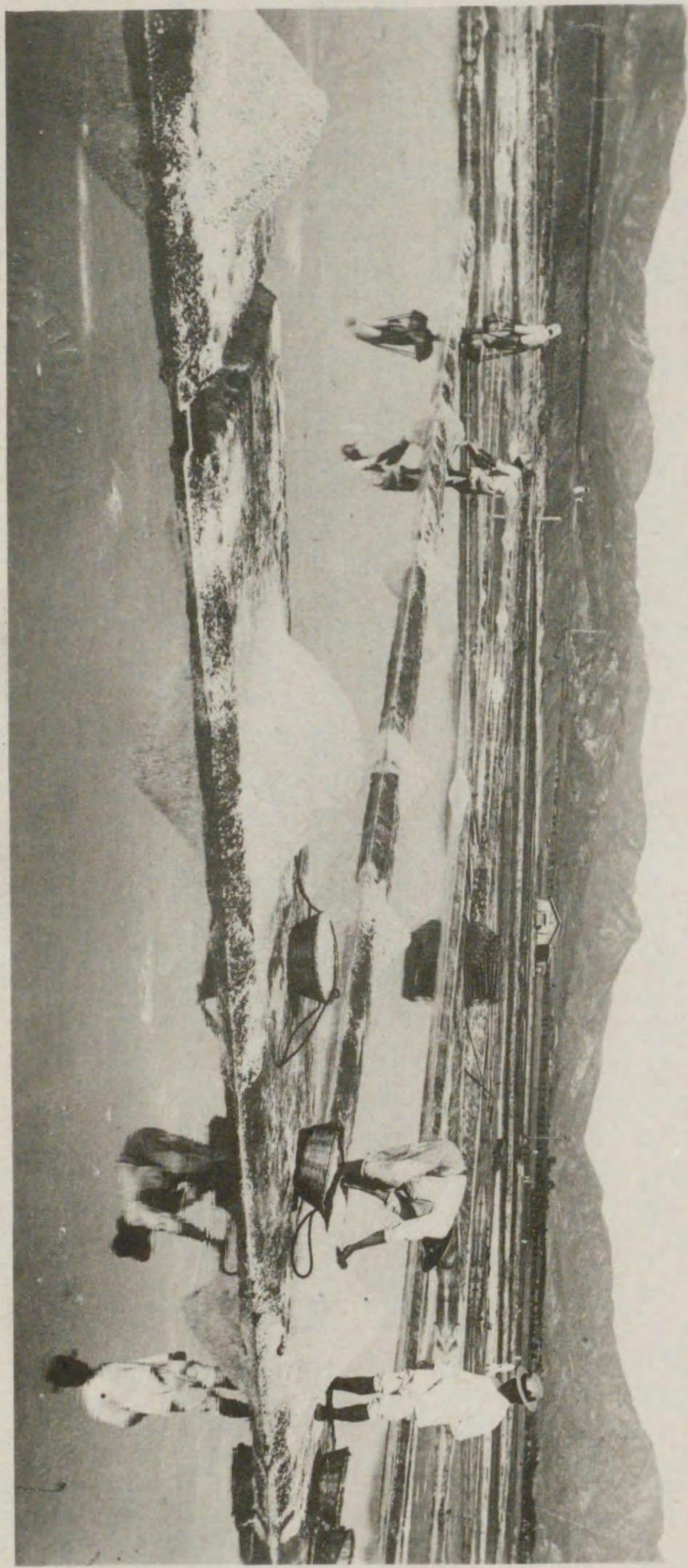


(甲) 黄色烟草栽培の状況



(乙) 人参栽培の状況

廣 梁 灣 鹽 田 (南 平)



第七章 專 賣

第一節 煙 草

煙草は半島に於ける重要なる財源に屬し、舊韓國政府は耕作税を制定せるも、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を制定せるが、時勢の進展に鑑み同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施せり。元來煙草の專賣は完全なる製造專賣を爲すに非ざれば所期の目的を貫徹するに能はず、當時朝鮮の民度慣習等に鑑みるにきは直に之を執行するに之を得ざるものあり、故に先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可・民間荒刻煙草の製造及販賣の認許全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐うて制度の完璧を期することにせり。

然るに專賣實施後既に數年を経過し、殊に大正十一年以來廉價なる荒刻煙草を供給したるに一般の嗜好に適したる爲其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦漸次整頓したるを以て昭和二年一月煙草專賣令を改正し、全葉喫用煙草の拂下は同月限り、自家用煙草及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる專賣制度を見るに至れり。

毎年煙草を耕作すべき地域・面積及煙草の種類は豫め公示するものにして、現在の耕作地域は平安北道及咸鏡南北道を除きたる十道、六十三郡、三百二十六面に互り、煙草の種類は大別して内地種・朝鮮種

及黄色種の三種をせり。專賣實施以來技術員を増配し、且煙草耕作組合の利用及補助金の下附並に煙草耕作獎勵金の交付等、大に耕作の改善指導に努めたる結果、逐年發達し、數量及賠償金漸次増加するに至れり。煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各專賣支局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ二千八百餘名を算し、此等職工に對しては勤続年數増加に伴ふ所得の増加、賞與制度保護救済、衛生及醫療、補習教育、修養及慰安獎勵等政府の諸施設完備せるを以て、職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝあり。

現在製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日・松風(以上二
十本入)兩切紙卷煙草ジージーシー・コンゴウ・カイダ・ピジョン・銀河・蘭・マコー(以上十
本入)メーブル(十五
本入)牡丹(五本
入)細刻煙草さつき・あやめ(以上百五
十瓦入)荒刻煙草不老煙(三十
瓦入)長壽煙(九十五及
三十瓦入)五福草(六十
瓦入)露煙(九十五瓦及
四十五瓦入)福煙(九十五
瓦入)の十九種をす。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力し來りたる所にして、屢販賣機關の配置變更を見たるも、昭和八年度末現在に於ける販賣官署は專賣支局四、出張所二十二にす。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝありたるが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしむることとなれり。爾來販賣所區域に變更あり、其の結果昭和八年度末現在販賣所數三百二十六箇所となれり。

昭和八年度中の製造煙草販賣高を示せば左の如し。

區 別	數 量	金 額	口 付		切	
			敷島	朝日	兩	特 製
敷島	五四、三五〇 <small>千本</small>	三六六、八六八 <small>円</small>	計	計	計	計
朝日	一四七、三四三	七九五、四一九	特 製	特 製	マ	メ
松風	一九、五二六	三七九、〇七七	品	品	コ	ト
敷島	五〇	九六	品	品	河	丹
朝日	二二一、二二四	一一、二四一、四六〇	品	品	一	ル
松風	六五	二、二五八	品	品	一	ル
敷島	四二一	九、四六五	品	品	一	ル
朝日	八、六七八	一一七、一四二	品	品	一	ル
松風	二五一、五六八	二、二六四、一一一	品	品	一	ル
敷島	四九、二五四	四四三、二八三	品	品	一	ル
朝日	二、九五六、四八〇	一三、三〇三、九七六	品	品	一	ル
松風	四七七、九六九	一、四三〇、六七八	品	品	一	ル
敷島	三一、一七三	一一二、二二四	品	品	一	ル
朝日	三、七七五、六一三	一七、六八三、二七五	品	品	一	ル
松風	五	一三八	品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日			品	品	一	ル
松風			品	品	一	ル
敷島			品	品	一	ル
朝日						

區別	數量	金額	
		金	額
細さ	二、四八四	四四、七一四	
あやめ	五、七九八	八三、四八五	
計	八、二八二	一二八、一九九	
不老煙	一八、三二一	二〇六、一一〇	
荒			
長壽煙(廿五匁)	一一五、〇〇七	六二一、〇三九	
同(七匁)	一七九、六六二	一、一五四、九七二	
五福草	四四、四四六	二六六、六七六	
壽煙(廿五匁)	三、八一八、九九六	一三、七四八、三二五	
同(十二匁)	二二、八九五	八五、八五五	
福煙	三一、六四一	九一、一二七	
計	四、二三〇、九六八	一六、一七四、一〇四	
移輸入品		八六、一四八	
合計		三五、三一三、一八六	

第二節 人蔘

人蔘は古來高麗蔘を稱して世に貴重せられ、内紅蔘は夙に政府の專賣に屬せるものなり。併合の際舊韓國政府の制定したる紅蔘專賣法を繼續し來りしが、大正九年十月之を廢し、紅蔘專賣令の公布以來事業

の發達亦大に見るべきものあるに至れり。

昭和八年度に於ける紅蔘の製造高及販賣額を示せば左の如し。

年 度	製造高		販賣額		副産物 計
	紅蔘	尾蔘	紅蔘	尾蔘	
昭和八年度	一四三、六六斤	三六、三〇五斤	三、三三〇円	一、四四一、三三五円	三、三三六円

人蔘は一般作物と異り播種後五六年を経るに非ざれば收穫すること能はず、其の製法に依り紅蔘白蔘の二種となる。紅蔘は水蔘(生人蔘)を蒸して日光及火熱に依り乾燥し、白蔘は水蔘の表皮を搔ぎ取り、單に日光に乾かして製す。

前者は價高く、後者は廉價なり。兩者共形體整ひ其の大なるを尙ぶ。紅蔘は専ら支那に輸出するものにして、同國に於ては古來萬應の靈藥として愛用し、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費せらるるものなり。

第三節 鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地にて製造する煎熬鹽を以て之に充てたるも、其の製造方法甚だ幼稚にして、燃料勞力を要すること夥しく、隨て生産費の高嵩を免れざるを以て、明治三十五年より漸次安價なる支那天日鹽の輸入を誘致し、逐年其の數量を増加するに至れり、依つて時の政府は同四

十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を行ひたるに、其の結果良好にして品質生産費等に於ても優に支那輸入鹽に對抗し得るを認め、明治四十二年官營鹽田の築造に着手し、大正九年迄に一千二百町歩を完成し、其の成績良好なるに鑑み、同年更に進んで二千六百町歩の擴張計畫を樹てたるも工事半に於て關東地方大震災に伴ふ財政緊縮の爲事業中止の已むなきに至れるを以て、現在鹽田總面積は二千四百七十四町歩なり。而して鮮内鹽消費量年額約五億六千萬斤なるに對し現在鮮内の天日鹽供給額は平年大體二億四千萬斤にして、之に在來煎熬鹽六千萬斤の生産を見込むも尙多量の不足は之を海外よりの輸入に俟たざるべからざる狀況なり。然るに朝鮮に於ける關稅特例は昭和五年三月末日限り廢止せられ、鹽は無稅なる爲、鮮内鹽業に及す影響甚大にして、一面鹽自由輸入の結果、自ら市場に於ける競争を誘致し、生活必須品をして投機の目的たらしめ、需給の不圓滑及鹽價の亂高下を招來する虞あるを以て此の弊害を除去するに共に鮮内鹽業者を保護せんが爲政府は之が輸入管理を爲すこととし、昭和五年三月之に關する制令を公布し、鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなれり。之に依つて政府は輸入鹽官營鹽田生産鹽を併せ其の統制下に置くことを得るに至れり。

年 度	天日鹽生産高		南 市		合 計	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
昭和八年度	一、一四三町	一五、六三〇千斤	一、二五町	一四、一六六千斤	二、四七四町	三六、五〇一
	廣梁灣(徳洞・貴城を含む)		朱安(南洞・君子を含む)			

備考 販賣數量は生産高より一割八分の歩減を差引きたる數量とす。

第四節 阿片

往昔朝鮮に於ても阿片煙吸飲の弊風流入し、其の害毒少からざるを以て、政府は法規を設け、之が取締を嚴にせるも、因襲の久しき、容易に之を根絶することを得ず、殊に其の原料阿片製造の爲罌粟の密栽培を企つる者あり。仍て政府は阿片製造の許可を受けたる者の外、罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造阿片は之を政府に收納したる上特定の製業者に拂下ぐる等、取締を嚴にせるを以て、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至れり。雖、其の後之に代るべき「モルヒネ」の注射服用を爲す者發生し、其の中毒者少からず、依て此等に對し、「モルヒネ」の使用を禁止したるも、往々不正受授及使用行はれ、其の害毒少からざるを以て、之が中毒患者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府事業とし、尙中毒者を登録して治療を爲すに共に、登録を受けたる者に對しては治療に必要程度の「モルヒネ」類の使用を許すこととし、昭和四年九月專賣局官制を改正し、阿片收納事務は警務局より專賣局所管に移され、京城專賣支局内に「モルヒネ」類製造工場の設置を見、同五年三月より事業を開始せり。昭和八年度の阿片收納高は一千四百五萬八千七百八十二瓦にして「モルヒネ」類並醫藥用阿片の製造及賣下高を示せば左の如し。

第七章 專賣

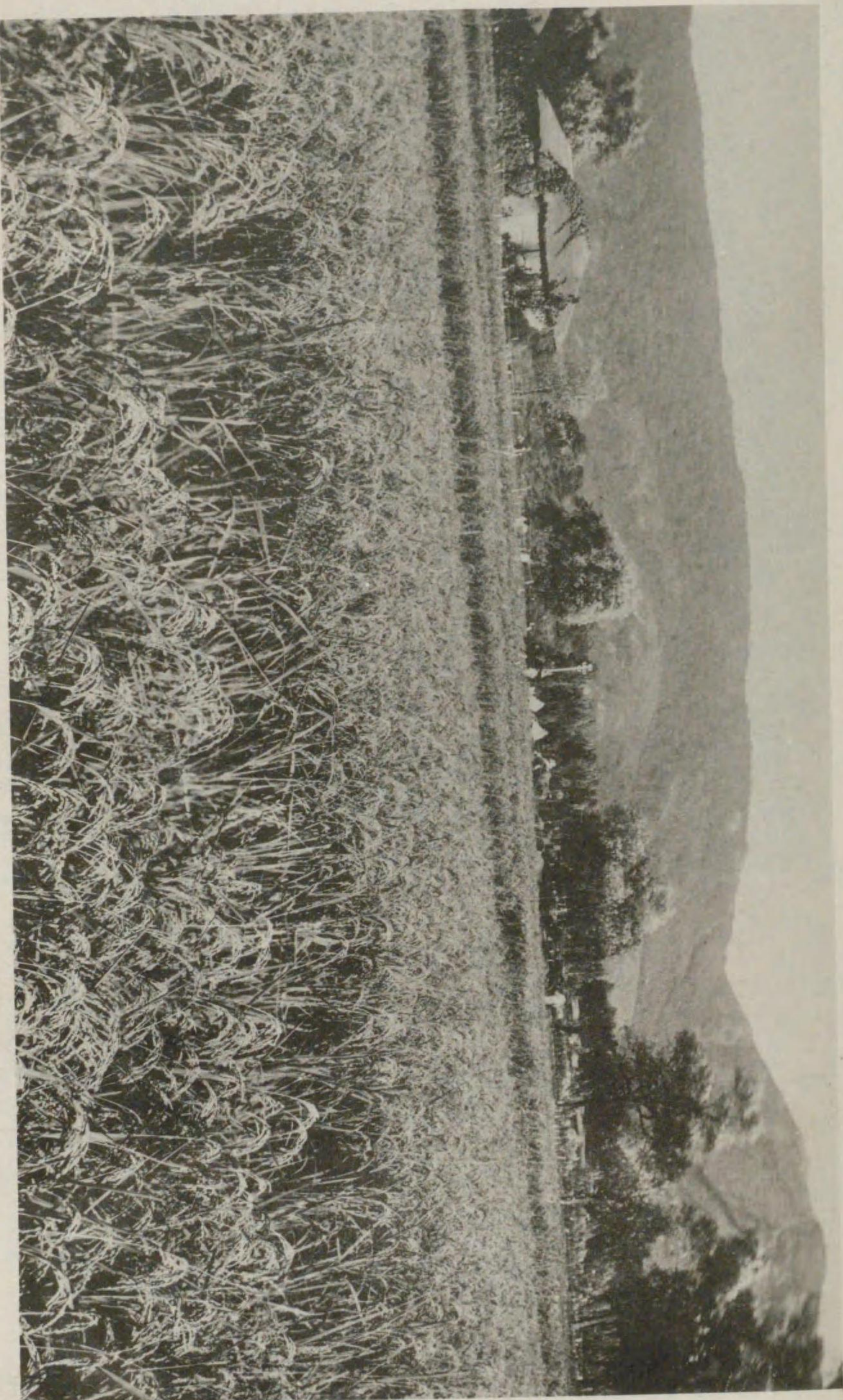
鹽酸モルヒネ
製 造 高 三六七、〇〇八^瓦
賣 下 高 二六三、二六〇

鹽酸デアセチル
モルヒネ
一五六、七六〇^瓦
二四、三五

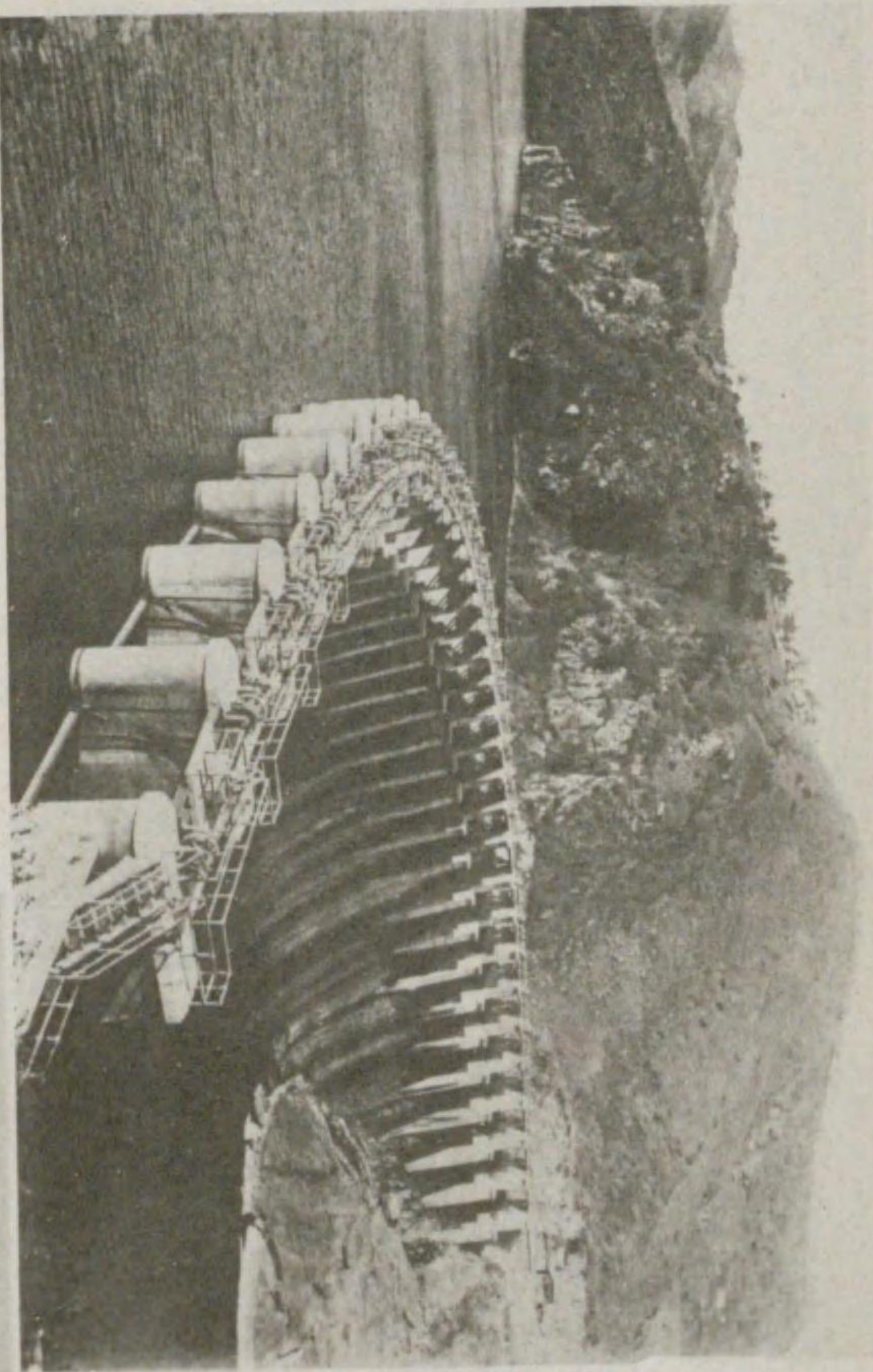
醫藥用阿片
一^瓦
八、〇三五

計
四三、七六八^瓦
三九五、五〇〇

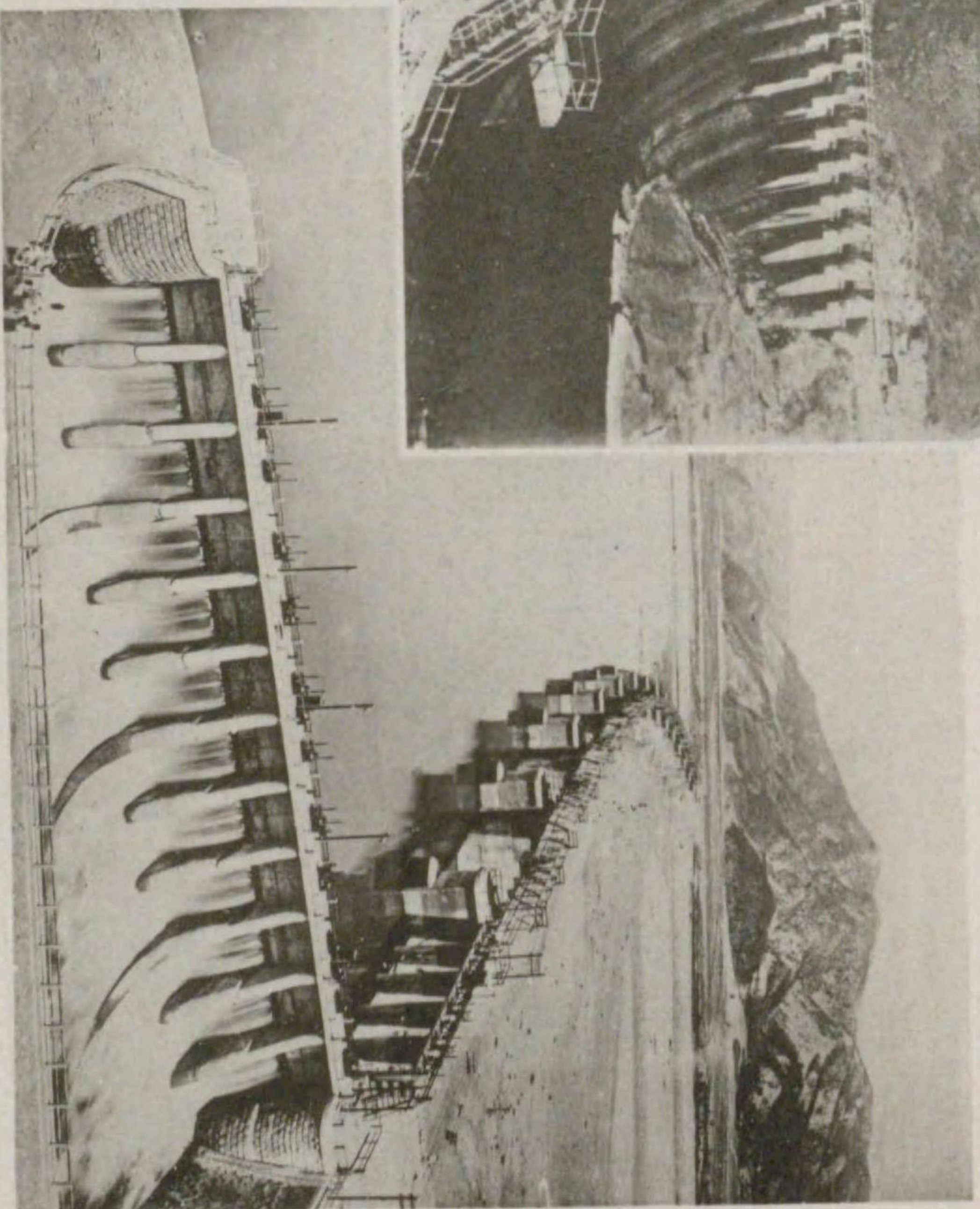
（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and appears to be a continuation of a report or document.)



稻 田 的 實 景 (外郎城京)



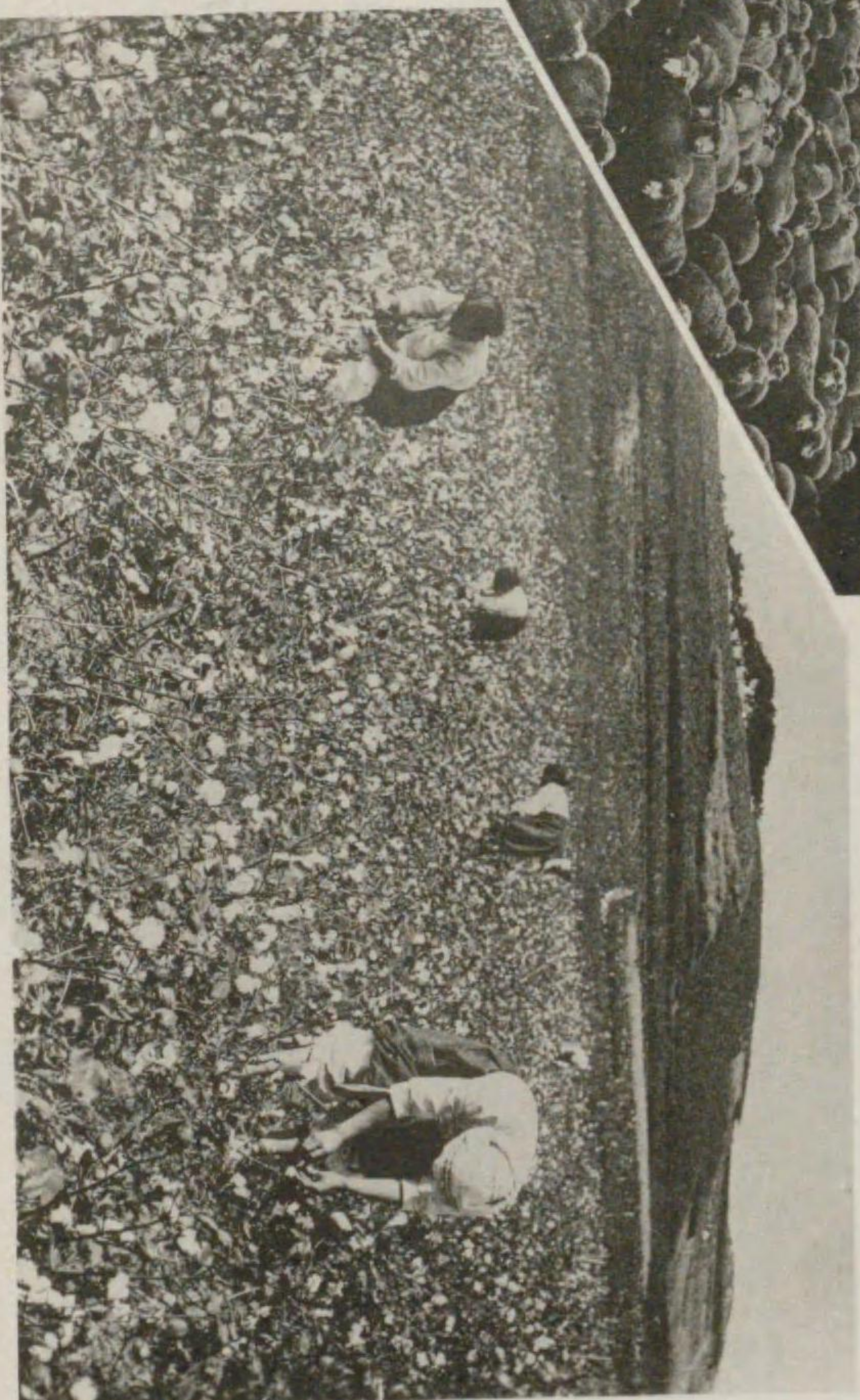
(組水津東) 池 水 貯



(組水興成) 堰 入 取 路 水



(北威) 牧 放 の 羊 綿



(南全) 取 採 の 絮 棉

第八章 農業

第一節 土地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖にして農作物の發育最も佳良なり。冬季は寒氣強きも麥類の如き冬作物の枯死する虞なく、年中概ね空氣乾燥せるを以て收穫物の品質良好なり。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分なるを以て屢旱害を被るこゝあり。然れども灌漑の設備年々發達せるを以て、漸次其の度を減じつゝあり、産米増殖に付ては初大正九年度より約十五箇年に亙り土地改良事業を施行することとなりたるが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することとなりたるが、昭和九年五月内外兩地に於ける米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採れり。昭和八年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の如し。

畝		田		土地臺帳未登録見積面積			
一毛作	二毛作	計	計	畝	田	火	田
一、二六五、四八・五 ^町	三九四、七七三・二 ^町	一、六六〇、二五八・七 ^町	二、七五一、五四九・〇 ^町	四、四一一、八〇三・七 ^町	三、五五〇・〇 ^町	五五、八五八・三 ^町	三六六、六〇一・二 ^町

土地臺帳未登録見積面積

自作	自	小	自作	自作	小	自作
畝	田	畝	田	畝	田	畝
五九、七九・六町	一、七七、三六・七町	一、二〇、四五・一町	一、三七、四一・八町	三三、七九・六町	六、五九・〇町	三六、三七〇・九町
					一四、九五・〇町	一七、四八・七町

第二節 國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在りて、其の面積は未だ正確なる調査を爲したるこゝなきも、概算九十萬町歩に達する見込にして、咸鏡南北道及江原道地方には一個所數百町歩に互るものあり、國有未墾地利用法は之が利用獎勵の趣旨を以て制定せるものにして、處分の敏活を期し、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、其の他のものに付朝鮮總督の許可を受くるこゝこせり。貸付期間は最長十箇年にして、土地の狀況其他特別の事由に依り拂下の必要ありき認むる場合を除き、凡て開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益なるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したるときは之を付與するこゝこせり。而して其の貸付料は一町歩に付五十錢にして、特別の事由ある場合に於ては減免せらるゝものこす。

國有未墾地の利用は夙に有利なるを認められ、之を田・畝に開墾するもの多く、昭和八年度末現在に於ける付與拂下一萬三千七百七十七件、面積二萬六千七百四十一町歩、貸付許可中のもの三千八件、面積二

萬一千九百九十一町歩なり。

第三節 公有水面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれたるも、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受くるこゝこなれり。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたるものの内比較的大面積のもの多くは公有水面にして、一箇所數百町歩に達するもの少からず、之が利用に當りては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要すこ雖、之を内地のそれに比すれば遙に僅少の額にて足るのみならず、其の餘地甚だ多く、且地味概ね肥沃なるが故に、收益亦少なからず。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩にして、内開墾可能見込面積七萬三千三百五十七町歩あり。公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明確にしたるものなり。

公有水面の利用は周到なる用意の下に施行するに於ては、營利事業として充分の價值を有するものなるこ共に、國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處少からざるを以て、從來有力なる企業家に於て之を利用せんこする者多し。

昭和八年度末現在に於ける竣功認可二千三十八件、面積二萬八千二百七十三町歩、埋立免許中のもの一千五百三十三件、面積五萬七千二百十五町歩なり。

第四節 農業者

農業者の状況は左表の如くにして、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置きて小作地を管理し、小作料を徴収するを普通とす。小作料徴収の方法は概ね(一)秋收期に於て検見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫に際し其の收穫物を折半し、其の一を小作料と爲すもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種とす。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるも、一般には口約を以て之を定むるを普通とす。昭和八年度農業者左の如し。

農業者戸數表

内地人	朝鮮人	滿洲國人及中華民國人	計
自作	自作兼小作	純火田民	被備者
五五五、五〇二戸	七四、七四二戸	八、五七二戸	九三、六四戸
九、〇二五戸	三、九八、四九八戸	二、三三二戸	三、〇〇九、八五五戸
計	計	計	計
五五五、五〇二戸	七四、七四二戸	八、五七二戸	九三、六四戸
九、〇二五戸	三、九八、四九八戸	二、三三二戸	三、〇〇九、八五五戸

備考 本表中被備者とは耕地を所有竝に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

第五節 農産

イ、米。農業生産額中首位を占むるものなり。然るに總督府始政當時畚の荒廢甚しく、反當りの收量少く、且品質劣等なりしを以て、改良増殖を圖りし結果、今日に於ては收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和八年に於て一千八百十九萬石、輸移出高七百九十九萬石、價額一億五千四百七十一萬圓に達す。

ロ、大豆。品質收量共に佳良にして、各道到る處に栽培せられ、殊に西北部には優良品を産し、内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富めるを以て、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばる。昭和八年中に於ける輸移出額は百四十六萬石、其の價額一千九百二十八萬圓に達し、米に次ぐ重要輸移出品たり。

ハ、麥。大麥・小麥を主とし、裸麥を併せて到る處に栽培せらる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額益増加するの状況に在り。

主要農作物作付段別及收穫高

(昭和八年末)

作付別	反		高		一段歩收穫高	
	水	陸	水	陸	水	陸
稻	一、六五九、四二二・一町	三、八〇五、二一八町	一七、九三四、三五七石	二五八、四六三石	一〇八一石	〇、六七九石
計	一、六五九、四二二・一町	三、八〇五、二一八町	一七、九三四、三五七石	二五八、四六三石	一〇八一石	〇、六七九石

作付反別		收穫		一段歩收穫高	
大麥	小麥	大麥	小麥	大麥	小麥
88,810.8 <small>町</small>	33,268.8 <small>町</small>	7,555,304 <small>石</small>	1,762,267 <small>石</small>	0.85 <small>石</small>	0.57 <small>石</small>
33,268.8 <small>町</small>	12,580.8 <small>町</small>	1,762,267 <small>石</small>	1,013,153 <small>石</small>	0.85 <small>石</small>	0.63 <small>石</small>
大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆
803,851.1 <small>町</small>	331,700.8 <small>町</small>	4,555,517 <small>石</small>	94,564 <small>石</small>	0.56 <small>石</small>	0.33 <small>石</small>
331,700.8 <small>町</small>	79,738.3 <small>町</small>	94,564 <small>石</small>	5,145,011 <small>石</small>	0.33 <small>石</small>	0.64 <small>石</small>
粟	大粟	粟	大粟	粟	大粟
79,738.3 <small>町</small>	4,555,517 <small>石</small>	5,145,011 <small>石</small>	0.33 <small>石</small>	0.64 <small>石</small>	0.64 <small>石</small>

本、甘藷 朝鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。
 へ、馬鈴薯 北朝鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝあり。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て、近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・平壤・咸興・徳源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至れり。其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿・栗とす。
 チ、蔬菜 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蒜等の栽培多く行はれ、開城白菜の如きは其の尤なるものなり。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加せり。
 リ、棉花 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南道及平安南道は其の主産地にして、全羅北道・忠清南道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太

くして短く弾力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅に二萬九百餘戸なりしに、昭和八年には作付反別十一萬七千三百二十一町歩、其の栽培戸數七十一萬七千四百六十六戸の多きに達し、尙大正八年より京畿・黃海・平安南北の四道及忠清北道・慶尙北道の一部に於て陸地棉に不適なる地方は在來棉を奨励栽培せしめ、昭和八年に於ては在來棉作付總面積五萬九千三百三十八町歩、其の栽培戸數二十四萬七千四百一戸に及べり。
 而して昭和八年は幸にして天候順調、收穫高は遙に前年を凌駕するに至り、同年末棉作付反別・收穫高及輸移出額は左の如し。

作付反別		收穫		輸移出高	
陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉	計	計
117,310.8 <small>町</small>	59,336.2 <small>町</small>	176,659 <small>斤</small>	114,333,476 <small>斤</small>	45,101,066 <small>斤</small>	159,435,574 <small>斤</small>
59,336.2 <small>町</small>	176,659 <small>町</small>	114,333,476 <small>斤</small>	45,101,066 <small>斤</small>	159,435,574 <small>斤</small>	142,467 <small>百斤</small>

第六節 蠶業

イ、桑苗 従來桑樹は山桑又は在來桑のみにして、蠶兒の飼料としては不適なるもの多く、加之繁殖法

も採木接木の方法に依るこなく、種實より得たる實生苗に過ぎざりしが、本府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努めしめ、一方當業者を督勵指導し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵したり。斯くて現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島ノ内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性強き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至れり、而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等なりしも、現今は全鮮各道に生産せられ、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施せり。その結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感じざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの状況となれり。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額左の如し。

桑苗生産業者數	實 生 産			接 木 苗 其 他 計		
	栽 植 用	砧 木 用	額			
昭和六年	一、二六八	一一、〇三三、六八九	八五、一六七、四六五	五三、二〇四、〇六二	二六、六三五	一四八、五二〇、八五一
昭和七年	一、〇三三	六、四八七、八五四	四二、八三七、三〇〇	三九、〇四六、〇七八	九六、二九	八九、三三三、〇八一
昭和八年	九四	九、三三五、四六二	六三、三三二、四〇八	二八、二四、八五八	一三六、七三五	一〇〇、八五九、四五三

口、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶なりしを以

て、始政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を慫慂し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、其の製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至れり。而して一面農蠶業獎勵機關に於ても疆内の風土に適應せる蠶種の選出に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしむ。

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠶日一號×國蠶支四號・國蠶支四號×國蠶歐三號・國蠶支一〇六×號國蠶歐十八號・國蠶支一四號×國蠶歐一七號並國蠶歐七號×國蠶支七號の一代交雜種にして、夏秋蠶種は國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日一號支國蠶一〇一號・國蠶日七號×國蠶支一〇六號・國蠶日一〇六號×國蠶支一〇一號の二化交雜、國蠶日一〇七號・×國蠶支一〇一號・×國蠶支九號の三元交雜種其の大部分を占む。

昭和八年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百七十五名にして、其の蠶種製造高百二十八萬七千八百七十三枚、價額約百六十萬圓を示し、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有するに至れり。而して養蠶の進展に伴ひ、將來益斯業の隆盛を見るに至らん。

ハ、繭 蠶繭は特殊農産物中最重要なるものに屬し、今や全鮮到る處に其の生産を見ざるなく、就中慶北・全南・江原・平北・忠南・咸南・平南の諸道最も多く、其他各道も亦日進の狀勢に在り。從來は

劣等なる在來三眠蠶なりしも、始政以來獎勵の結果、其の面目を一新し、全鮮到る處優良品種に更新せらるゝに至れり。

本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、年々國庫より補助金を交付し、斯業の發達を圖りつゝあるを以て、逐年激甚なる産繭額の増加を爲し、豫定の年限を俟たずして其の目的を達する見込なり。昭和八年に於ける狀況左の如し。

桑田反別	養蠶戸數	蠶補掃立 枚數	蠶種製造 枚數	春蠶 石	夏秋蠶 石	計 石	製絲戸數	生 産 額
七、六八・八	八三、〇〇九	一、二八、一八〇	一、三六、八七三	四三、一四〇	二四〇、八九四	六八、〇三四	二八三、六三六	四三五、五六八

ニ、生絲 生絲は從來幼稚なる在來製絲法に依り繰絲せられ居りしも、輒近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者續出するに至れり。而して此等の主要産地を見るに京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等にして、今や器械製絲釜數八千餘釜此等に依る生絲製造額二十九萬六千餘貫、其の價額一千二百五十五萬圓にして、之に其他の製絲法に依る生絲製造額十二萬八千九百貫、其の價額三百五十萬圓を加ふれば、生絲總生産額に於て四十二萬五千五百貫、總價額實に一千六百五十三萬圓を示し、逐年激増の盛況を呈するに至れり。

第七節 畜 産

イ、牛 朝鮮牛は性質温順體強健にして、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良

好なれば、肉用として亦廣く歡迎せられ、其の皮は緻密強韌、皮革の原料として貴重すべき素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せらるゝ數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、始政以來種牝牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すに共に、近時産米増殖計畫の遂行に伴ひ、益之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の貸付其他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、始政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百六十六萬三千餘頭を算するに至れり。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牝六七十圓、牝五六十圓内外なり。乳用牛はホルスタイン系統を主とし、飼養頭數は僅に千五百餘頭にして、其の搾乳高一萬餘石なり。ロ、馬 體軀矮小にして耕耘に使用せられざるも、比較的力強く、險路峻坂を行くに巧にして専ら乘駄兩用に供せられ、性質亦順良にして御し易し。普通一頭の價格約三、四十圓以上七、八十圓なり。朝鮮競馬令の實施に伴ひ、近時内地産の馬を移入する者著しく増加し、咸北慶源に國營の種馬牧場を設けて優良種馬の種付を獎勵し、李王職は蘭谷牧場を設け、洋種及雜種の蕃殖試験を行ひつゝあり。ハ、騾 乘駄兩用に供せらるゝも其の數少く、一頭の價額は約三四十圓、騾は五六十圓内外なり。ニ、緬羊 大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめたり、然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要

事項に屬するを以て、昭和九年度より新に緬羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリゲール種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すに共、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、漸次全鮮に及ぼすこととせり。

ホ、豚 農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、始政以來改良種としてパークシャー種の飼養を獎勵せしに、漸次其の數を増加し、昭和八年末には總頭數約百四十三萬頭の約半數に達せり。

ヘ、家禽 鶏最多數を占め、鷲・鷺及七面鳥等は其の數甚だ少し。鶏は殆ど農家に於て之を飼養せざるなく、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少し。始政以來改良種として白色レグホーン種・名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和八年末には總羽數六百八十六萬羽中改良種の歩合約四十四%に達せり。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和八年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約八十六萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込あり。近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。昭和八年末家畜及家禽現在數左の如し。

牛	計	飼養戸數	計	飼養戸數	驢	騾	山	羊
六〇三、七四九	一、〇五九、三六七	一、六三三、一三六	一、二九九、六三九	二七、二三三	二五、八〇二	五三、九四四	三七、三〇〇	四、八九〇
								一、四六二
								二八、六五三

緬	羊	計	飼養戸數	雄	雌	計	飼養戸數
二、六七五	六〇九、〇五五	八、六、〇八七	一、四三三、一四三	九七六、九三三	二、〇一五、六六一	四、八五三、〇七六	六、八八、〇三七
							一、五八〇、六三七

第八節 穀物検査

一 米穀検査 米は物産の大宗にして、輸移出品の首班たり。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正せるが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮(咸北を除く)に施行せり。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝに至れるも、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くのみならず、不良品の輸移出を徹底的に防止し得ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞少からざるに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(令制)及朝鮮穀物検査令施行規則(令府)を發布し、昭和七年十月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期することとせり。現行検査の要點を擧ぐれば、

- (イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたること
- (ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くること

(ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止せること(ニ) 玄米は一呎四斗(口枡五合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口枡四百グラム) 布袋入は十五キログラム(口枡百) 及三十キログラム(口枡二百) せせること(ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきき又は磨滅・汚損等に因り之を識別し難きに至りたるもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けるに非ざれば其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこと(ヘ) 検査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺すること(ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること(チ) 米穀検査は當分の内咸鏡北道には施行せざるに等なり。

二 大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物にして、其の改良は最も緊要なるを以て、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正せるが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を実施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗(口枡五合) せせり。

三 小麥検査 小麥検査は主要生産地たる黄海道(大正七年四月より) 及平安南道(大正十年八月より) に於て道令を以て米穀検査と同様の條件に付検査を爲しつゝありしが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を実施し、

検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口枡一・) せす。而して昭和八年五月より京畿道に於ても、同様検査を開始せり。

四 小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道(大正十一年五月より) 黄海道(大正十三年四月より) 咸鏡北道(昭和三年三月より) 菜豆は咸鏡北道(大正九年六月より) 咸鏡南道(大正十一年五月より) 豌豆は咸鏡北道(大正九年六月より) に於て夫々道令を以て検査規則を發布し、検査を施行しつゝありしが、昭和七年十月一日より國營検査を実施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、呎入一呎四斗(口枡五合) 麻袋入一袋百五十斤(口枡二・) せせり。

穀物検査成績

玄米検査成績表(呎)

検査總數	一等	二等	三等	四等	五等	計	合格	上	下	計	不合格内譯
	四、八三、五九	七、七四	三、四三、六九	一、三六、八七	三、〇九、八三	一三、四六、四三	三三、九	八四三、三一	六、四三三	九〇、七四六	

白米検査成績表(呎)

検査總數 (六〇呎入換算)	一等	二等	計	合格	不合格
	一〇、八五、四〇	九、六五〇、一九一	五四二、四五六	一〇、一九、六四九	九三、九

大豆検査成績表(呎)

自昭和八年七月 至昭和九年十月	検査總數	特等	一等	二等	三等	四等	計	合格	不合格
		三、七四三、六七八	八五、三七	三、五六、四一八	三、九七、三三三	一、六六七、三五三			

小麥検査成績表(叭)

自昭和八年八月 至昭和九年七月	検査總數	一等	二等	三等	計	合格	不合格
		三、三、三三	三、五八	四、八九、三五六	四、一、二四八	六、四、四六三	七、一

小豆検査成績表(箇)

自昭和八年七月 至昭和九年十月	検査總數	一等	二等	三等	計	合格	不合格
		四、一、三九三	二、八一〇	九、四六六	一、二、一〇四	二、四、三、八〇	五、八、九

菜豆検査成績表(箇)

自昭和八年十月 至昭和九年九月	検査總數	一等	二等	三等	計	合格	不合格
		一、六、一〇八	一、三	一、三、三八	一、三、六八七	一、四、九、一八	九、三、〇

豌豆検査成績表(箇)

自昭和八年八月 至昭和九年七月	検査總數	一等	二等	三等	計	合格	不合格
		七、六〇四	三、七、七八	三、一、一〇〇	一、五、〇、五	七、三、七三	九、七、〇

第九節 肥料取締

近年疆内に於ける販賣肥料の需要は逐年躍進的激増を來すに拘らず、農家の肥料に對する知識の向上之に伴はず、爲に一部奸商の乗ずる處となり、不正粗悪肥料の横行益甚しからんことを傾向ありたるを以て、昭和二年九月朝鮮肥料取締令(制)及同施行規則(府)並同施行細則(道)等の取締法規を發布し、同三年一月一日より之を施行せり。右實施に關し本府に肥料取締事務監督官一名、道に肥料取締官吏十五名を設置するの外、農事試験場に肥料検査係を置き、道又は肥料業者其他の依頼に應じ、肥料又は原料の分析鑑定を爲すことせり。肥料取締實施の結果、肥料業者の自覺を促し、施行前に行はれたる肥料の偽造・他物混和の如き犯罪又は肥料の拵賣の如き弊風は漸く其の數を減じ、鮮内販賣肥料の品位漸次改善向上されつゝあり。

昭和八年末現在肥料業者數は一萬二百六十八人にして、同年間に於ける取締法規違反件數等左の如し。

告發せるもの九件 免許取消せるもの四七八件 諭示せるもの二二七件 注意せるもの八四四件 計一、五五八件

第十節 勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設く。

イ、農事試験場

- (一) 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
 - (二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
 - (三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
 - (四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
 - (五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
 - (六) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
 - (七) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
 - (八) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和八年迄の卒業生總數六百二十名に及べり。
- ロ、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せるものにして、種

牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るに同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖りつゝあり。

ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面に在り、昭和九年新設せられたるものにして主として、綿羊の改良増殖を圖り、民間の需求に對し種羊を配給しつゝあり。

ニ、道農事試験場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範農具の貸與、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひたるに、昭和七年十月より道農事試験場と改稱し、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川・咸興・鏡城(穩城に支場を設く)に設けられたり。

ホ、道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すに共に、蠶業に關する試験調査を行ひつゝあり。

ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣、繭販賣に關する取締を爲す。

ト、朝鮮畜産協會及朝鮮蠶絲會 畜産の改良發達並蠶絲業の改良發達を圖るを目的とする任意團體なり。何れも朝鮮を一圓とし、官の施設に順應して設立されたるものにして、會報の發行、講習會・講演會其の他共進會・展覽會・競技會を開催し、専ら畜産及蠶業の進展に努めつゝあり。

チ、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織す。